

かながわの青少年2014

神奈川県青少年白書 <平成26年度版>

目 次

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成育環境

1 青少年人口	9
(1) 神奈川県青少年人口	9
ア 青少年人口の推移	9
イ 市町村別青少年人口の割合	9
(2) 神奈川県世帯数	12
(3) 神奈川県児童・生徒数	13
ア 在学者数	13
イ 外国籍児童・生徒の状況	13
2 青少年の体格と体力	14
(1) 体格	14
(2) 体力・運動能力	15
ア 握力	15
イ 持久走	15
ウ 50m走	16
エ ソフト・ハンドボール投げ	16
(3) 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況	17
3 青少年の生活習慣と意識	17
(1) 基本的な生活習慣	17
ア 朝食の摂取状況	17
イ 睡眠時間	18
ウ テレビ視聴時間	18
エ 家での勉強	19
(2) 家庭でのコミュニケーション	19
(3) 青少年の意識	21
ア 自己肯定感	21
イ 人間関係	23
ウ 「いのち」について	24

第2 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年

1 児童虐待の状況	25
2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況	26
3 問題行動等	27
(1) 非行少年の状況	27
(2) 薬物乱用の状況	28
(3) 不良行為少年の状況	29
(4) 福祉犯罪による被害の状況	30
4 ひきこもりの状況	31
(1) ひきこもりの数	31
(2) ひきこもりの若者が抱える不安要素	31
(3) ひきこもりになったきっかけ	32

(4) 小中学校時代の経験	32
(5) 相談実績からみたひきこもりの状況	34
5 自殺	34
第3 青少年の就労環境等	35
1 高等学校卒業者の進路	35
2 就職内定率	36
(1) 高校新卒者の就職内定状況	36
(2) 大学卒業予定者の就職内定状況	36
3 離職率	37
4 若年無業者	37
第4 情報化の急激な進展と青少年への影響	38
1 携帯電話及びパソコンの利用実態	38
(1) 携帯電話の所有率とインターネット利用率及び所有機種	38
(2) パソコンの使用率とインターネットの利用率	38
(3) 携帯電話のフィルタリング利用率	39
(4) パソコンのフィルタリング利用率	40
(5) インターネット上のトラブル等の経験	40
(6) 生活面への影響	41
2 出会い系サイト等を巡る事件の被害状況	42
第5 青少年と地域社会	
1 青少年と地域との関わり	43
(1) あいさつ	43
(2) 地域行事への参加	43
2 保護者の意識	44
(1) 家庭でのしつけ・教育	44
ア 「家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えている」という声について	44
イ 家庭での教育（しつけ）についての悩みや不安の有無	45
(2) 家庭でのコミュニケーション	45
3 地域と学校との関わり	45
4 大人の意識	46
5 青少年団体	47
(1) 子ども会	47
(2) 地域活動への参加	47
(3) 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数	48
第2章 青少年施策の展開	
第1 子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の展開	49
第2 青少年施策の基本方向	49

第3 平成25年度における青少年施策の主な取組み	51
1 青少年の成長の基盤づくりと社会参画の推進	51
(1) 健康な心と体、確かな学力の育成.....	51
ア 学校における食育の推進（教育局）.....	51
イ かながわ学びづくり推進事業（教育局）.....	51
ウ いのちの大切さを学ぶ教室の開催（警察本部）.....	51
エ 体力づくり推進事業（教育局）.....	51
(2) 豊かな人間性と社会性をはぐくむ体験学習や社会参画の推進.....	52
ア 子どもの社会参画の推進（県民局）.....	52
イ シチズンシップ教育（教育局）.....	52
ウ 子どもの遊び・スポーツ活動推進事業（教育局）.....	52
エ かながわスポーツクリニック事業（教育局）.....	53
オ 青少年科学活動推進事業（県民局）.....	53
カ 青少年舞台芸術活動の推進（県民局）.....	54
キ 伝統芸能等普及振興事業（県民局）.....	55
ク 高校生ボランティアセンターの運営支援（教育局）.....	55
ケ 青少年指導者養成推進事業（県民局）.....	55
コ 国際・英語教育活動（教育局）.....	57
サ 小学生等の放課後などにおける育ちの場の提供（県民局、教育局）.....	57
シ 三県省道スポーツ交流事業（県民局、教育局）.....	57
ス 少年の社会参加活動（警察本部）.....	57
(3) 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成.....	58
ア 青少年喫煙飲酒防止条例推進事業（県民局）.....	58
イ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進事業（教育局）.....	58
ウ 薬物乱用防止対策の推進（保健福祉局・県民局）.....	58
エ 携帯電話教室（教育局）.....	59
オ メディアリテラシー教育の推進（教育局）.....	59
カ エイズ予防啓発事業[青少年エイズ性感染症予防講演会]（保健福祉局）.....	59
キ 学校における消費者教育の推進（県民局）.....	60
2 青少年の自立を支援する環境づくり	61
(1) 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の整備.....	61
ア 神奈川県子ども・若者支援連携会議の設置（県民局）.....	61
イ かながわ子ども・若者総合相談センターの運営（県民局）.....	63
ウ 地域若者サポートステーションの設置運営（県民局、産業労働局）.....	64
エ 少年相談活動（警察本部）.....	65
オ 総合教育センター[教育相談センター]による相談事業（教育局）.....	66
(2) ひきこもり等困難を抱える青少年の支援.....	67
ア ひきこもり地域支援センター（県民局）.....	67
イ ひきこもり等青少年自立支援事業（県民局）.....	69
ウ 障害者地域生活支援事業[県事業]の一部（保健福祉局）.....	69
エ フリースペース等事業費補助（県民局）.....	69
オ ひきこもり支援サイト「ひきスタ」（県民局）.....	69

(3) 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進	69
ア 非行防止教室の開催（警察本部）	70
イ 高校生による非行防止教室の開催（教育局・警察本部）	70
ウ 少年の規範意識を醸成する活動（警察本部）	70
エ いのちの大切さを学ぶ教室の開催（警察本部）【再掲】	71
オ スクールサポーターによる活動（警察本部）	71
カ 少年補導活動等の充実による非行と犯罪被害の未然防止（警察本部）	71
キ 少年サポートチーム活動の推進（警察本部）	71
ク サイバー補導活動の推進（警察本部）	72
ケ 問題を抱える少年に対する継続補導の推進（警察本部）	72
コ 少年柔道・剣道の推進（警察本部）	72
(4) 不登校・いじめ・暴力行為など学校が抱える課題への対応の充実	73
ア いじめ防止対策推進法施行に伴ういじめ防止対策の推進（教育局）	73
イ 問題行動等未然防止推進事業（教育局）	73
ウ かながわ子どもスマイルウェーブ事業（教育局）	73
エ スクールカウンセラー配置活用事業（教育局）	73
オ スクールソーシャルワーカー活用事業・巡回相談等強化事業（教育局）	73
(5) 社会的・経済的な自立の促進	74
ア 若年者就業支援事業（産業労働局）	74
イ キャリア教育推進事業（教育局）	74
ウ 生活保護受給世帯の子どもと親の支援（保健福祉局）	74
エ あすなるサポートステーション事業（県民局）	74
3 青少年の健やかな成長を支える地域社会づくり	75
(1) 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進	75
ア 青少年保護育成条例推進事業（県民局）	75
イ 青少年喫煙飲酒防止条例推進事業（県民局）【再掲】	75
ウ 風俗営業店等に対する立ち入り・協力要請の実施（警察本部）	75
(2) 急激に進展する情報化社会への対応	76
ア 青少年保護育成条例推進事業（県民局）	76
イ 携帯電話サイト「かながわモード」の運営（教育局）	76
ウ 携帯電話販売店に対する協力要請（警察本部）	76
(3) 被害防止・保護活動の推進	77
ア 児童虐待防止対策緊急強化事業（県民局）	77
イ 児童ポルノ排除に向けた社会気運の醸成（警察本部）	78
ウ 青少年の福祉を害する犯罪対策の推進（警察本部）	78
エ 犯罪被害者等への支援（安全防災局）	78
(4) 青少年の成長を支える豊かなコミュニティづくり	79
ア 青少年関係団体育成事業（県民局）	79
イ 家庭教育力充実事業（教育局）	79
ウ 安全・安心まちづくり活性化事業（安全防災局）	79
エ セーフティかながわユースカレッジの開催（安全防災局）	79
オ 大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア活動への参加促進（警察本部）	79

カ 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくりの推進(警察本部) ……	80
キ NPO等との連携による不登校児童・生徒支援事業(教育局) ……	80
ク 青少年育成地域活動推進事業(県民局) ……	80



お知らせ

- ・ 「インターネット上の有害情報の氾濫について」～携帯電話のフィルタリング設定の必要性～ …… 81

図・表 目 次

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成育環境

1 青少年人口

図1-1-1	青少年人口の推移（神奈川県）	9
表1-1-1	市町村別青少年人口の割合（神奈川県）	10
図1-1-2	一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県）	12
図1-1-3	一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）	12
図1-1-4	在学者数の推移（神奈川県）	13
表1-1-2	外国籍児童・生徒数の推移（神奈川県）	13

2 青少年の体格と体力

図1-2-1	身長の平均値の年次推移（神奈川県）	14
図1-2-2	体重の平均値の年次推移（神奈川県）	14
図1-2-3	握力の平均値の年次推移（神奈川県）	15
図1-2-4	持久走の平均値の年次推移（神奈川県）	15
図1-2-5	50m走の平均値の年次推移（神奈川県）	16
図1-2-6	ソフト・ハンドボール投げの平均値の年次推移（神奈川県）	16
図1-2-7	運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況（神奈川県）	17

3 青少年の生活習慣と意識

図1-3-1	朝食の摂取状況（神奈川県）	17
図1-3-2	睡眠時間（神奈川県）	18
図1-3-3	テレビ視聴時間（神奈川県）	18
図1-3-4	家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（神奈川県）	19
図1-3-5	家の人と学校での出来事について話をしていますか（神奈川県）	19
図1-3-6	家の人と普段（月～金曜日）、夕食を一緒に食べていますか（神奈川県）	20
図1-3-7	家の手伝いをしていますか（神奈川県）	20
図1-3-8	自分には、よいところがあると思いますか（神奈川県）	21
図1-3-9	将来の夢や目標を持っていますか（神奈川県）	22
図1-3-10	人の役に立つ人間になりたいと思いますか	22
図1-3-11	人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか（神奈川県）	23
図1-3-12	学校で友達に会うのは楽しいと思いますか（神奈川県）	23
図1-3-13	自分の「いのち」を大切に思うか（神奈川県）	24

第2 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年

1 児童虐待の状況

図2-1-1	児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川全県）	25
表2-1-1	児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳（神奈川全県）	25
図2-1-2	児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川全県）	25

2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況

図2-2-1	いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県）	26
図2-2-2	いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県）	26

3 問題行動等

表2-3-1	非行少年の推移(神奈川県)	27
図2-3-1	非行少年等の検挙・補導状況(神奈川県)	27
表2-3-2	再犯者率の推移(神奈川県)	28
表2-3-3	薬物乱用少年の推移(神奈川県)	28
表2-3-4	平成25年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況(神奈川県)	28
表2-3-5	不良行為少年の推移(神奈川県)	29
図2-3-2	不良行為少年の行為別状況(神奈川県)	29
図2-3-3	不良行為少年の学校・職業別状況(神奈川県)	29
表2-3-6	福祉犯罪(刑法犯を含む)の推移(神奈川県)	30
図2-3-4	平成25年中における福祉犯罪による被害少年の法令別状況(神奈川県)	30

4 ひきこもりの状況

表2-4-1	ひきこもり群の推計数(全国)	31
図2-4-1	ひきこもりの若者が抱える不安要素(全国)	31
図2-4-2	ひきこもりになったきっかけ(全国)	32
図2-4-3	小中学校時代の学校での経験(全国)	32
図2-4-4	小中学校時代の家庭での経験(全国)	33
図2-4-5	相談実績(平成16~25年度)から見たひきこもりの状況(神奈川県)	34

5 自殺

図2-5-1	若者の自殺者数の推移(全国)	35
表2-5-1	19歳以下の若者の自殺者数の推移(神奈川県)	35

第3 青少年の就労環境等

1 高等学校卒業者の進路

図3-1-1	高等学校卒業者の進路状況の推移(神奈川県)	35
--------	-----------------------	----

2 就職内定率

図3-2-1	高校新卒者の就職内定率の推移(全国)	36
図3-2-2	大学卒業予定者の就職(内定)率の推移(全国)	36

3 離職率

図3-3-1	平成22年3月卒業者の在職期間別離職率(全国)	37
--------	-------------------------	----

4 若年無業者

図3-4-1	年齢階級別若年無業者の推移(全国)	37
--------	-------------------	----

第4 情報化の急激な進展と青少年への影響

1 携帯電話及びパソコンの利用実態

図4-1-1	携帯電話の所有率とインターネット利用率及び所有機種(全国)	38
図4-1-2	パソコンの使用率とインターネット利用率(全国)	39
図4-1-3	携帯電話のフィルタリング利用率(全国)	39

図4-1-4	パソコンのフィルタリング利用率（全国）	40
図4-1-5	インターネット上のトラブルや問題行動等の経験（全国）	40
図4-1-6	利用ルール設定と利用時間の関係	41
図4-1-7	睡眠時間と利用時間の関係	41
図4-1-8	朝食と利用時間の関係	41

2 出会い系サイト等を巡る事件の被害状況

図4-2-1	出会い系サイト等を利用した事件の被害児童の推移（神奈川県）	42
図4-2-2	コミュニティサイトに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの加入状況（全国）	42

第5 青少年と地域社会

1 青少年と地域との関わり

図5-1-1	近所の人に出会ったときは、あいさつをしていますか（神奈川県・全国）	43
図5-1-2	今住んでいる地域の行事に参加していますか（神奈川県・全国）	43

2 保護者の意識

図5-2-1	「家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えている」との声を聞くことがありますが、あなたはどのように感じていますか（全国）	44
図5-2-2	あなたは、家庭での教育（しつけ等）についてどの程度悩みや不安がありますか（全国）	45
図5-2-3	あなたの家庭では保護者と子どもとのコミュニケーションは充実していると思いますか（全国）	45

3 地域と学校との関わり

図5-3-1	P T Aや地域の人が学校の諸活動にボランティアとして参加してくれますか（全国）	46
--------	--	----

4 大人の意識

図5-4-1	青少年をめぐる昨今の問題は親や地域住民など大人の責任が大きいですか（神奈川県）	46
図5-4-2	今後10年くらいの間に神奈川県はどうなっていくと思いますか（神奈川県）	47

5 青少年団体

表5-5-1	子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県）	47
図5-5-1	地域活動への参加の頻度（神奈川県）	48
図5-5-2	子どもの健全育成の分野で活動するN P O法人の数の推移（神奈川県）	48

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成育環境

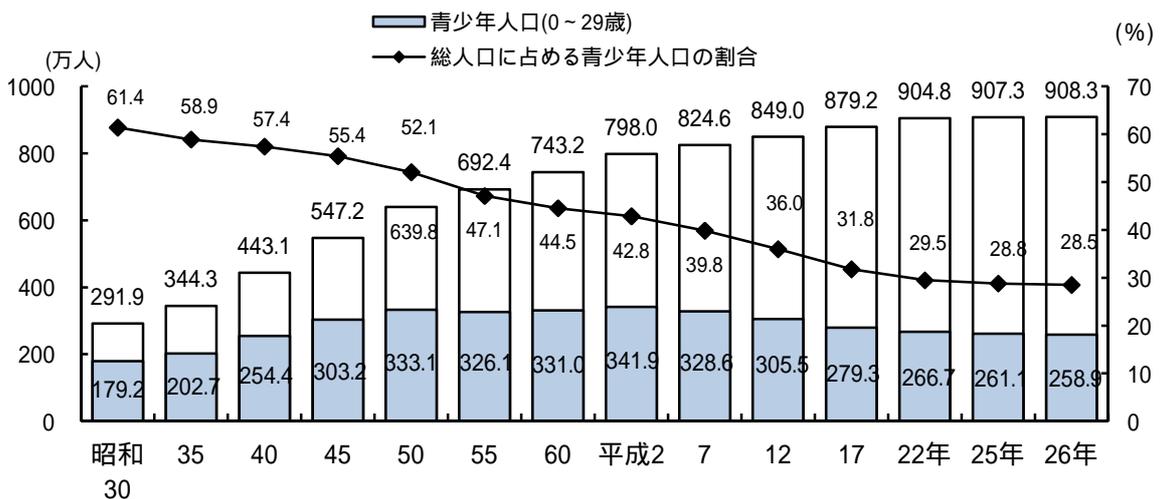
1 青少年人口

(1) 神奈川県青少年人口

ア 青少年人口の推移

本県の総人口は平成26年1月1日現在で908万3,839人（男454万4,069人、女453万9,770人）であり、0～30歳未満の青少年は258万9,114人（男134万189人、女124万8,925人）で総人口の28.5%になります。昭和30年には61.4%と過半数を占めていましたが、その後減少を続けています。

<図1-1-1 青少年人口の推移（神奈川県）>



出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

平成26年は、神奈川県年齢別人口統計調査結果報告（統計センター：平成26年1月1日現在のものを参考加算）

イ 市町村別青少年人口の割合

本県の青少年の人口を地域別で見ると、横浜市が104万8,593人と最も多く、県全体の青少年人口の40.5%を占めています。政令市を除く各市町村の人口総数に占める青少年人口の割合は、厚木市が30.4%と最も高く、最も低い真鶴町の19.8%とは、10.6%の差があります。

<表1-1-1 市町村別青少年人口の割合（神奈川県）>

地域・市区町村名	人口総数	青少年人口		
		0～29歳	構成比	青少年人口の割合 (/ × 100)
県 計	9,083,839	2,589,114	100.0%	28.5%
横浜・川崎地域	5,153,355	1,487,504	57.5%	28.9%
横 浜 市	3,703,258	1,048,593	40.5%	28.3%
横浜市 鶴見区	280,234	81,936	3.2%	29.2%
横浜市 神奈川区	234,496	67,866	2.6%	28.9%
横浜市 西区	97,251	25,529	1.0%	26.3%
横浜市 中区	147,065	33,807	1.3%	23.0%
横浜市 南区	194,393	49,662	1.9%	25.5%
横浜市 保土ヶ谷区	204,290	56,919	2.2%	27.9%
横浜市 磯子区	161,968	42,511	1.6%	26.2%
横浜市 金沢区	204,453	56,468	2.2%	27.6%
横浜市 港北区	338,969	101,918	3.9%	30.1%
横浜市 戸塚区	273,962	78,821	3.0%	28.8%
横浜市 港南区	217,782	57,648	2.2%	26.5%
横浜市 旭区	248,560	66,147	2.6%	26.6%
横浜市 緑区	178,783	53,203	2.1%	29.8%
横浜市 瀬谷区	125,599	35,559	1.4%	28.3%
横浜市 栄区	123,176	32,475	1.3%	26.4%
横浜市 泉区	154,807	42,629	1.6%	27.5%
横浜市 青葉区	307,844	96,261	3.7%	31.3%
横浜市 都筑区	209,626	69,234	2.7%	33.0%
川 崎 市	1,450,097	438,911	17.0%	30.3%
川崎市 川崎区	218,445	61,435	2.4%	28.1%
川崎市 幸区	157,418	44,168	1.7%	28.1%
川崎市 中原区	240,696	75,437	2.9%	31.3%
川崎市 高津区	222,923	68,921	2.7%	30.9%
川崎市 多摩区	213,419	68,886	2.7%	32.3%
川崎市 宮前区	223,476	68,553	2.6%	30.7%
川崎市 麻生区	173,720	51,511	2.0%	29.7%
横須賀三浦地域	719,506	183,002	7.1%	25.4%
横須賀市	409,340	109,203	4.2%	26.7%
鎌倉市	173,448	41,577	1.6%	24.0%
逗子市	57,868	13,648	0.5%	23.6%
三浦市	46,283	10,631	0.4%	23.0%
葉山町	32,567	7,943	0.3%	24.4%
県央地域	1,565,166	456,036	17.6%	29.1%

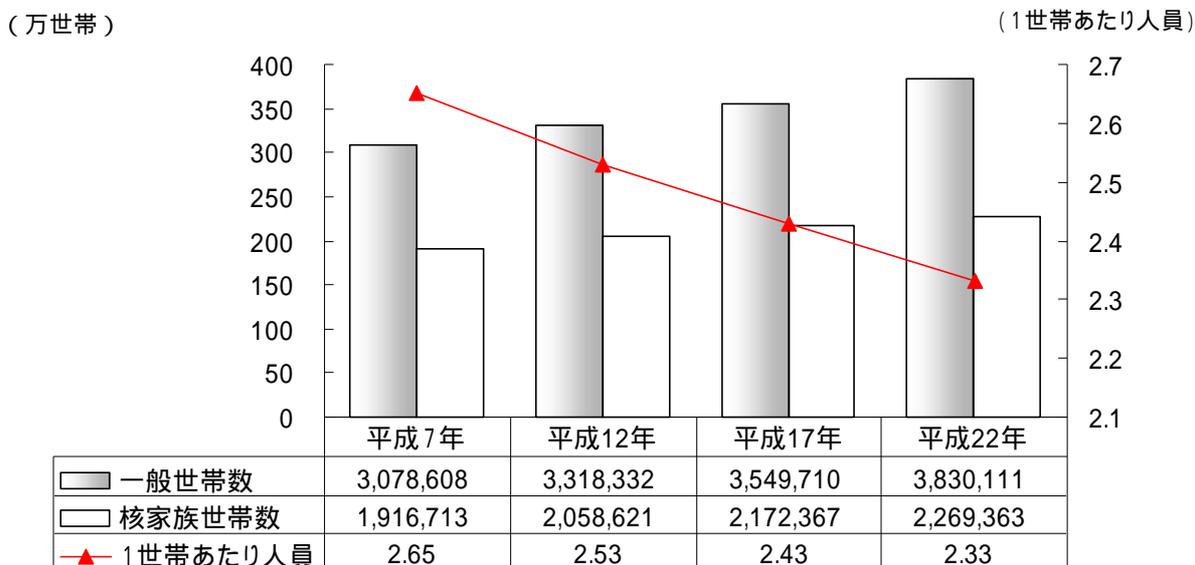
相模原市	721,155	211,327	8.2%	29.3%
相模原市 緑区	176,432	51,356	2.0%	29.1%
相模原市 中央区	268,135	81,052	3.1%	30.2%
相模原市 南区	276,588	78,919	3.0%	28.5%
厚木市	225,020	68,539	2.6%	30.5%
大和市	232,236	66,374	2.6%	28.6%
海老名市	129,191	37,228	1.4%	28.8%
座間市	129,548	36,268	1.4%	28.0%
綾瀬市	83,903	24,281	0.9%	28.9%
愛川町	40,818	11,294	0.4%	27.7%
清川村	3,295	725	0.02%	22.0%
湘南地域	1,292,976	370,757	14.3%	28.7%
平塚市	258,076	73,176	2.8%	28.4%
藤沢市	418,417	123,124	4.8%	29.4%
茅ヶ崎市	237,418	66,109	2.6%	27.8%
秦野市	169,326	49,883	1.9%	29.5%
伊勢原市	100,850	29,874	1.2%	29.6%
寒川町	47,438	13,619	0.5%	28.7%
大磯町	32,533	7,910	0.3%	24.3%
二宮町	28,918	7,062	0.3%	24.4%
県西地域	352,836	91,815	3.5%	26.0%
小田原市	195,958	52,425	2.0%	26.8%
南足柄市	43,566	11,705	0.5%	26.9%
中井町	9,797	2,414	0.1%	24.6%
大井町	17,356	4,972	0.2%	28.6%
松田町	11,402	2,830	0.1%	24.8%
山北町	11,075	2,530	0.1%	22.8%
開成町	16,748	4,807	0.2%	28.7%
箱根町	13,219	3,123	0.1%	23.6%
真鶴町	7,679	1,524	0.1%	19.8%
湯河原町	26,036	5,485	0.2%	21.1%

出典：神奈川県年齢別人口統計調査結果報告（統計センター 平成26年1月1日現在）を基に青少年課にて作成

(2) 神奈川県の世界帯数

一般世帯総数、そのうちの核家族世帯数ともに増加傾向にあり、一般世帯の一世帯あたりの人数は減少傾向にあります。また、一般世帯の家族類型の割合の推移では、夫婦と子どもからなる世帯が減少傾向にあります。

< 図1-1-2 一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県） >

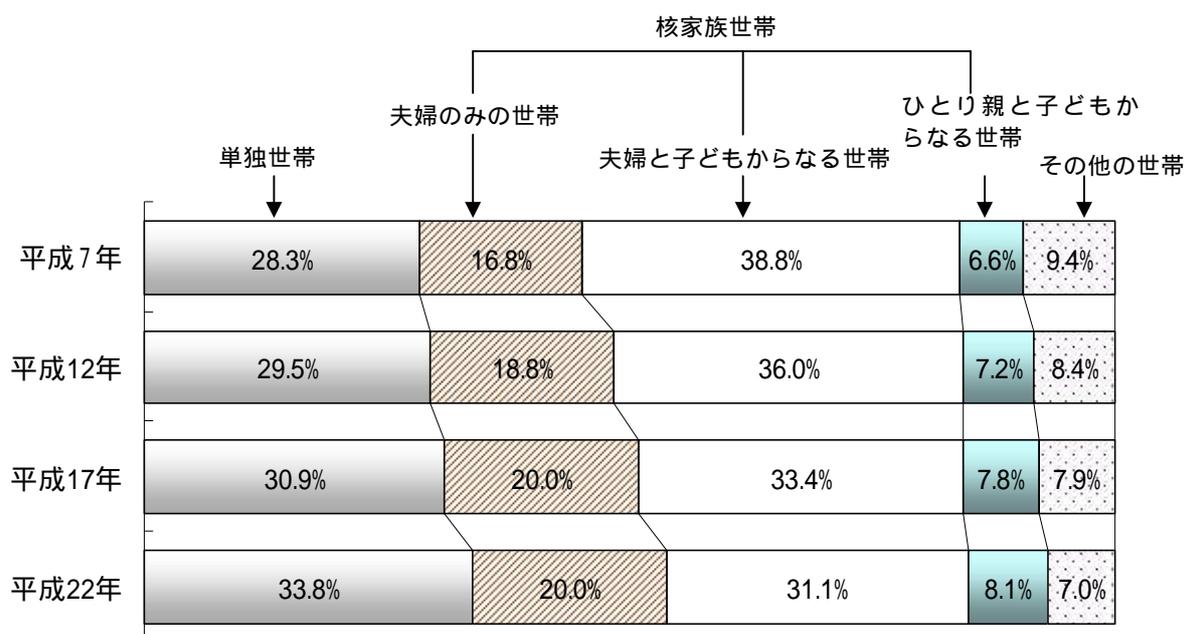


(注) 1 ここていう一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者をいう。

2 核家族世帯とは、一般世帯のうち 夫婦のみ 夫婦と子供からなる世帯 ひとり親と子供からなる世帯 をいう。

出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

< 図1-1-3 一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県） >



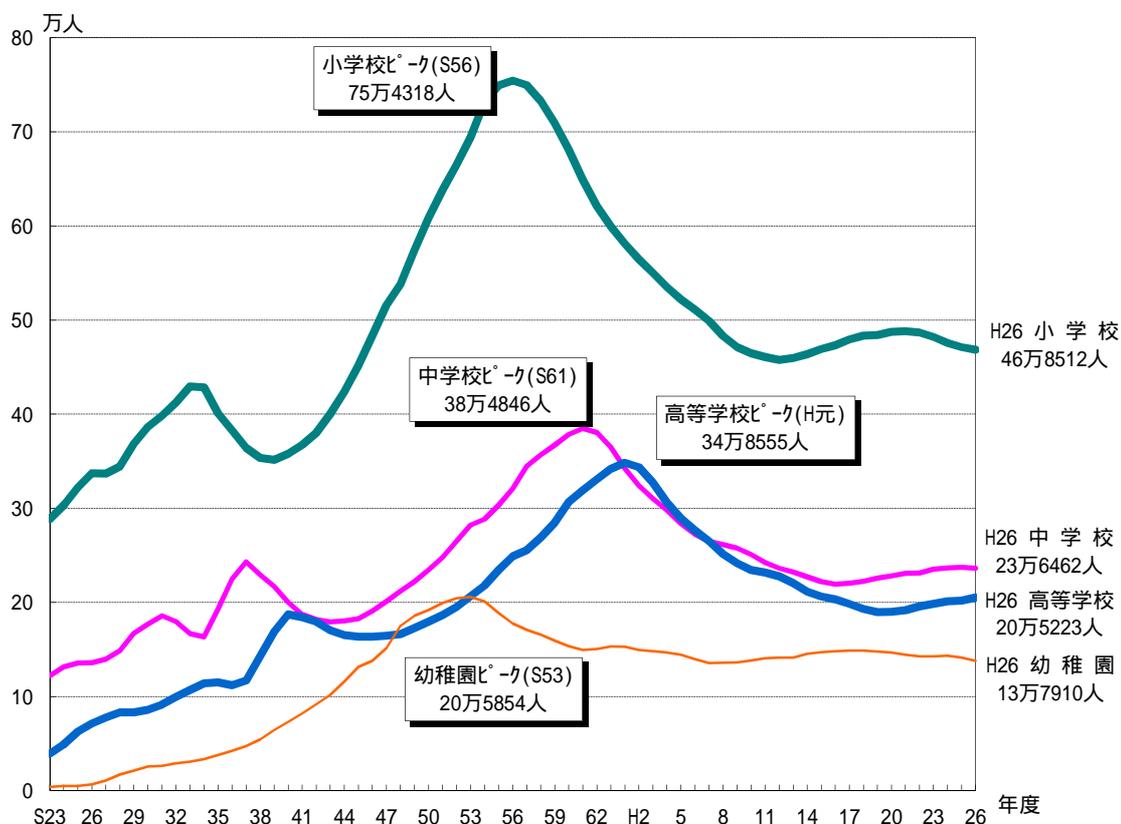
出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

(3) 神奈川県の子童・生徒数

ア 在学者数（平成26年5月現在）

- (ア) 幼稚園は13万7,910人で、前年度より3,497人（2.5%）減少
- (イ) 小学校は46万8,512人で、前年度より2,768人（0.6%）減少
平成13年度から9年連続で増加していたが、平成22年度から5年連続で減少。
- (ウ) 中学校は23万6,462人で、前年度より999人（0.4%）減少
平成17年度から9年連続で増加していたが、本年度は減少に転じた。
- (エ) 高等学校は20万5,223人で、前年度より3274人（1.6%）増加
ピークの平成元年度（34万8,555人）から減少を続けていたが、平成20年度から7年連続で増加。

< 図1-1-4 在学者数の推移（神奈川県） >



出典：平成26年度神奈川県学校基本調査結果報告（統計センター）

イ 外国籍子童・生徒の状況

平成25年度には、世界65カ国から6,070名の外国籍子童・生徒が公立の小・中学校に在籍し、そのうち、全体の約42%にあたる2,578名が日本語の指導を必要としています。

< 表1-1-2 外国籍子童・生徒数の推移（神奈川県） > (人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成23年度	平成25年度
小学校	4,291	4,294	4,316	3,981	3,999
中学校	1,779	1,928	2,122	2,100	2,071
計	6,070	6,222	6,438	6,081	6,070

（備考）平成21年度からは隔年で調査実施

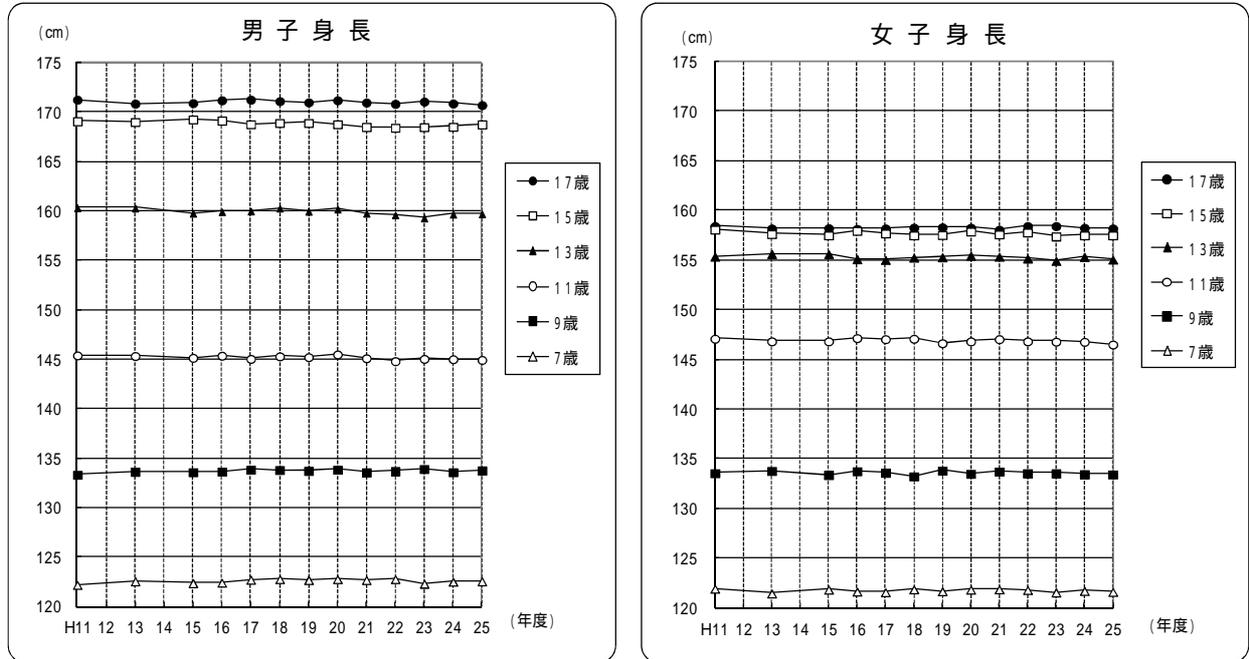
出典：子ども教育支援課

2 青少年の体格と体力

(1) 体格

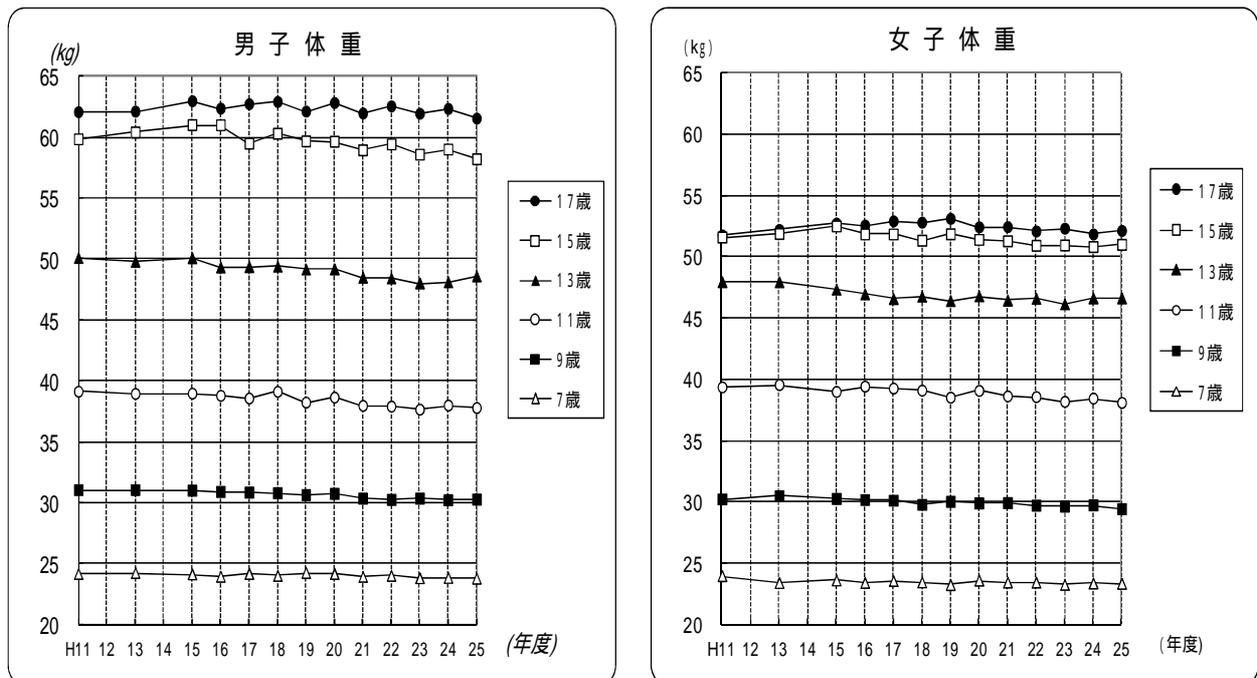
本県において、「身長」「体重」といずれも平成11年度以降、多少の上下はあるものの、ほぼ横ばいの傾向にあります。

< 図1-2-1 身長の平均値の年次推移 (神奈川県) >



出典：平成25年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

< 図1-2-2 体重の平均値の年次推移 (神奈川県) >



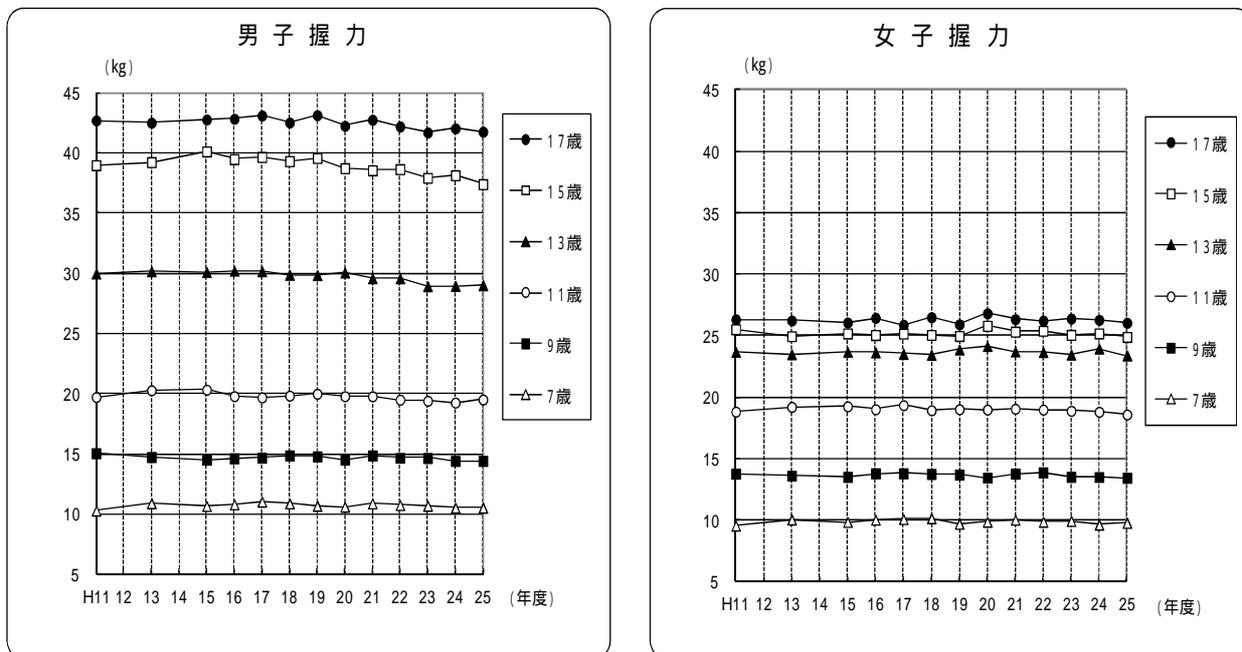
出典：平成25年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

(2) 体力・運動能力

ア 握力

「握力」は、運動を発現する多数の筋群の力（筋力）の代表として取り上げられているテスト項目です。平成11年度以降、男女ともそれぞれの年齢において横ばいの傾向にありますが、平成25年度は、男子の15歳と女子の9歳、11歳、13歳、15歳で最も低い値となりました。

<図1-2-3 握力の平均値の年次推移（神奈川県）>

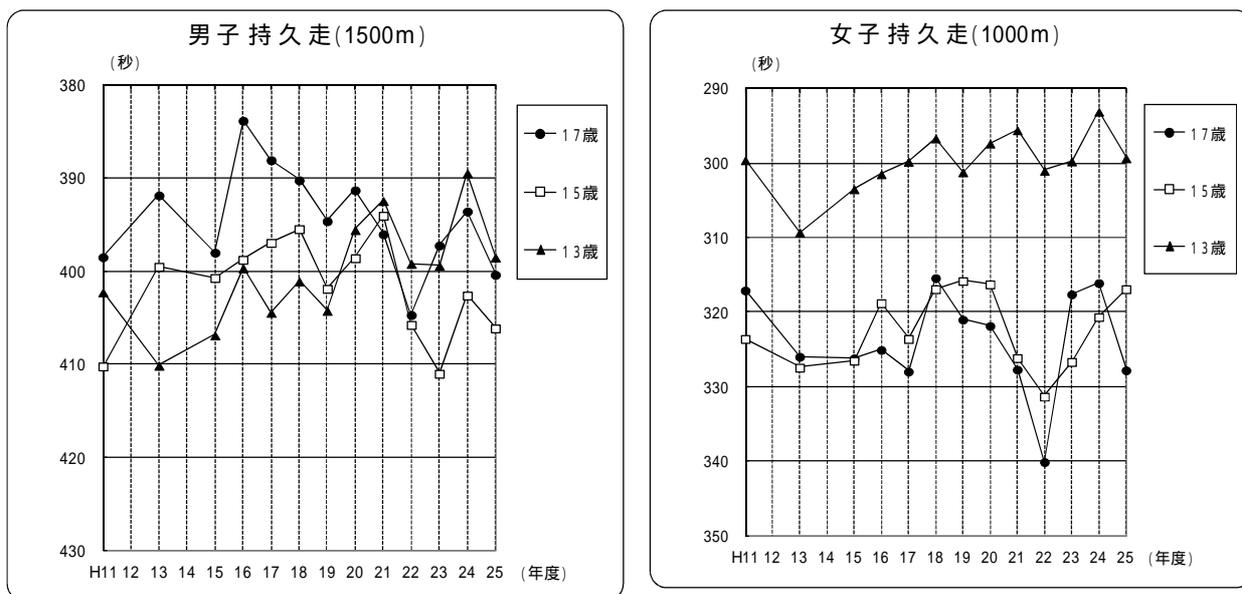


出典：平成25年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

イ 持久走

「持久走」は、走の運動能力と健康に関連した体力要素でもある全身持久力の指標となるテスト項目です。平成11年度以降、各年度により平均値が上下しており、傾向を読み取ることではできませんでした。

<図1-2-4 持久走の平均値の年次推移（神奈川県）>

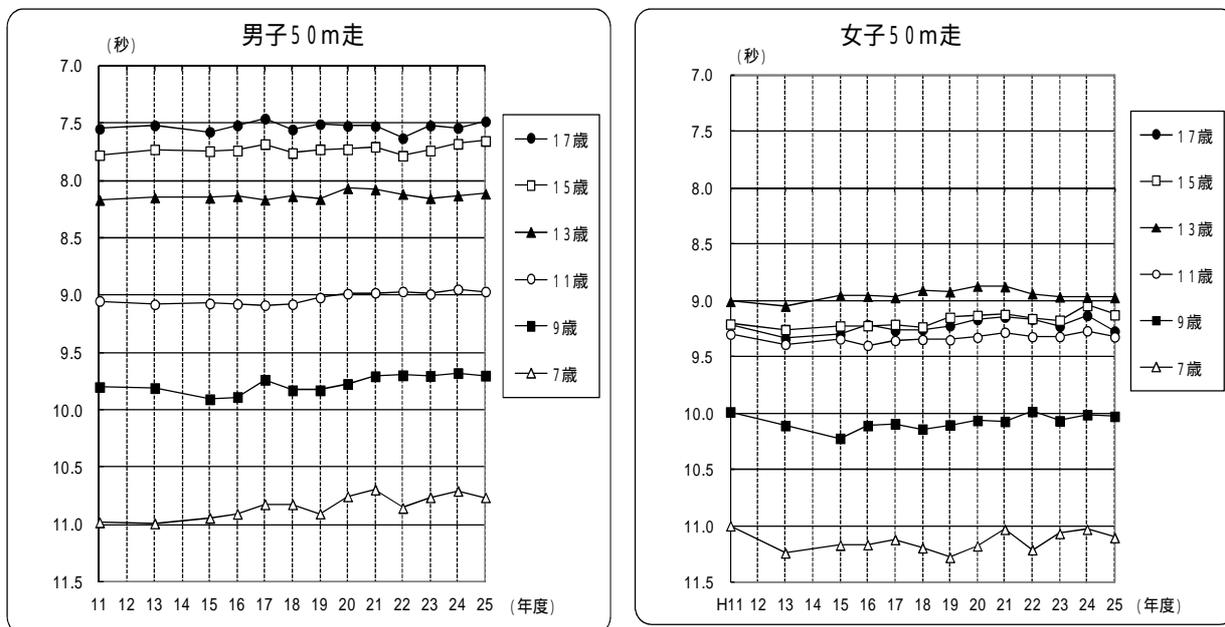


出典：平成25年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

ウ 50m走

「50m走」は、走の運動能力と全身の移動スピードを測定するテスト項目です。平成11年度以降、男女ともにそれぞれの年齢において横ばいの傾向にあります。平成25年度は、男子15歳で最も高い値となりました。

<図1-2-5 50m走の平均値の年次推移（神奈川県）>

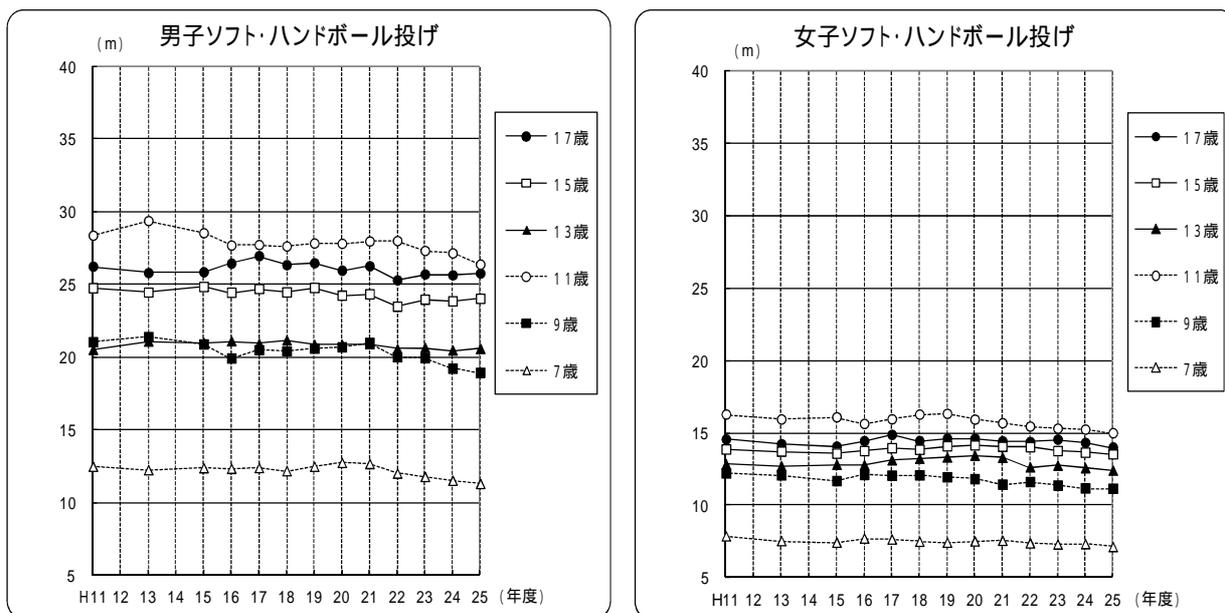


出典：平成25年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

エ ソフト・ハンドボール投げ

「ソフトボール投げ」及び「ハンドボール投げ」は巧み性にかかわる投の運動能力と筋パワー（瞬発力）を測定するテスト項目です。平成11年度以降、それぞれの年齢においてほぼ横ばいの傾向がありますが、平成25年度は、男子の7歳、9歳、11歳と女子の全年齢層で最も低い値となりました。

<図1-2-6 ソフト・ハンドボール投げの平均値の年次推移（神奈川県）>

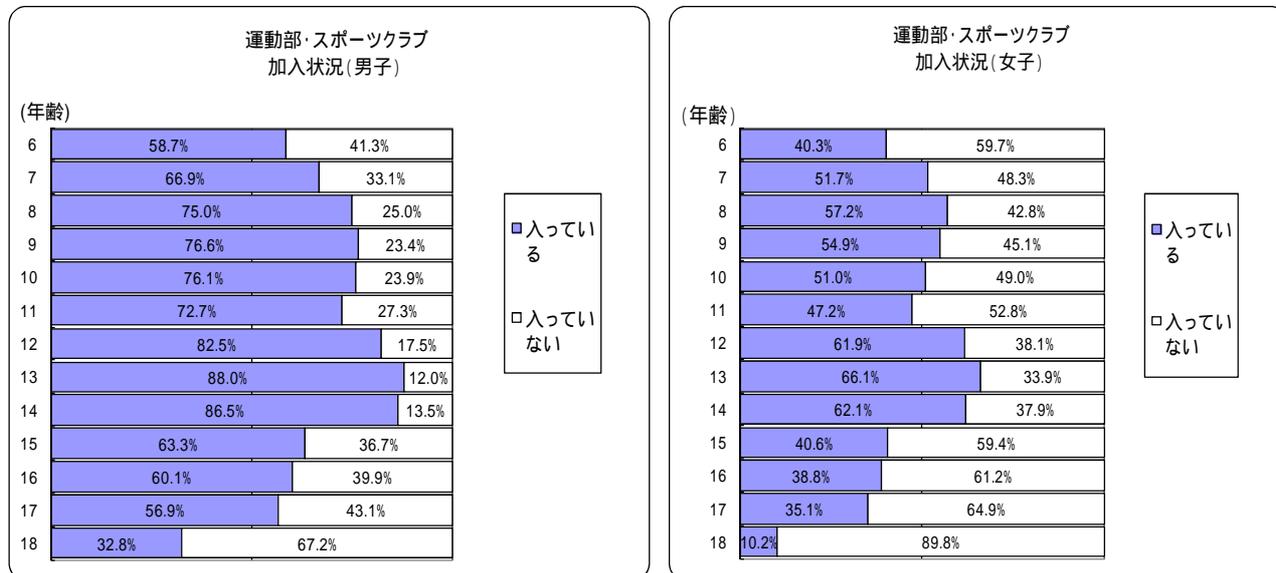


出典：平成25年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

(3) 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況

すべての年齢で、女子に比べて男子の加入率が高い状況にあります。男女ともに中学生の加入率が他の校種と比較して高く、それぞれの校種においては、小学生では男子9歳、女子8歳、中学生では男女ともに13歳、高校生では男女ともに15歳が最も高くなっています。

< 図1-2-7 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況（神奈川県） >



出典：平成25年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

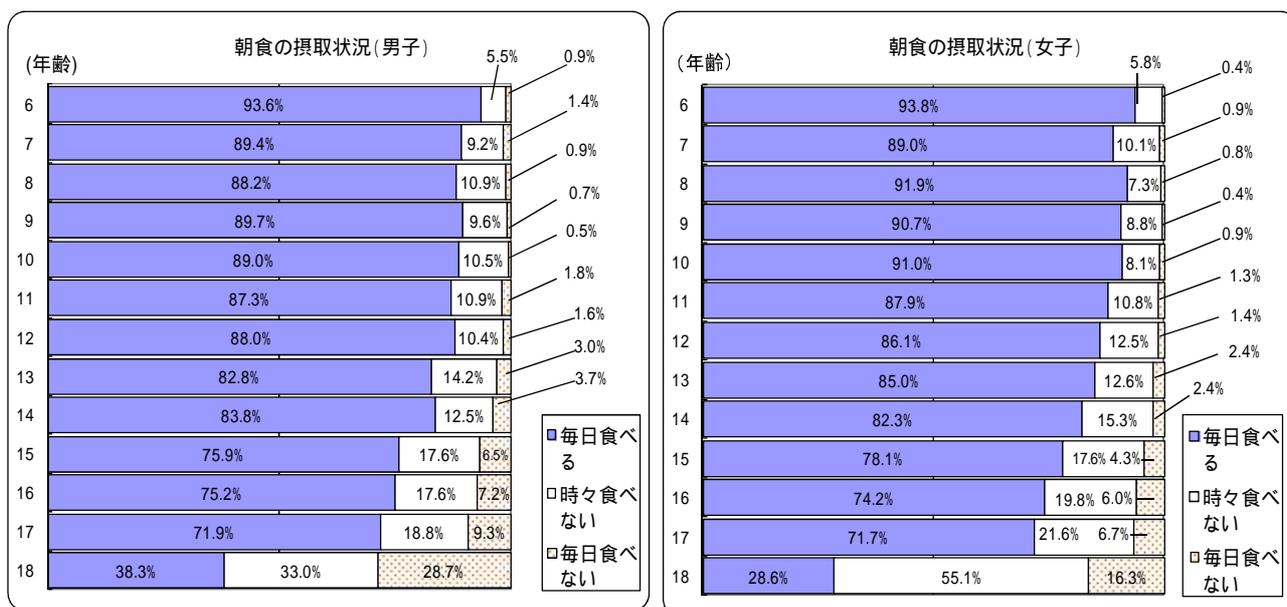
3 青少年の生活習慣と意識

(1) 基本的な生活習慣

ア 朝食の摂取状況

男女とも加齢に伴い、朝食を毎日食べる者の割合が減少する傾向にあります。また、朝食を毎日食べない者の割合は、男子は11歳、女子は10歳以降増加しています。

< 図1-3-1 朝食の摂取状況（神奈川県） >

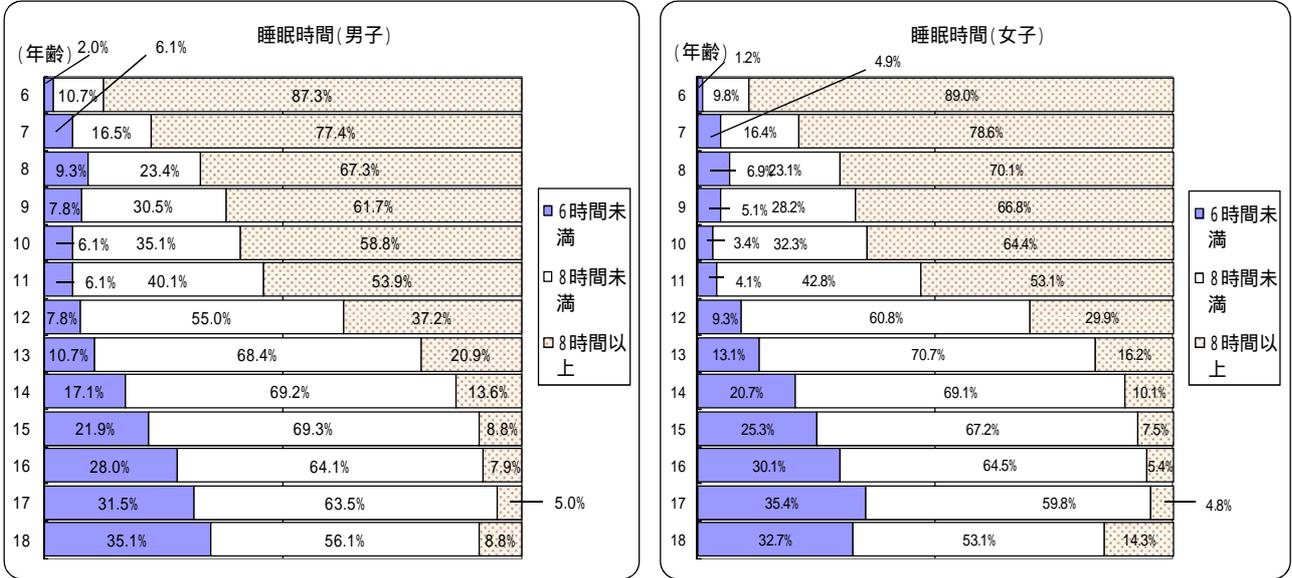


出典：平成25年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

イ 睡眠時間

6時間未満の者の割合は、男子は11歳、女子は10歳以降増加し、8時間以上の者の割合は、18歳を除き、年齢が上がるとともに減少しています。

<図1-3-2 睡眠時間（神奈川県）>

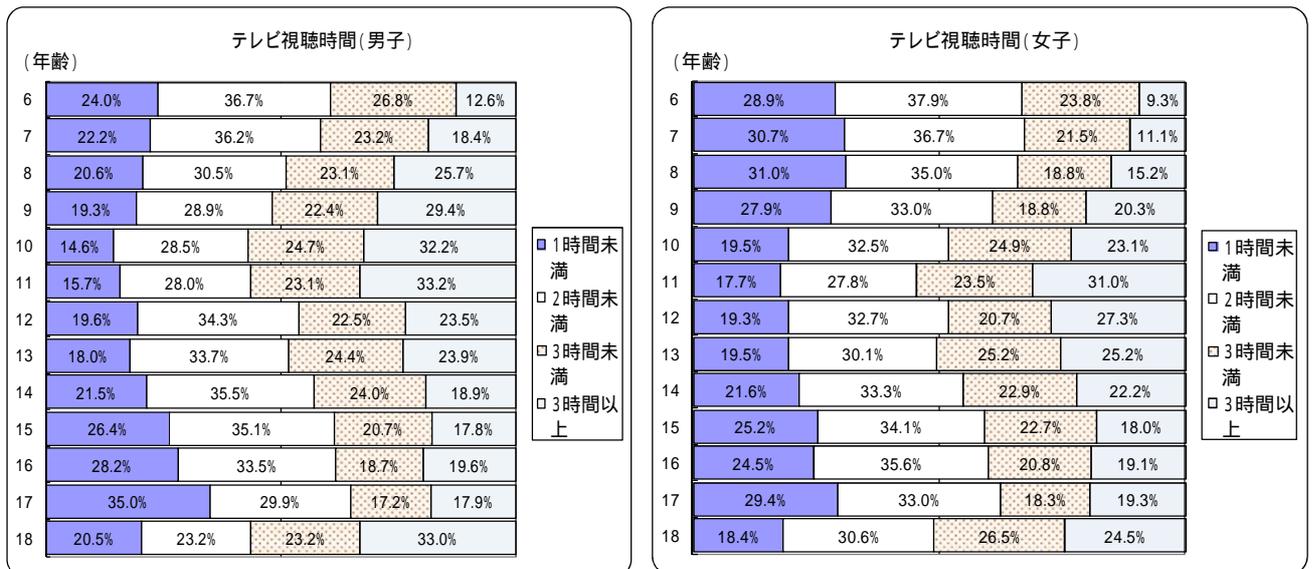


出典：平成25年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

ウ テレビ視聴時間

男女とも小学生においては、年齢が上がるとともにテレビ等の視聴時間が長くなる傾向にあり、男子では10、11歳で、女子では11歳で、およそ3人に1人が1日に3時間以上テレビを視聴しています。男子では9歳から11歳及び18歳で、女子では11歳と13歳と18歳で半数以上が1日に2時間以上テレビを視聴しています。

<図1-3-3 テレビ視聴時間（神奈川県）>

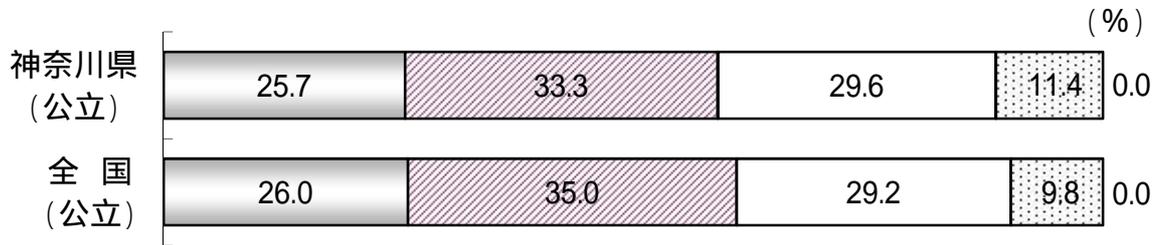


出典：平成25年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

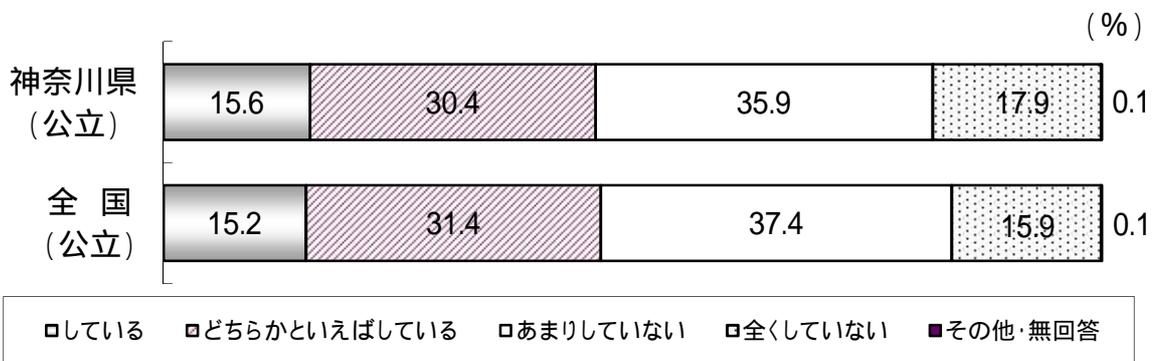
エ 家での勉強

家で自分で計画を立てて勉強をしている小学生の割合は59.0%、中学生の割合は46.0%となっています。

<図1-3-4 家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（神奈川県）>
【小学生】



【中学生】



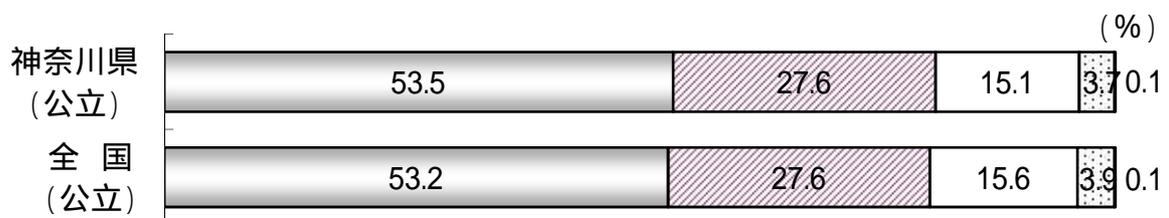
出典：平成26年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(2) 家庭でのコミュニケーション

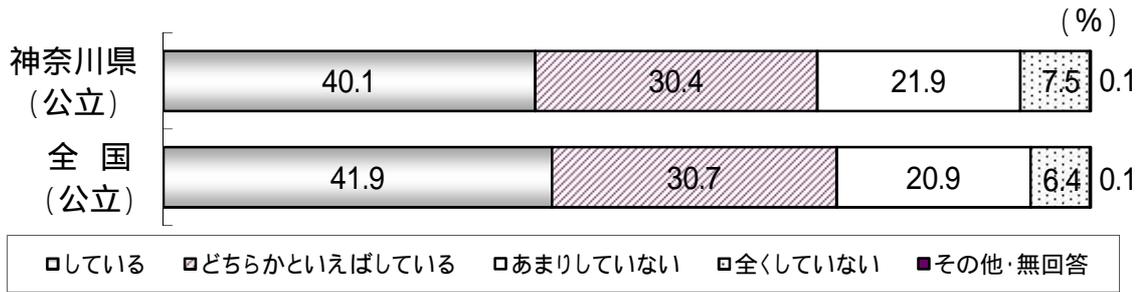
「家の人と学校での出来事について話をしていますか」の質問に「している」と答えた割合は、小学生に比べて中学生が少なくなっています。

<図1-3-5 家の人と学校での出来事について話をしていますか（神奈川県）>

【小学生】



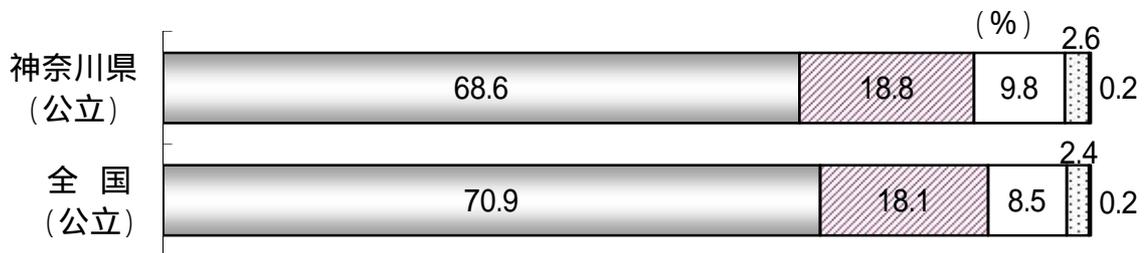
【中学生】



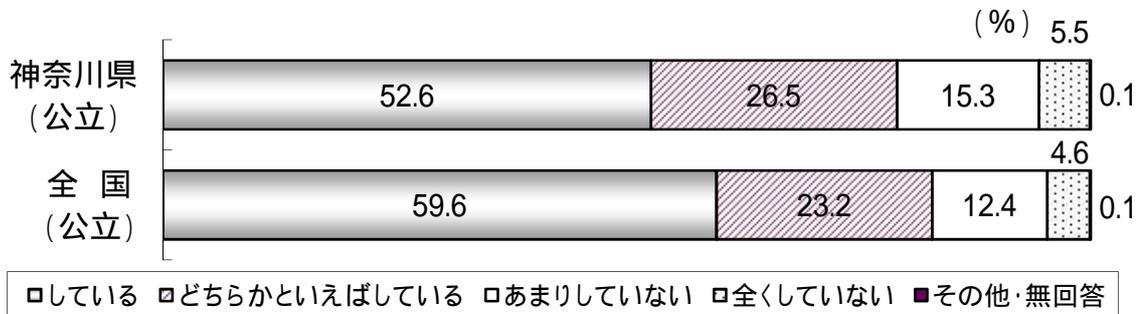
出典：平成26年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

< 図1-3-6 家の人と普段（月～金曜日）、夕食を一緒に食べていますか（神奈川県） >

【小学生】



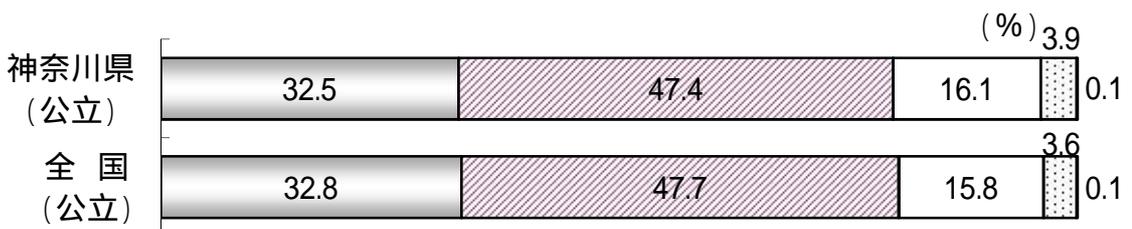
【中学生】



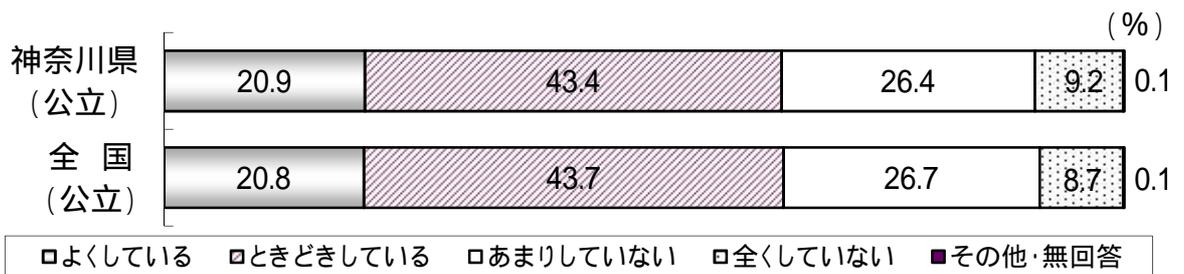
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

< 図1-3-7 家の手伝いをしていますか（神奈川県） >

【小学生】



【中学生】



出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(3) 青少年の意識

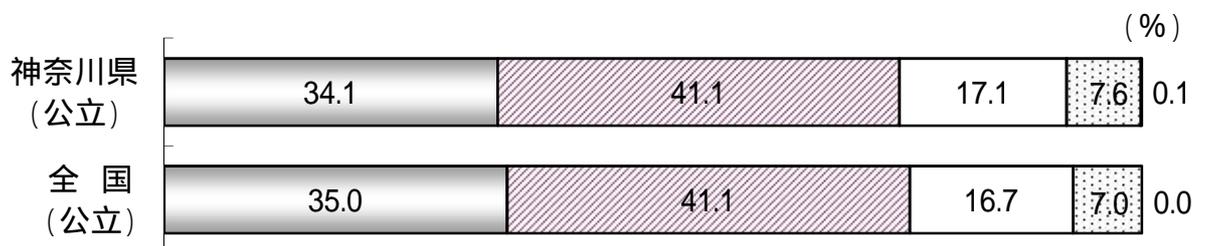
ア 自己肯定感

自分にはよいところがあると思うことができない小学生は約24.7%、中学生は約33.7%であり、将来の夢や目標を持っていない小学生は約14.2%、中学生は約29.7%となっています。

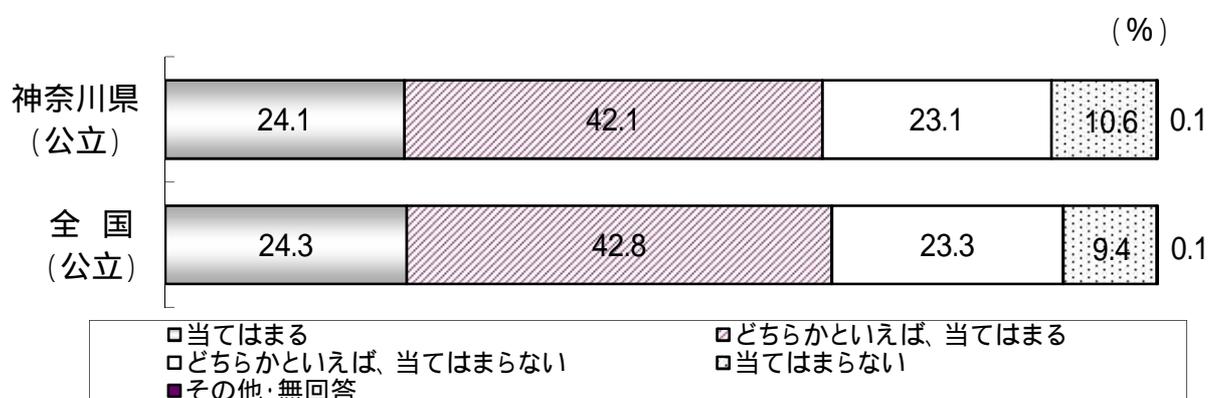
また、人の役に立つ人間になりたいと答えた小学生は約69.7%、中学生は69.5%となっています。

<図1-3-8 自分には、よいところがあると思いますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】



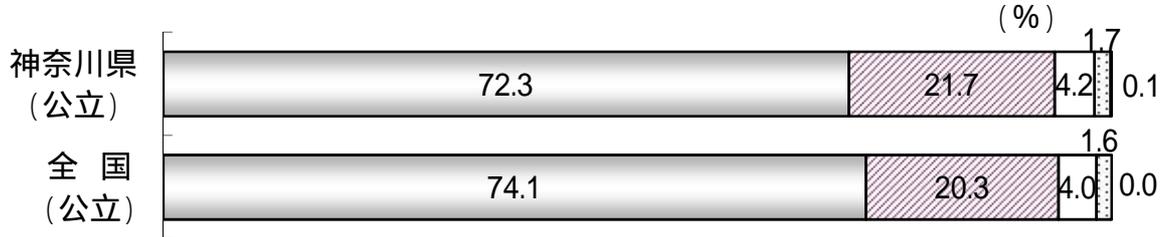
出典：平成26年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

イ 人間関係

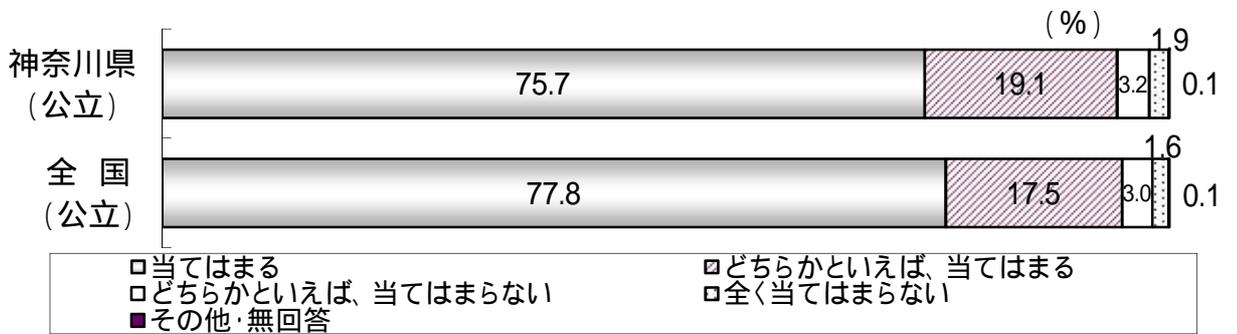
人の気持ちが分かる人間になりたいと思うか、の質問事項に対し、小学生・中学生ともに90%を超える高い割合で肯定しています。

<図1-3-11 人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか（神奈川県）>

【小学生】



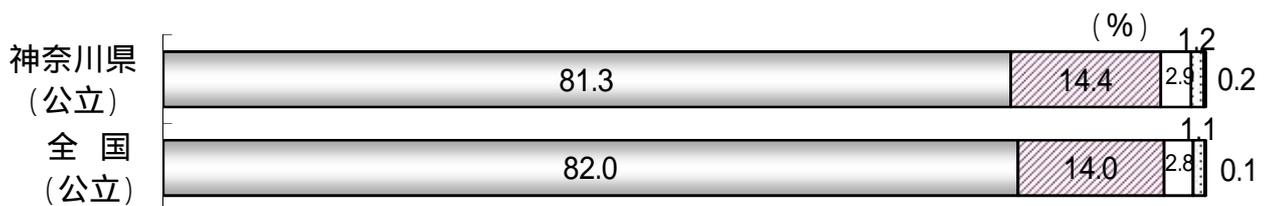
【中学生】



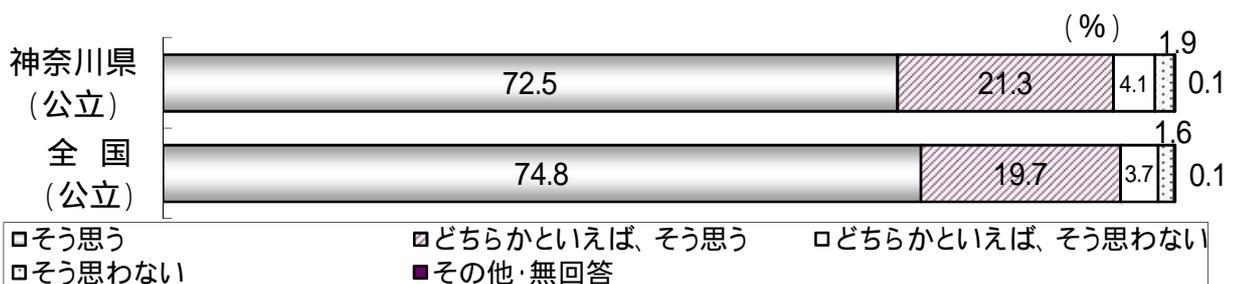
出典：平成26年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-12 学校で友達に会うのは楽しいと思いますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】

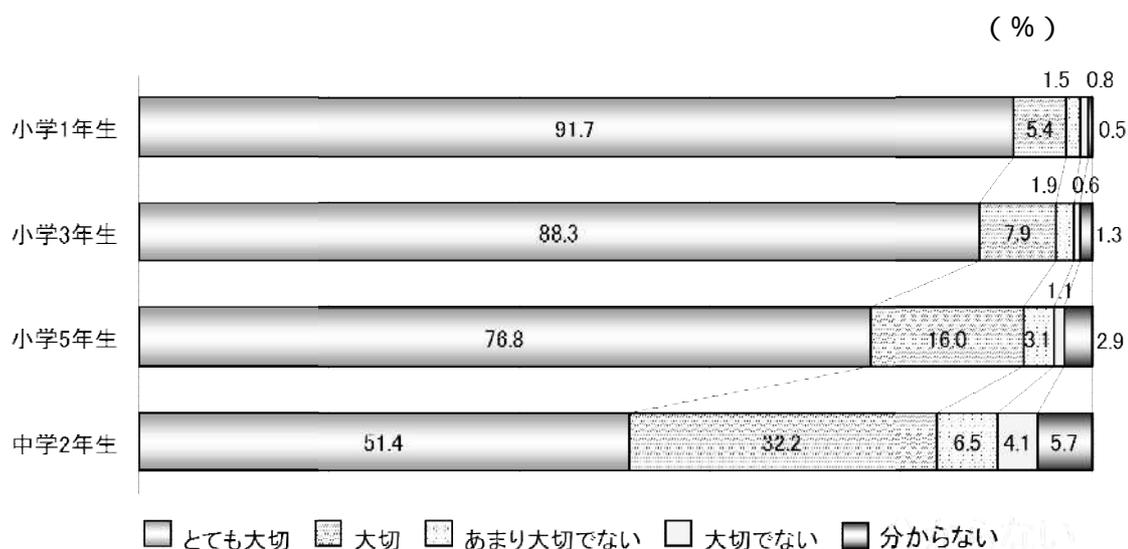


出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

ウ 「いのち」について

県教育委員会が、県内の公立学校の児童・生徒を対象に行った「『いのち』についてのアンケート調査」によると、「自分の『いのち』は大切ですか」という設問に対し、「とても大切」と答えた割合は、小学1年生91.7%、小学3年生88.3%、小学5年生76.8%、中学2年生51.4%と、年齢を追うごとに割合が減少し、中学2年生では、「あまり大切でない」、「大切でない」という回答が全体の約1割を占めるという結果が出ています。

<図1-3-13 自分の「いのち」を大切に思うか（神奈川県）>



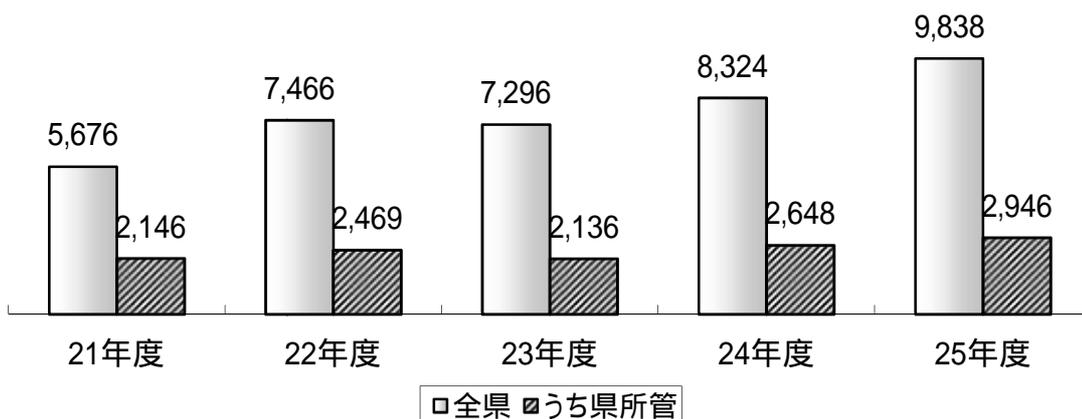
出典：「『いのち』についてのアンケート調査」（子ども教育支援課 平成20年3月）

第2 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年

1 児童虐待の状況

平成25年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多となる9,838件でした。件数増加の要因として、警察からのDVによる虐待通告の増加と泣き声通報等の比較的軽微な段階での通告件数の増加があげられます。また、児童虐待に対する県民や関係機関の認識の高まりや、全県的な広報啓発による通告義務や早期相談について周知されたことが大きな要因であると考えられます。

< 図2-1-1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県） > （件）



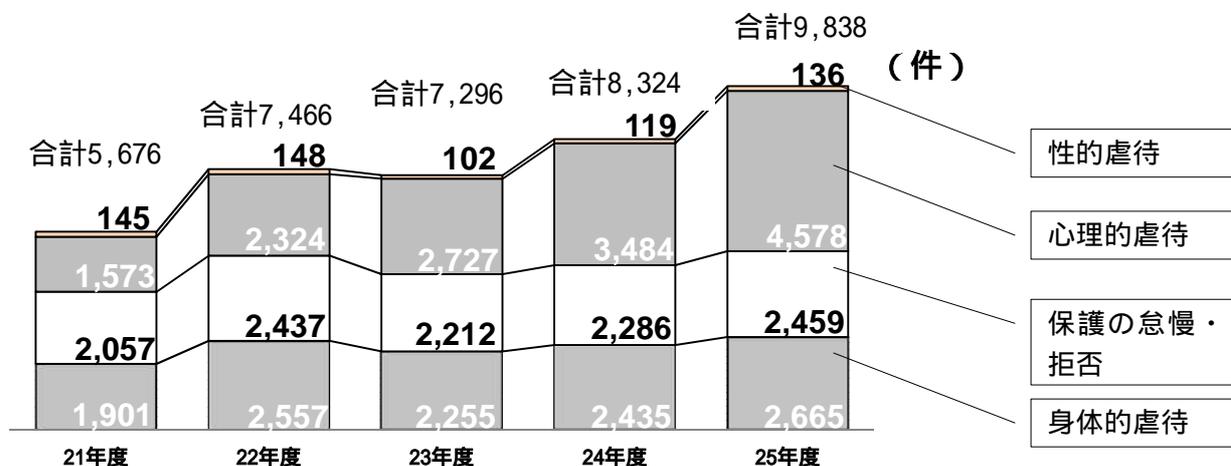
出典：子ども家庭課資料

< 表2-1-1 児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳（神奈川県） >

区分	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	身体的虐待	総数
平成25年度	136件	4,578件	2,459件	2,665件	9,838件

出典：子ども家庭課資料

< 図2-1-2 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県） >



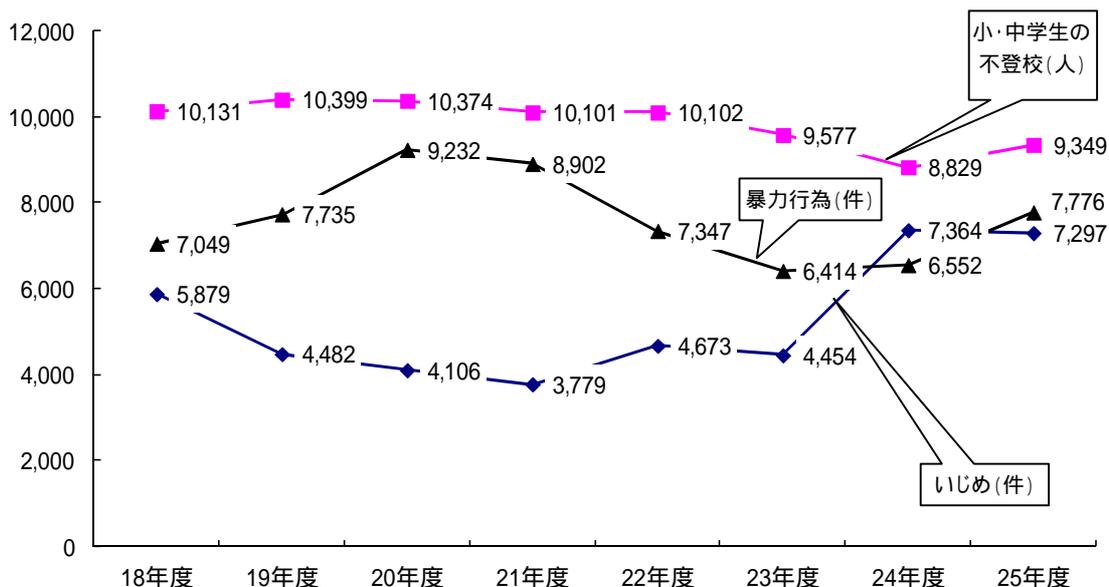
出典：子ども家庭課資料

2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況

国公立学校で認知されたいじめの件数は、前年度比67件（0.9%）減少の7,297件で、全国で8番目に多い件数となりました。国公立学校において発生した暴力行為の件数は、平成25年度の発生は、前年度比1,224件（18.7%）増の7,776件で、大阪府に次ぐ2番目となっています。

国公立小・中学校の不登校児童・生徒数は9,349人で、前年度に比べ520人増加し、全国で3番目となっています。

<図2-2-1 いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県）>



出典：平成25年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査（子ども教育支援課資料）

<図2-2-2 いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県）>

いじめの認知件数 (国公立小・中・高等・特別支援学校)	暴力行為の発生件数 (国公立小・中・高等学校)	不登校の児童・生徒数 (国公立小・中・高等学校)
1位 京都府 28,118件 2位 千葉県 20,446件 3位 宮城県 17,624件 8位 神奈川県 7,297件 1,000人あたりの認知件数は、7.8件(全国21位)	1位 大阪府 10,187件 2位 神奈川県 7,776件 3位 千葉県 3,567件 4位 東京都 2,739件 5位 兵庫県 2,566件 1,000人あたりの発生件数は、8.4件(全国2位)	<u>小・中学校</u> 1位 東京都 10,588人 2位 大阪府 9,882人 3位 神奈川県 9,349人 1,000人あたりの不登校生徒数13.2人(全国9位) <u>高等学校</u> 1位 大阪府 7,428人 2位 東京都 4,781人 3位 神奈川県 3,877人 1,000人あたりの不登校生徒数19.0人(全国14位)

出典：平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

3 問題行動等

(1) 非行少年の状況

県内で検挙・補導された非行少年は5,009人で、前年に比べ661人（11.7%）減少しています。内訳をみると、刑法犯で検挙・補導された少年は8年連続で減少しており、過去10年で最も多かった平成17年（10,900人）と比べ6,452人（59.2%）減少しています。

また、刑法犯の再犯者率は、約3割で推移しています。

<表2-3-1 非行少年の推移（神奈川県）>

（単位：人）

区分		21年	22年	23年	24年	25年	
非行少年	合計	7,967	7,601	7,807	5,670	5,009	
	刑法犯	犯罪少年	6,757	6,147	5,853	4,749	4,141
		触法少年	457	444	473	331	307
		計	7,214	6,591	6,326	5,080	4,448
	特別法犯	犯罪少年	723	990	1,451	564	552
		触法少年	17	8	15	13	3
		計	740	998	1,466	577	555
ぐ犯少年	13	12	15	13	6		
不良行為少年		131,180	139,376	146,863	93,908	48,241	

非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称

犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

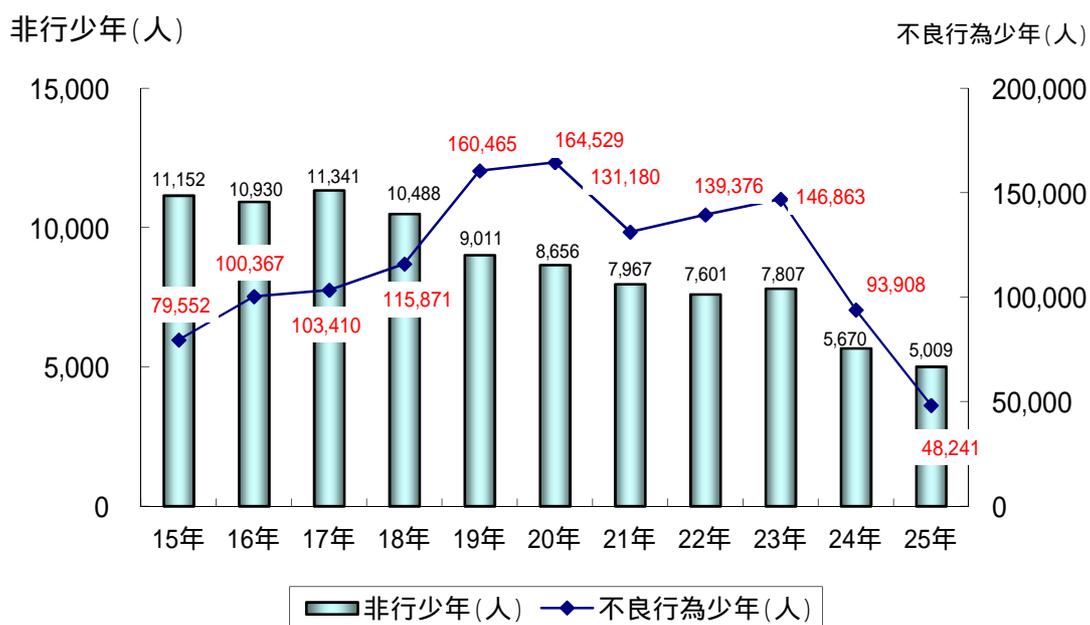
触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があり、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

出典：STOP! THE 少年非行 平成25年版（警察本部少年育成課）

<図2-3-1 非行少年等の検挙・補導状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

<表2-3-2 再犯者率の推移（神奈川県）>

（単位：人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
刑法犯	6,757	6,147	5,853	4,749	4,141
再犯者	2,321	2,033	2,032	1,639	1,379
再犯者率（％）	34.3	33.1	34.7	34.5	33.3
凶悪犯	50	41	80	59	64
再犯者	33	21	49	43	49
再犯者率（％）	66.0	51.2	61.3	72.9	76.6
粗暴犯	681	627	660	652	513
再犯者	391	344	345	369	259
再犯者率（％）	57.4	54.9	52.3	56.6	50.5
窃盗犯	3,716	3,295	3,076	2,487	2,357
再犯者	1,308	1,078	1,043	804	719
再犯者率（％）	35.2	32.7	33.9	32.3	30.5
その他	2,310	2,184	2,037	1,551	1,207
再犯者	589	590	595	423	352
再犯者率（％）	25.5	27.0	29.2	27.3	29.2

（備考） 1 触法少年を除く

2 再犯者率とは、検挙人員に占める再犯者の割合をいい、過去の罪種は問わない。

出典：警察本部少年育成課資料

(2)薬物乱用の状況

平成25年中に薬物乱用で検挙・補導した少年は22人で、学校・職業別では有職、無職少年が15人と、全体の68.2%を占めています。

<表2-3-3 薬物乱用少年の推移（神奈川県）>

（単位：人）

区 分	21年	22年	23年	24年	25年
毒物及び劇物取締法違反	13	12	8	4	5
覚せい剤取締法違反	16	16	21	12	9
大麻取締法違反	25	12	17	9	6
麻薬及び向精神薬取締法違反	0	3	4	1	2
合 計	54	43	50	26	22

出典：STOP!THE 少年非行 平成25年版（警察本部少年育成課）

<表2-3-4 平成25年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況（神奈川県）>

（単位：人）

	総数	生徒・学生				有職少年	無職少年
		中学生	高校生	その他の学生	小計		
毒物及び劇物取締法違反	5	1	2	0	3	2	0
覚せい剤取締法違反	9	0	2	1	3	3	3
大麻取締法違反	6	0	1	0	1	3	2
麻薬及び向精神薬取締法違反	2	0	0	0	0	2	0
合 計	22	1	5	1	7	10	5

出典：警察本部少年育成課資料

(3) 不良行為少年の状況

平成25年中に不良行為少年として補導された少年は4万8,241人で、深夜はいかい、喫煙で補導された少年が96.3%を占めています。

学校・職業別では、高校生が2万5,911人で全体の53.7%、中学生が7,873人で全体の16.3%を占めています。

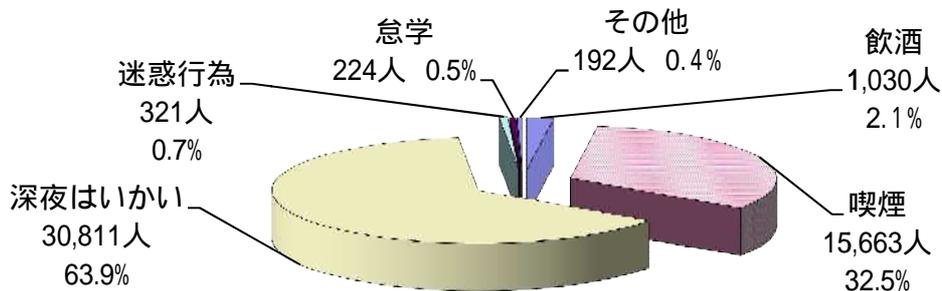
<表2-3-5 不良行為少年の推移（神奈川県）>（単位：人）

区 分	21年	22年	23年	24年	25年
飲酒	2,301	2,182	2,461	1,664	1,030
喫煙	41,346	49,241	52,443	31,363	15,663
深夜はいかい	84,544	84,339	88,911	59,327	30,811
迷惑行為	758	1,010	1,006	598	321
怠学	1,020	1,385	1,076	540	224
その他	1,211	1,219	966	416	192
合計	131,180	139,376	146,863	93,908	48,421

- (備考) 1 その他の主な行為は、迷惑行為、暴走行為、粗暴行為等
2 平成21年1月1日から統計の基準を変更

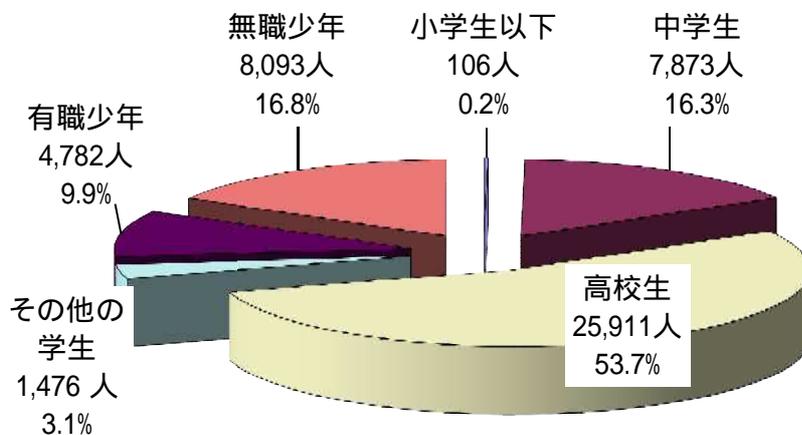
出典: STOP! THE 少年非行 平成25年版(警察本部少年育成課)

<図2-3-2 不良行為少年の行為別状況（神奈川県）>



出典: STOP! THE 少年非行 平成25年版(警察本部少年育成課)

<図2-3-3 不良行為少年の学校・職業別状況（神奈川県）>



出典: STOP! THE 少年非行 平成25年版(警察本部少年育成課)

(4) 福祉犯罪による被害の状況

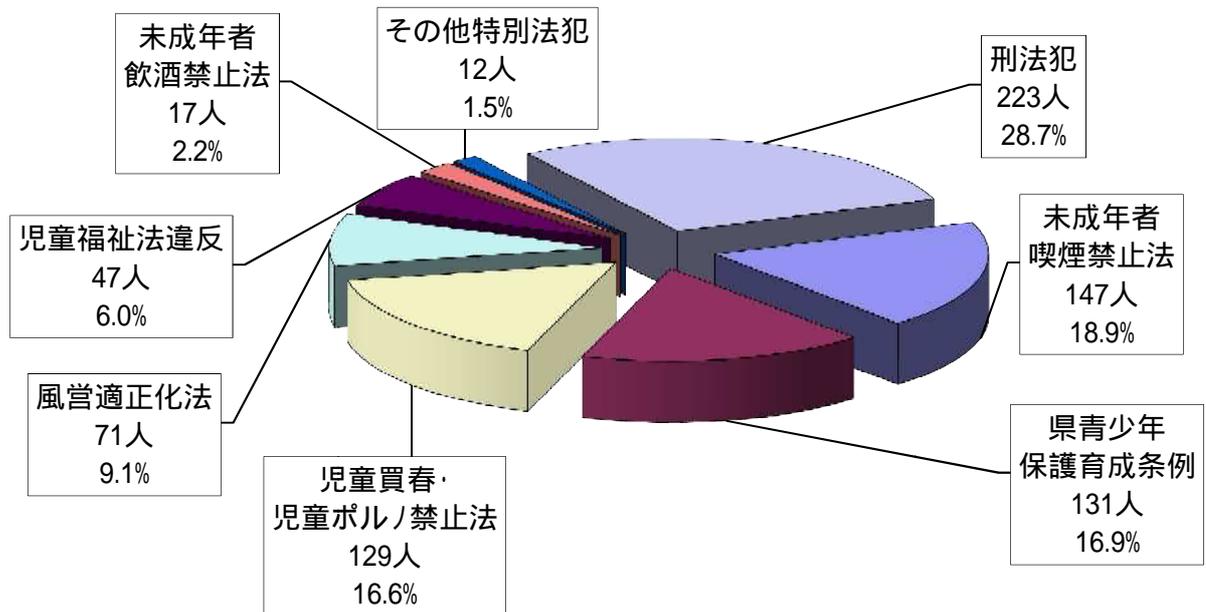
少年の福祉を害する犯罪（福祉犯罪）の被害に遭った少年は777人となっています。法令別では、刑法犯が223人（28.7%）（うち強制わいせつが178人）と最も多く、次いで未成年者喫煙禁止法違反が147人（18.9%）、県青少年保護育成条例違反が131人（16.9%）となっています。

<表2-3-6 福祉犯罪（刑法犯を含む）の推移（神奈川県）>

区 分	21年	22年	23年	24年	25年
検挙件数（件）	1,088	1,135	1,139	1,055	1,129
検挙人員（人）	1,028	1,047	1,028	941	984
被害少年（人）	816	813	849	779	777

出典：STOP! THE 少年非行 平成25年版（警察本部少年育成課）

<図2-3-4 平成25年中における福祉犯罪による被害少年の法令別状況（神奈川県）>



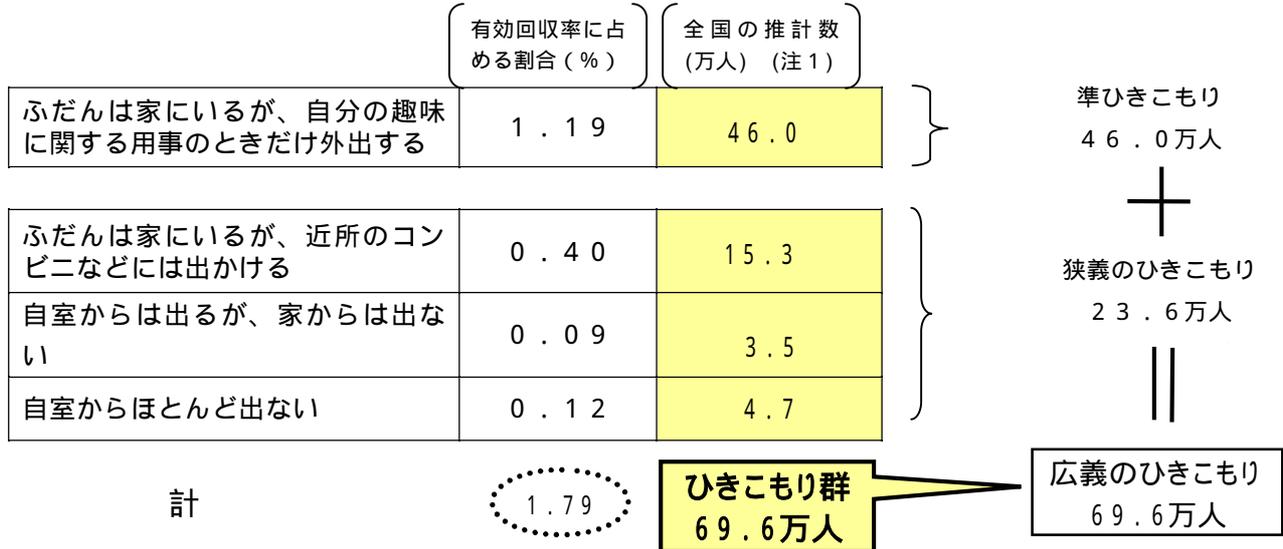
出典：警察本部少年育成課資料

4 ひきこもりの状況

(1) ひきこもりの数

内閣府が平成22年2月に全国5,000人の若者（15歳以上39歳以下）を対象に実施した調査「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）報告書」（平成22年7月）によると、ひきこもり群（以下「ひきこもり」という。）は全国で約69万6,000人と推計され、その割合を基に推計した県内のひきこもりは、約5万3,000人になります。

<表2-4-1 ひきこもり群の推計数(全国)>



ただし、ア)現在の状態となつて6ヶ月以上の者のみ
 イ)「現在の状態のきっかけ」で、「病気(病名:)」に統合失調症又は身体的な病気、又は「その他()」に自宅で仕事をしていると回答した者を除く
 ウ)「ふだん自宅にいるときによくしていること」で、「家事・育児をする」と回答した者を除く

(注1) 総務省「人口推計」(2009年)によると、15~39歳人口は3,880万人。よつて、有効回収率に占める割合(%)×3,880万人=全国の推計数(万人)

出典:「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)報告書」(内閣府)

(2) ひきこもりの若者が抱える不安要素

不安などの項目であてはまるものを聞いたところ、ひきこもり群(上記「ひきこもり状態」と同定義)の若者は一般群に比べ、不安なことをあげる者が多くなっています。

<図2-4-1 ひきこもりの若者が抱える不安要素(全国)>

(%)



出典:「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)報告書」(内閣府)

(3) ひきこもりになったきっかけ

仕事や就職に関するきっかけによってひきこもった若者が多くなっています。

<図2-4-2 ひきこもりになったきっかけ（全国）>

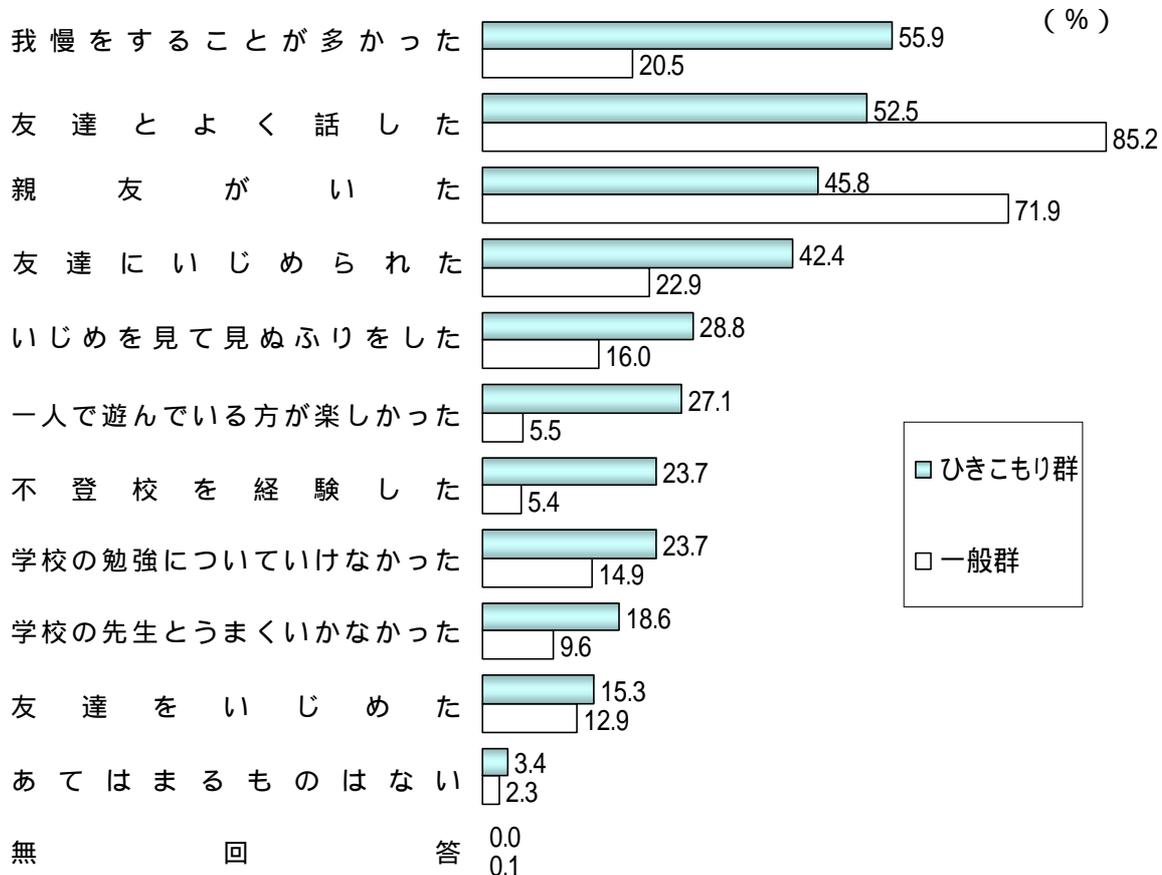


出典：「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）報告書」（内閣府）

(4) 小中学校時代の経験

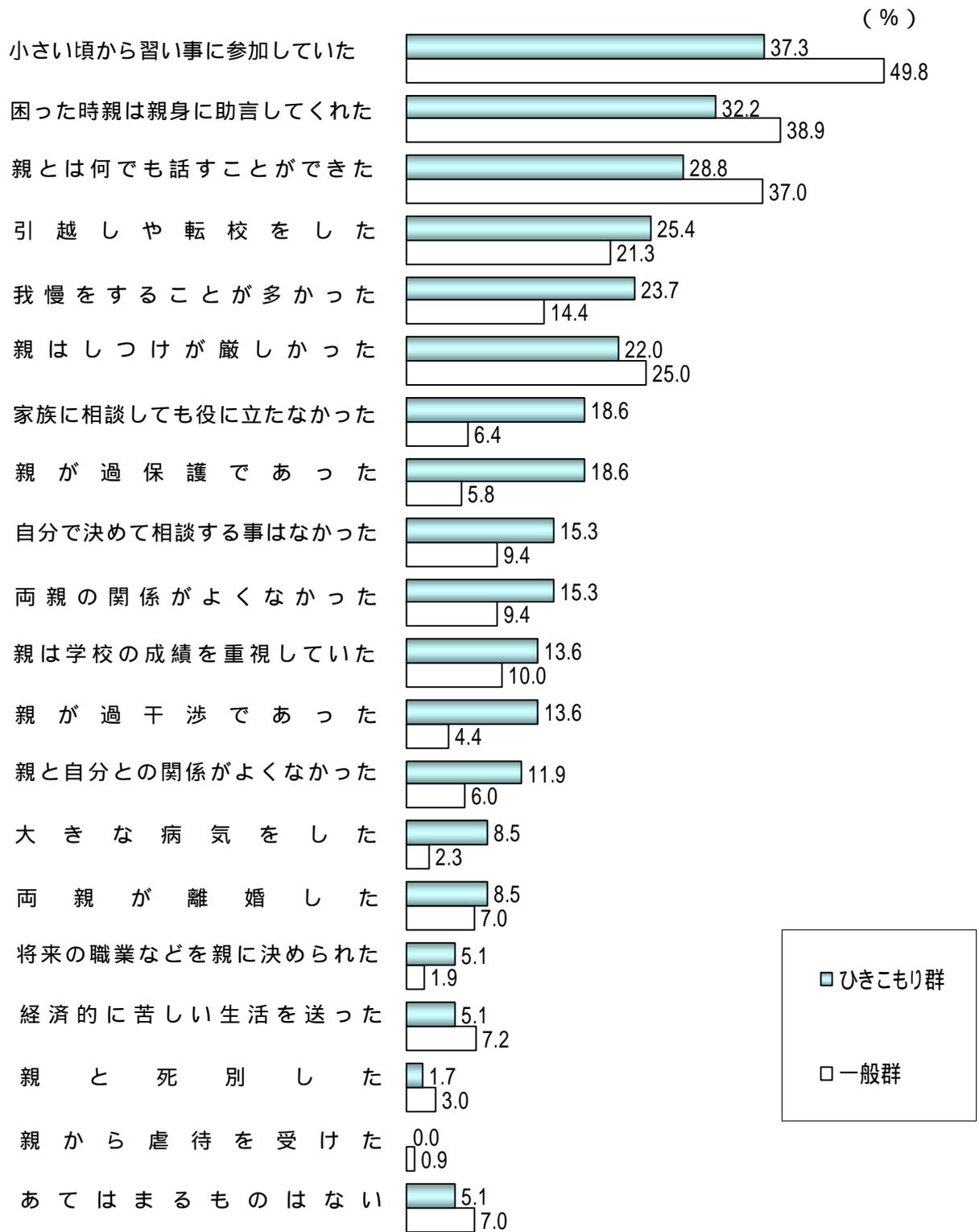
ひきこもりの若者は小中学校時代の学校や家庭で、必ずしもうまくいかなかった様子がうかがえます。

<図2-4-3 小中学校時代の学校での経験（全国）>



出典：「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）報告書」（内閣府）

< 図2-4-4 小中学校時代の家庭での経験（全国） >



出典：「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)報告書」(内閣府)

(5) 相談実績から見たひきこもりの状況

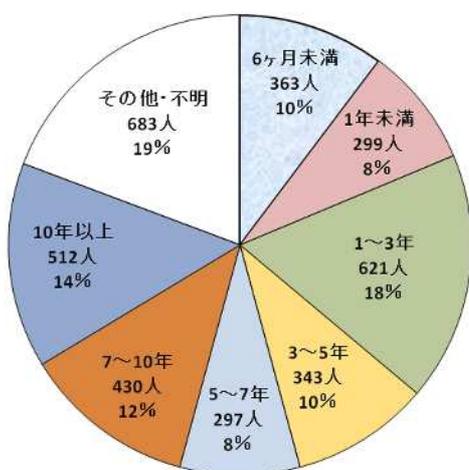
かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)の電話相談の統計(平成16~25年度)では、ひきこもりに関する相談は3,548件で、相談全体(21,509件)の17%を占めています。

その内訳を見ると、年齢構成では、20歳代が半数以上を占め、30歳以上の相談者の割合も26%となっています。

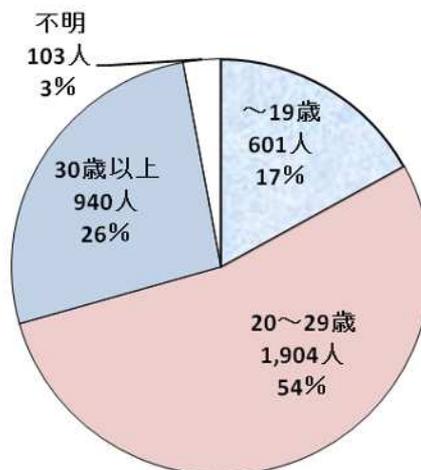
また、問題発生から相談に至るまでの経過年数は、1~3年が18%と多くなっていますが、5年、10年という年月を経て相談に至っている相談者も少なくありません。

<図2-4-5 相談実績(平成16~25年度)から見たひきこもりの状況(神奈川県)>

問題発生から相談に至るまでの期間



ひきこもり本人の年齢分布



出典: 県立青少年センター青少年サポート課資料

(注) この統計は、相談員の電話での聞き取りによるものであり、相談の主な内容が「ひきこもり」であるとしたものを、延べ人数で集計しています。

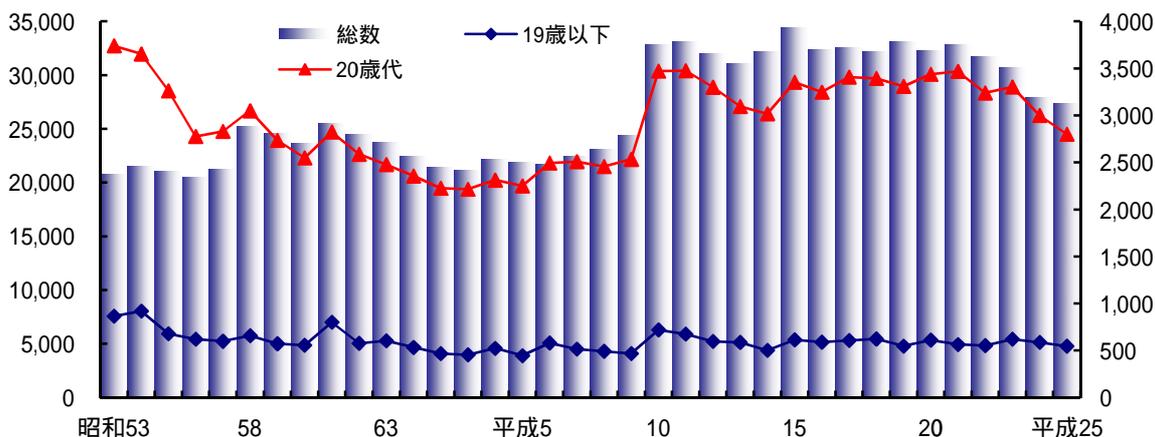
5 自殺

警察庁の調べによると、平成25年中における全国の自殺者数は2万7,238人(前年に比べ620人減少)となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数は、それぞれ547人、2,801人で、その合計は全体の約12.3%を占めています。

平成25年中に警察で取り扱った県内の自殺者数は1,558人(前年に比べ86人減少)となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数はそれぞれ38人、177人でその合計は全体の約13.8%を占めています。

< 図2-5-1 若者の自殺者数の推移（全国） >

単位 人



出典：平成25年中における自殺の状況(警察庁)

< 表2-5-1 19歳以下、20歳代の若者の自殺者数の推移（神奈川県） >

単位 人

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
自殺者数	19 歳以下	30	41	40	36	38
	20 歳代	219	178	221	197	177

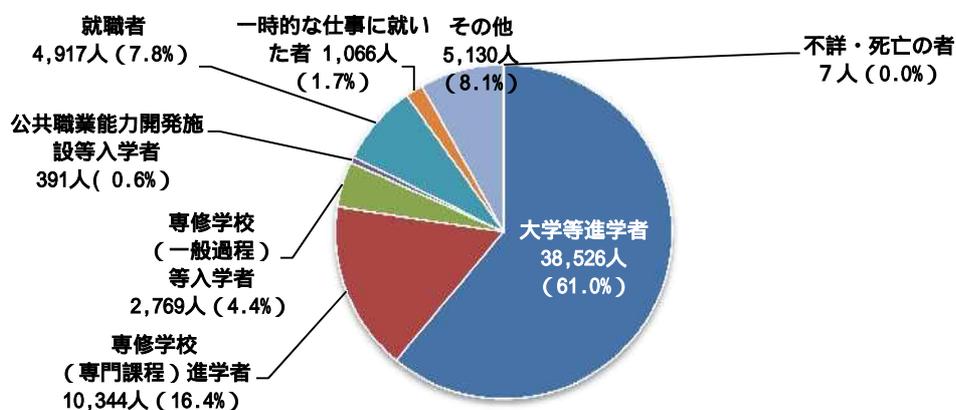
出典：生活安全総務課資料

第3 青少年の就労環境等

1 高等学校卒業者の進路

平成26年3月の高等学校（本科）卒業者数は、6万3,150人で、前年度より1,384人（2.1%）減少している。課程別では、全日制が6万1,321人で前年度より1,521人減少、定時制が1,829人で前年度より137人増加している。

< 図3-1-1 高等学校卒業者の進路別割合（全日制・定時制） >

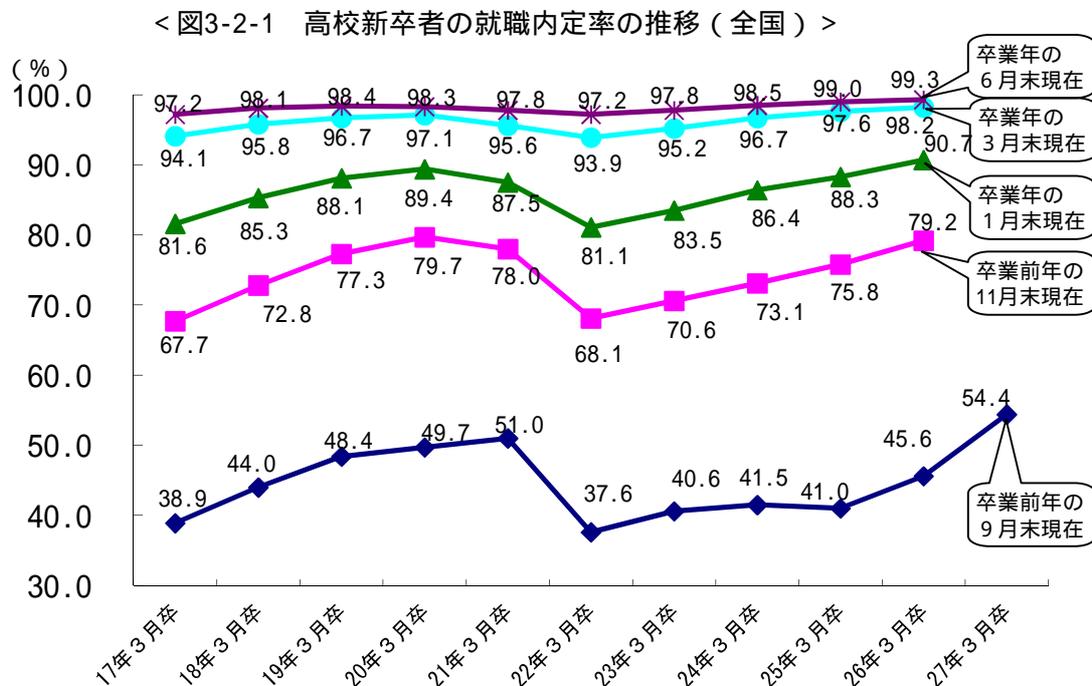


出典：平成26年度神奈川県学校基本調査結果報告(統計センター)

2 就職内定率

(1) 高校新卒者の就職内定状況

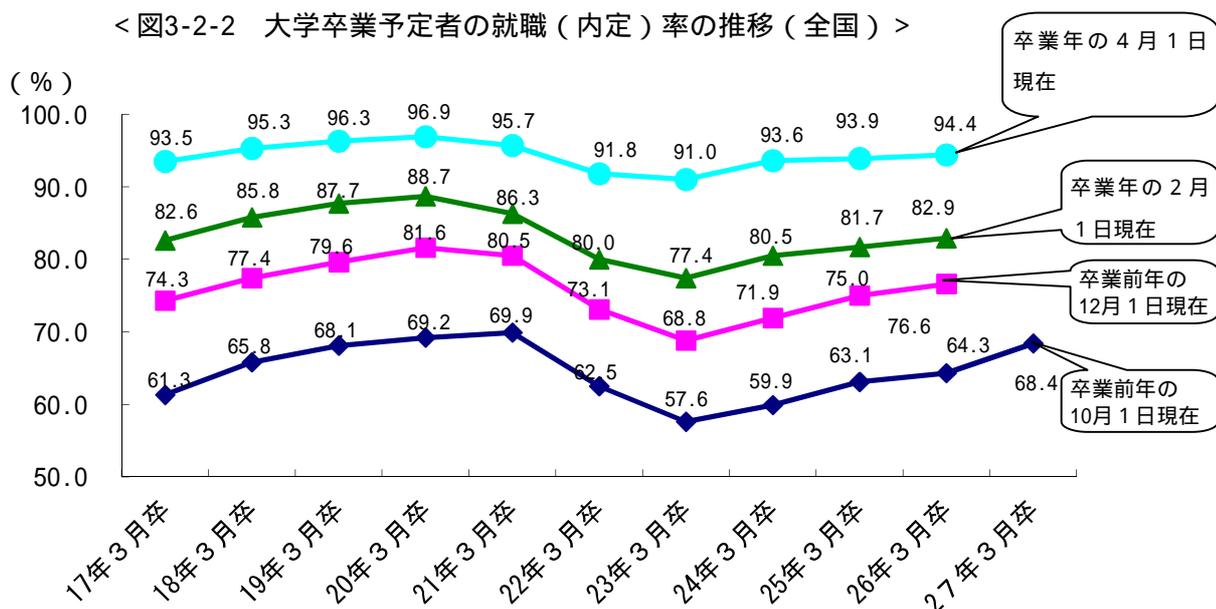
平成27年3月に高校を卒業する生徒について、厚生労働省が平成26年9月末現在の内定状況を取りまとめた結果、全国の高校生の就職内定率は、54.4%（前年同期比8.8ポイント増）と前年度より上昇しています。



出典：平成26年度「高校・中学新卒者の求人・求職・内定状況」とりまとめ（厚生労働省）

(2) 大学卒業予定者の就職内定状況

平成27年3月に大学を卒業する全国の学生の就職状況などを厚生労働省と文部科学省が共同で調査した結果、平成26年10月1日現在、就職内定率は、68.4%（前年同期比4.1ポイント増）と前年度より上昇しています。

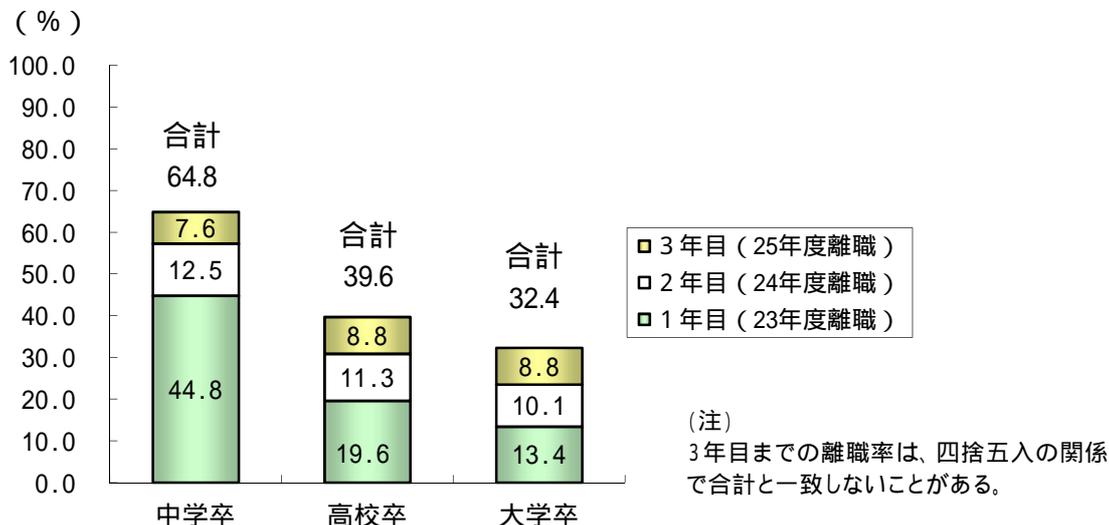


出典：平成26年度「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」（厚生労働省）

3 離職率

中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合は、中学卒が64.8%、高校卒が39.6%、大学卒が32.4%となっています。

< 図3-3-1 平成23年3月卒業者の在職期間別離職率（全国） >



出典：職業安定業務統計(厚生労働省)

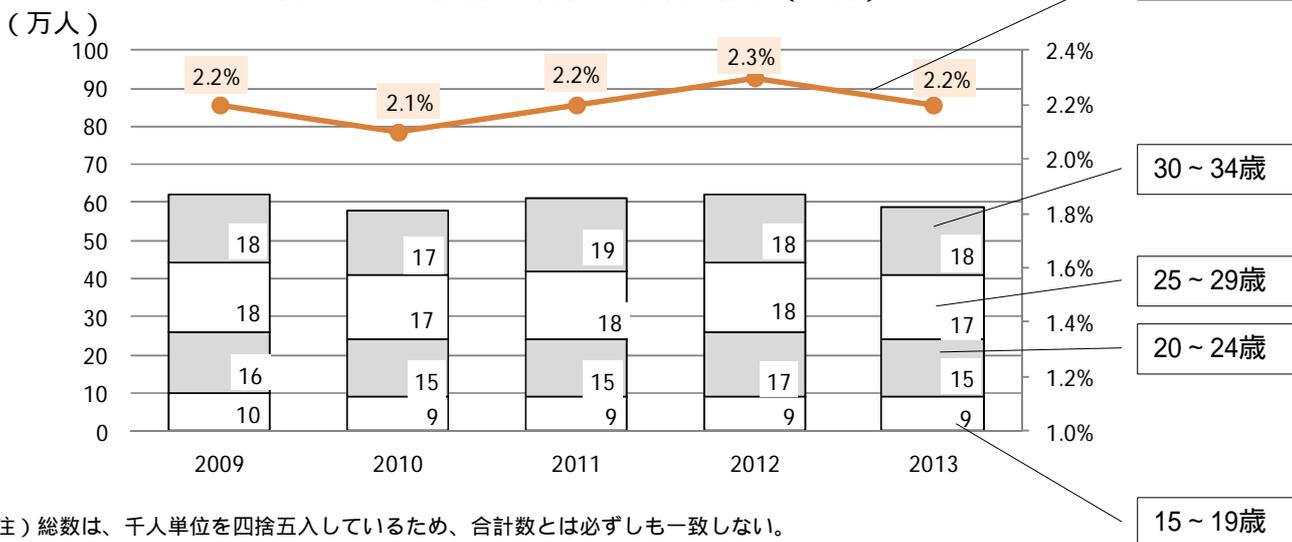
4 若年無業者

全国の若年無業者（ニート状態にある若者）の数は、平成25年は約60万人であり、若年人口2,684万人の約2.2%にあたります。年齢階級別にみると、30～34歳が18万人と最も多く、ついで25～29歳が17万人となっています。

(備考) ニート(NEET)とは

Not in Education, Employment or Training(就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者)の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では若年無業者のことをいっています。若年無業者とは、「15～34歳の非労働力人口のうち通学、家事を行っていない者をいいます。

< 図3-4-1 年齢階級別若年無業者の推移（全国） >



(注) 総数は、千人単位を四捨五入しているため、合計数とは必ずしも一致しない。

平成23年の[]の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。

出典：労働力調査(総務省統計局)

第4 情報化の急激な進展と青少年への影響

1 携帯電話及びパソコンの利用実態

(1) 携帯電話の所有率とインターネット利用率及び所有機種

平成25年11月、内閣府が全国の青少年3,000人及び保護者3,000人を対象に実態調査を行ったところ、次の結果が出ています。(以下、(5)までは同調査結果による。)

携帯電話(PHSを含む)の所有率は、小学生の36.6%、中学生の51.9%、高校生の97.2%となっています。

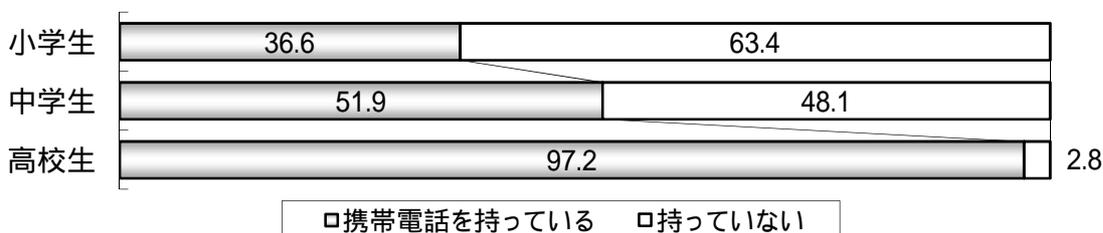
携帯電話を所有する青少年のインターネット利用率(メールの利用やサイトへのアクセス)をみると、小学生では44.3%、中学生では82.1%、高校生では96.7%となっています。

青少年が所有する携帯電話のうちスマートフォンの占める割合は、小学生では16.3%、中学生では49.6%、高校生では83.4%となっています。

<図4-1-1 携帯電話の所有率とインターネット利用率及び所有機種(全国)>

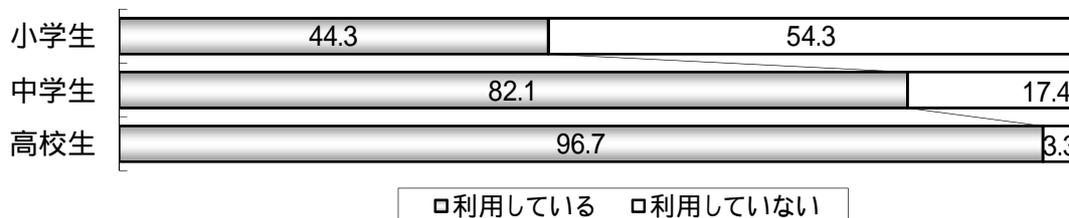
【携帯電話の所有率】

(%)



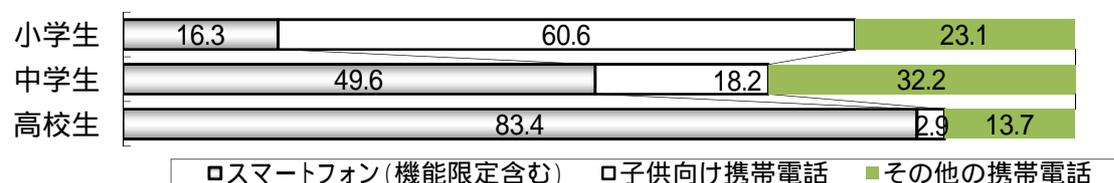
【インターネット利用率(メールを含む)】

(%)



【携帯電話の所有機種】

(%)



出典：平成25年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

(2) パソコンの使用率とインターネットの利用率

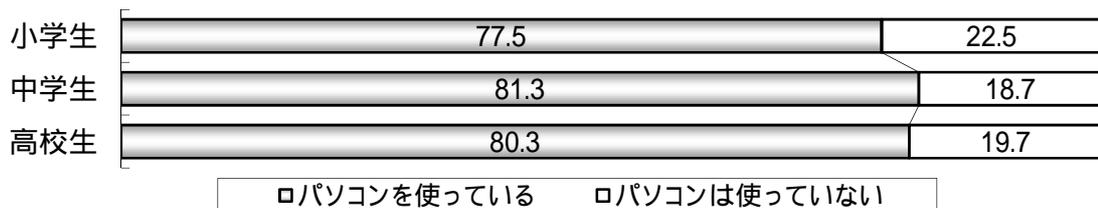
パソコンの使用率について聞いたところ、小学生の77.5%、中学生の81.3%、高校生の80.3%がパソコンを使っていると回答しています。

そのうち、パソコンでのインターネット利用率(メールの利用やインターネットへのアクセス)をみると、小学生では92.1%、中学生では94.7%、高校生では97.5%になっています。

<図4-1-2 パソコンの使用率とインターネット利用率（全国）>

【パソコンの使用率】

(%)



【インターネット利用率（メールを含む）】

(%)



出典：平成25年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(3) 携帯電話のフィルタリング利用率

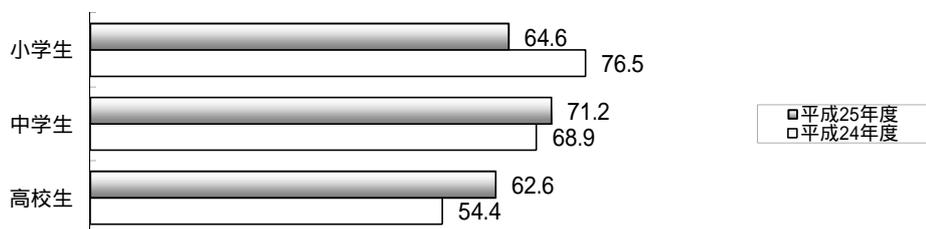
子どもが「携帯電話（スマートフォンを除く）を持っている」と回答した保護者に、その携帯電話にフィルタリングを使っているかを聞いたところ、「使っている」、「インターネットが使えない機種・設定になっている」の両方を合わせた『制限あり』の回答の割合は、小学生では64.6%、中学生では71.2%、高校生では62.6%となっています。

また、子どもが「スマートフォン」又は「機能限定スマートフォンや子ども向けスマートフォン」を持っていると回答した保護者に、そのスマートフォンにフィルタリングを使っているか聞いたところ、「使っている」、「インターネットが使えない機種・設定になっている」の両方を合わせた『制限あり』の回答の割合は、小学生では50.0%、中学生では51.5%、高校生では46.5%となっています。

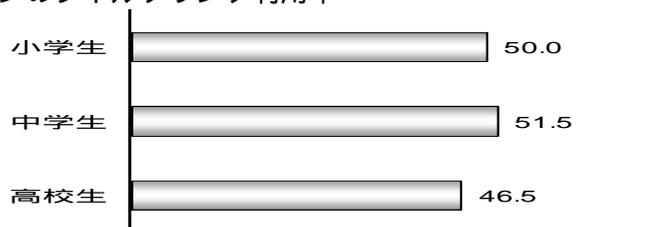
<図4-1-3 携帯電話のフィルタリング利用率（全国）>

(%)

・携帯電話（スマートフォンを除く）のフィルタリング利用率



・スマートフォンのフィルタリング利用率

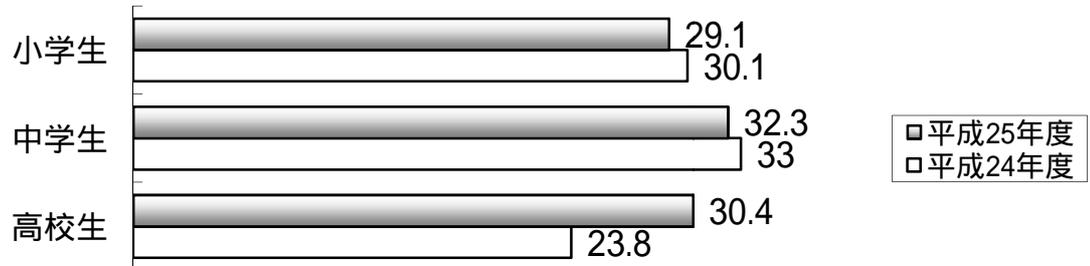


出典：平成25年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(4) パソコンのフィルタリング利用率

子どもが自宅でパソコンを使っていると回答した保護者に、そのパソコンにフィルタリングを使っているかを聞いたところ、「使っている」、「インターネットが使えない機種・設定になっている」の両者を合わせた『制限あり』の回答割合は、小学生で29.1%、中学生で32.3%、高校生で30.4%となっています。

< 図4-1-4 パソコンのフィルタリング利用率(全国) > (%)



出典：平成25年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

(5) インターネット上のトラブル等の経験

携帯電話でインターネットを使っていると回答した青少年に、インターネット上のトラブルや問題行動等の経験を聞いたところ、メールに関する経験が多くなっています。

< 図4-1-5 インターネット上のトラブルや問題行動等の経験(全国) > (%)



出典：平成25年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

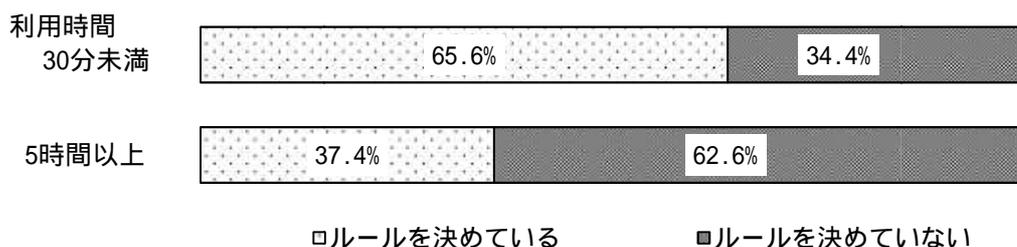
(6) 生活面への影響

生活面への影響

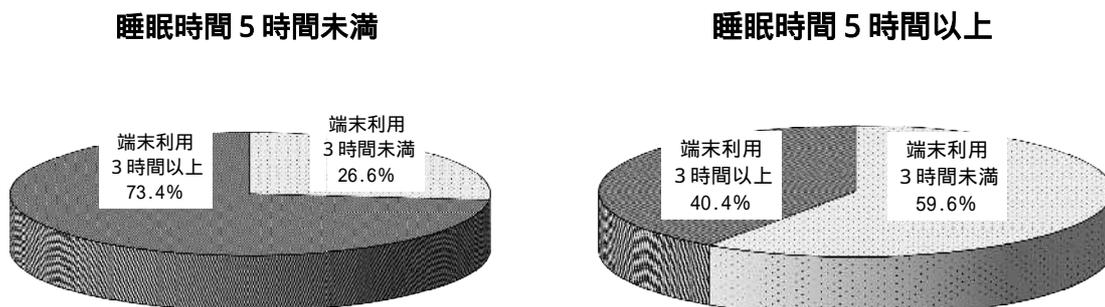
平成26年7月、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市が県内の小・中・高等学校の児童生徒を対象に行った調査では、インターネットを5時間以上利用する子どもは、利用のルールを決めていない割合が62.6%と高くなっています。

また、インターネットを3時間以上利用する子どもの73.4%が睡眠時間は5時間未満で、69.7%が朝食は食べておらず、インターネットを長時間利用する子どもに生活面への影響が見られます。

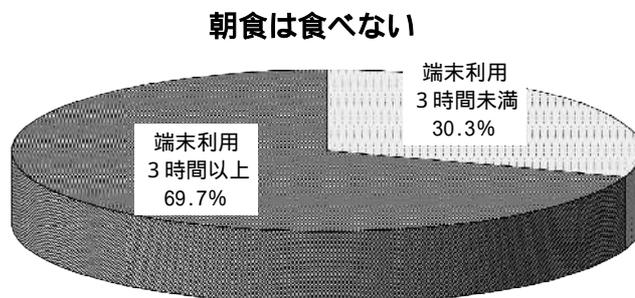
<図4-1-6 利用ルール設定と利用時間の関係>



<図4-1-7 睡眠時間と利用時間の関係>



<図4-1-8 朝食と利用時間の関係>



出典：子どもたちのネット利用に係る実態調査結果（平成26年10月、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市）

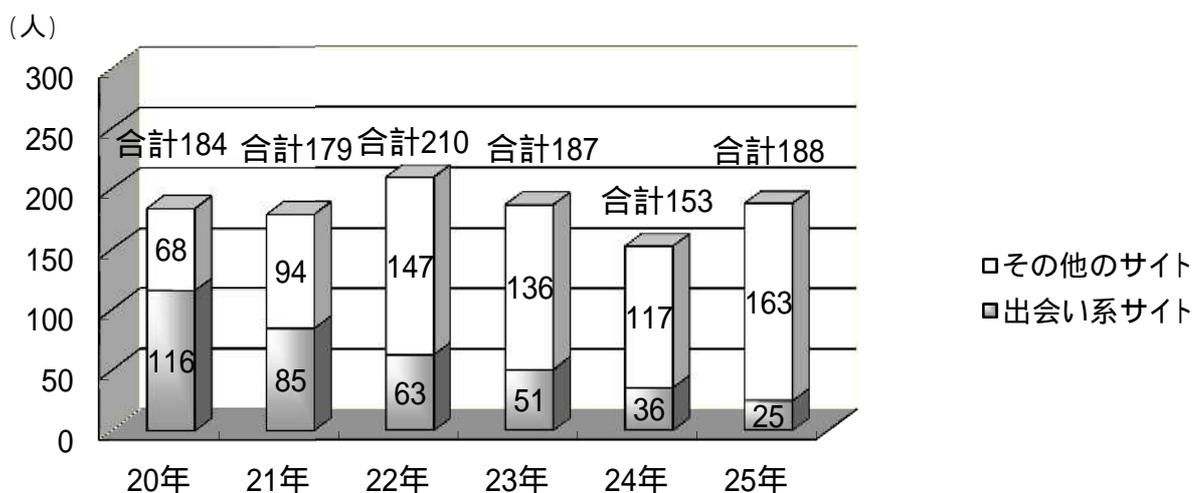
調査対象：三政令市の小学校（5,6学年）、中学校（1～3学年）から各学年20学級抽出
県立高等学校（1～3学年）から各学年28学級抽出

2 出会い系サイト等を巡る事件の被害状況

平成15年に出会い系サイト規制法が制定されたことにより、出会い系サイトを利用した犯罪被害（児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反等）は減少傾向にあります。

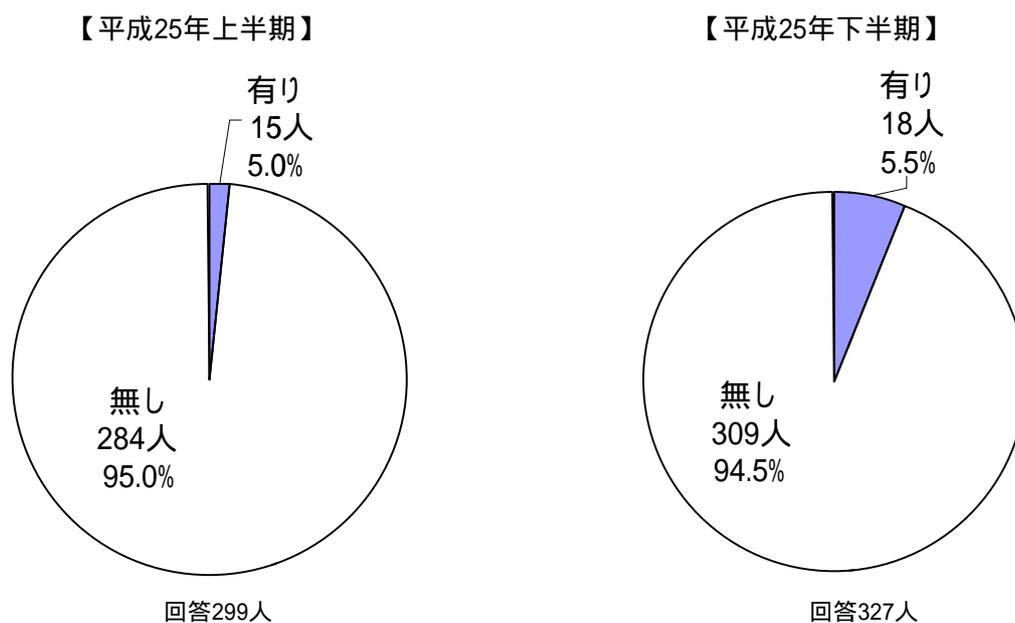
最近では、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やゲームサイト等のいわゆるコミュニティサイトの利用から被害にあった児童の占める割合が増加傾向にあります。警察庁が、平成25年中に全国の警察で検挙したコミュニティサイトに起因する福祉犯等の被害児童を対象に調査したところ、被害児童がフィルタリングを設定していなかったケースが9割以上という結果が出ています。

< 図4-2-1 出会い系サイト等を利用した事件の被害児童の推移（神奈川県） >



出典：STOP! THE 少年非行 平成25年版（警察本部少年育成課）

< 図4-2-2 コミュニティサイトに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの加入状況（全国） >



出典：コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について【平成25年上半期・下半期】（警察庁）

第5 青少年と地域社会

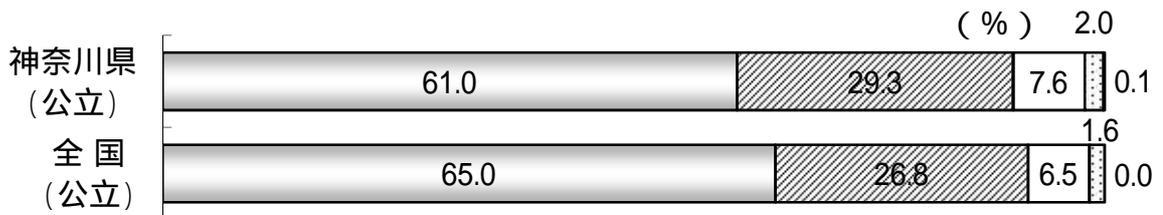
1 青少年と地域との関わり

(1) あいさつ

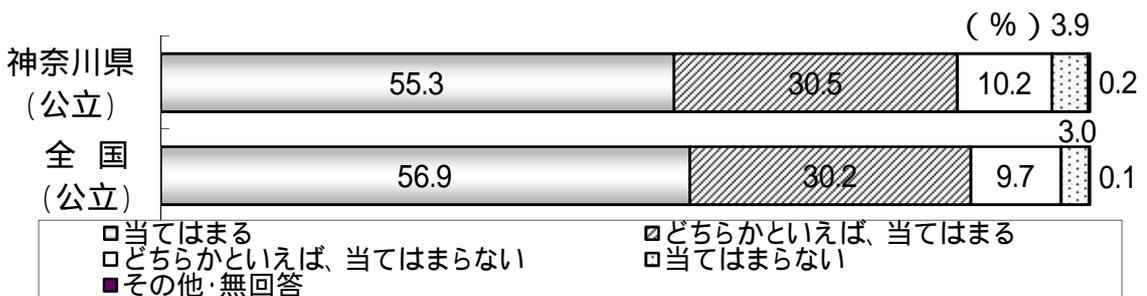
公立の小学生・中学生を対象に、「近所の人に出会ったときは、あいさつをしていますか」とたずねた調査では、県内の小学生の約90.3%、中学生の約85.8%が「当てはまる・どちらかといえば当てはまる」と回答しています。

<図5-1-1 近所の人に出会ったときは、あいさつをしていますか（神奈川県・全国）>

【小学生】



【中学生】



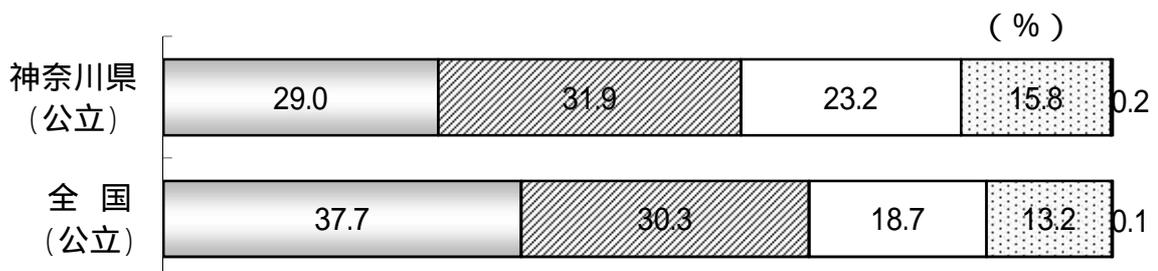
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

(2) 地域行事への参加

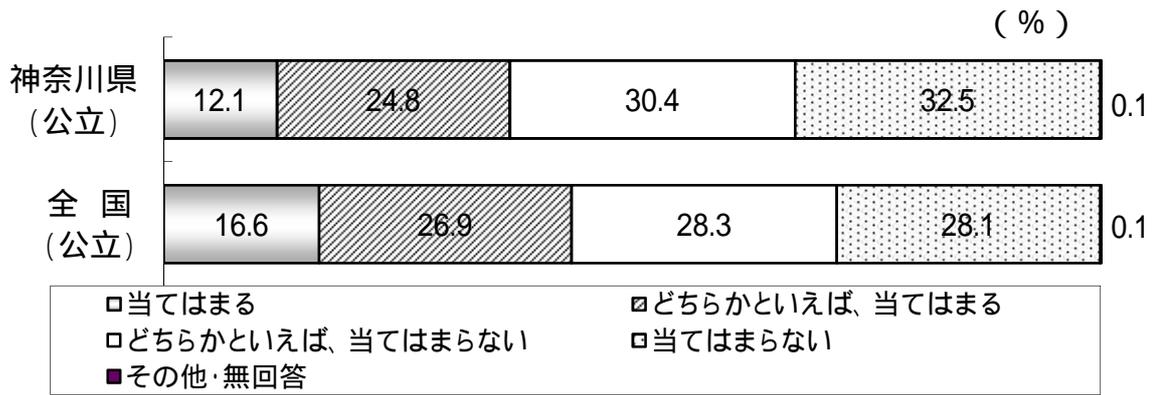
公立の小学生・中学生を対象に、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」とたずねた調査では、県内の小学生の約60.9%、中学生の約36.9%が「当てはまる・どちらかといえば当てはまる」と回答しています。

<図5-1-2 今住んでいる地域の行事に参加していますか（神奈川県・全国）>

【小学生】



【中学生】



出典：平成26年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

2 保護者の意識

平成23年11月から12月にかけて、全国の小学5年生の保護者2,400人、中学2年生の保護者2,400人を対象に行った保護者の意識調査では、家庭でのしつけ・教育及びコミュニケーションに関する質問に対し、保護者は次の通り回答しています。

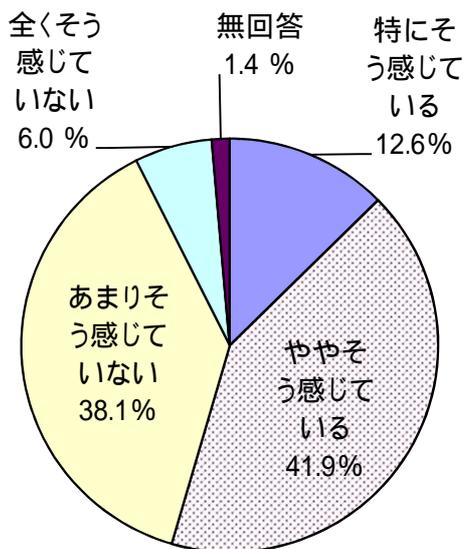
(1) 家庭でのしつけ・教育

ア 「家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えている」という声について

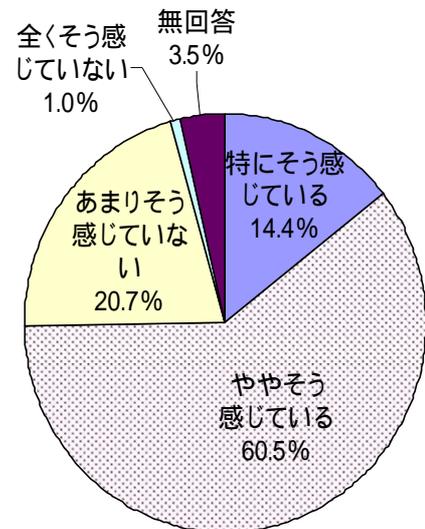
平成23年度は「ややそう感じている」の回答が41.9%と最も高く、前年度から18.6ポイント減っています。「特にそう感じている」の回答は12.6%で、前年度から1.8ポイント減少しています。

<図5-2-1 「家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えている」との声を聞くことがありますか、あなたはどのように感じていますか(全国)>

【平成23年調査結果】



【平成22年調査結果】



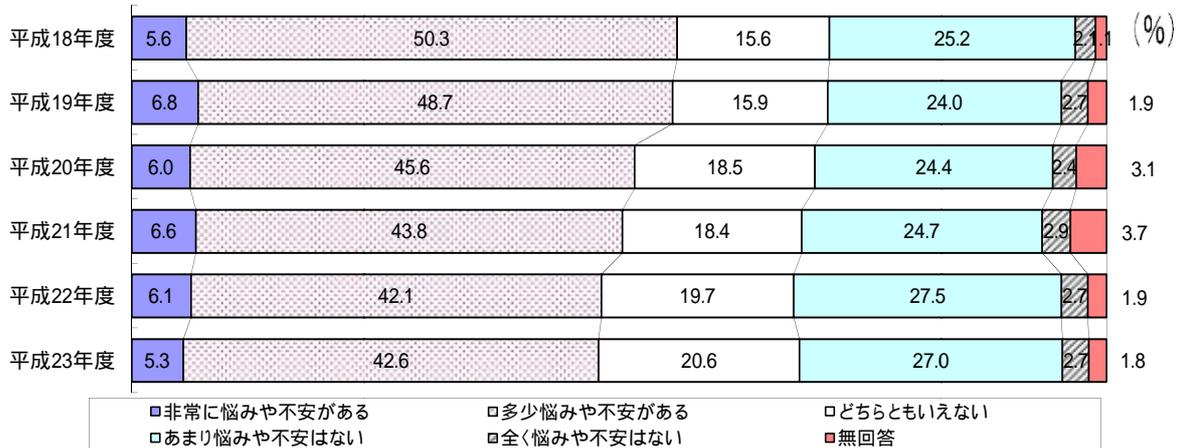
出典：平成23年度学校教育改革についての意識調査[教育に関する保護者の意識調査報告書]

(社団法人日本PTA全国協議会)

イ 家庭での教育（しつけ）についての悩みや不安の有無

平成23年度は、「多少悩みや不安がある」の回答が42.6%で最も高く、経年比較では、「非常に悩みや不安がある」は横ばいながら、「多少悩みや不安がある」が年とともに減少しています。「あまり悩みや不安はない」の回答は、平成23年度は27%で、前年度より0.5ポイント減少しています。

< 図5-2-2 あなたは、家庭での教育（しつけ等）についてどの程度悩みや不安がありますか（全国） >

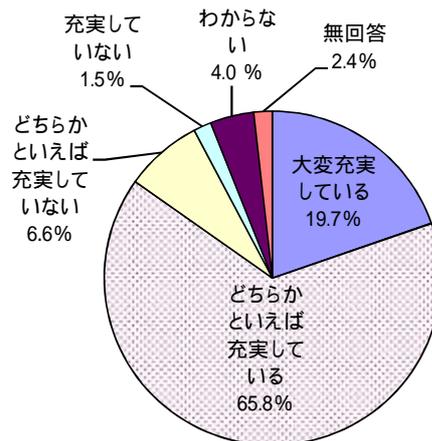


出典：平成23年度学校教育改革についての意識調査[教育に関する保護者の意識調査報告書]
(社団法人日本PTA全国協議会)

(2) 家庭でのコミュニケーション

平成23年度は、「大変充実している」と「どちらかといえば充実している」を合すると84.9%になっています。

< 図5-2-3 あなたの家庭では保護者と子どもとのコミュニケーションは充実していると思いますか（全国） >



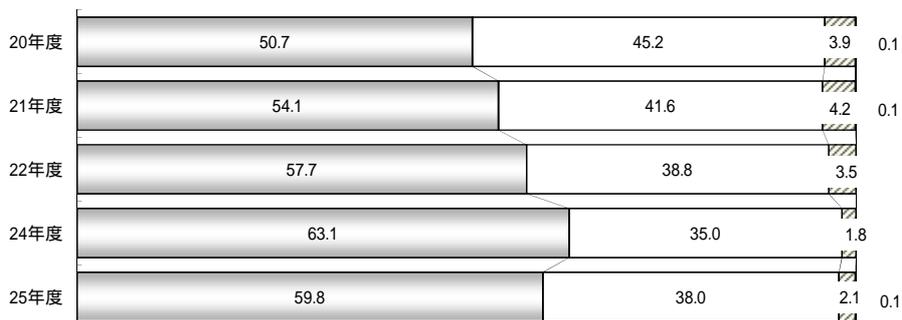
出典：平成23年度学校教育改革についての意識調査[教育に関する保護者の意識調査報告書]
(社団法人日本PTA全国協議会)

3 地域と学校との関わり

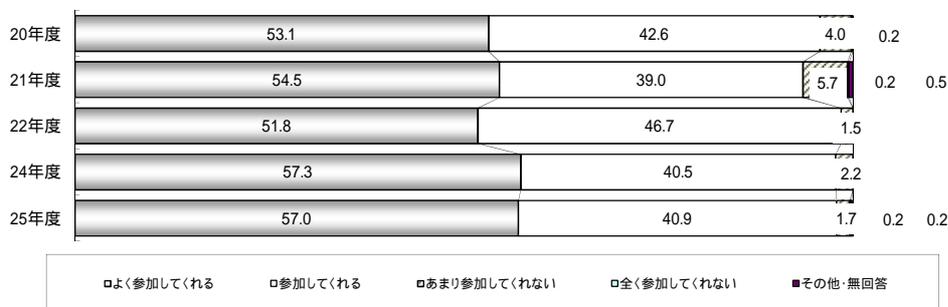
平成25年度の調査では、PTAや地域の人が学校の諸活動にボランティアとしてよく参加してくれる学校の割合は、小学校では59.8%で前回は3.3ポイント下回り、中学校では57.0%で前回より0.3ポイント下回りました。

< 図5-3-1 P T A や地域の人が学校の諸活動にボランティアとして参加してくれますか（神奈川県） >

【小学校】 (%)



【中学校】 (%)



出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

4 大人の意識

平成26年8月～9月、県が行った県民ニーズ調査では、「青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きい」と回答した人が74.6%を占めています。一方で、「今後10年くらいの中に、地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている」と答えた人は14.8%、「今後10年くらいの中に、子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになっている」と答えた人は18.7%でした。

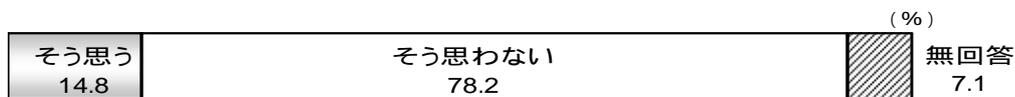
< 図5-4-1 青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きいと思いますか（神奈川県） >



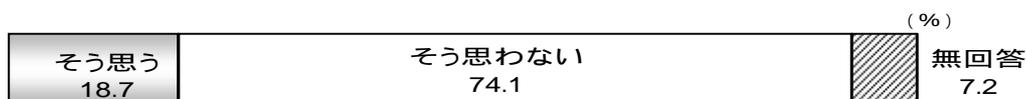
出典：平成26年度神奈川県「県民ニーズ調査」（広報県民課）

<図5-4-2 今後10年くらいの間に、どうなっていくと思いますか（神奈川県）>

地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている



子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになっている



出典：平成26年度神奈川県「県民ニーズ調査」（広報県民課）

5 青少年団体

(1) 子ども会

神奈川県内の子ども会の数は、2,393団体で、12万9,401人が会員として活動をしています。が、少子化とあいまって、団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

<表5-5-1 子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県）>

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
団体数（団体）	3,042	2,948	2,802	2,545	2,541	2,393
指導者数（人）	47,444	43,836	42,310	41,918	37,281	35,056
会員数（人）	183,780	166,283	157,863	141,320	136,818	129,401

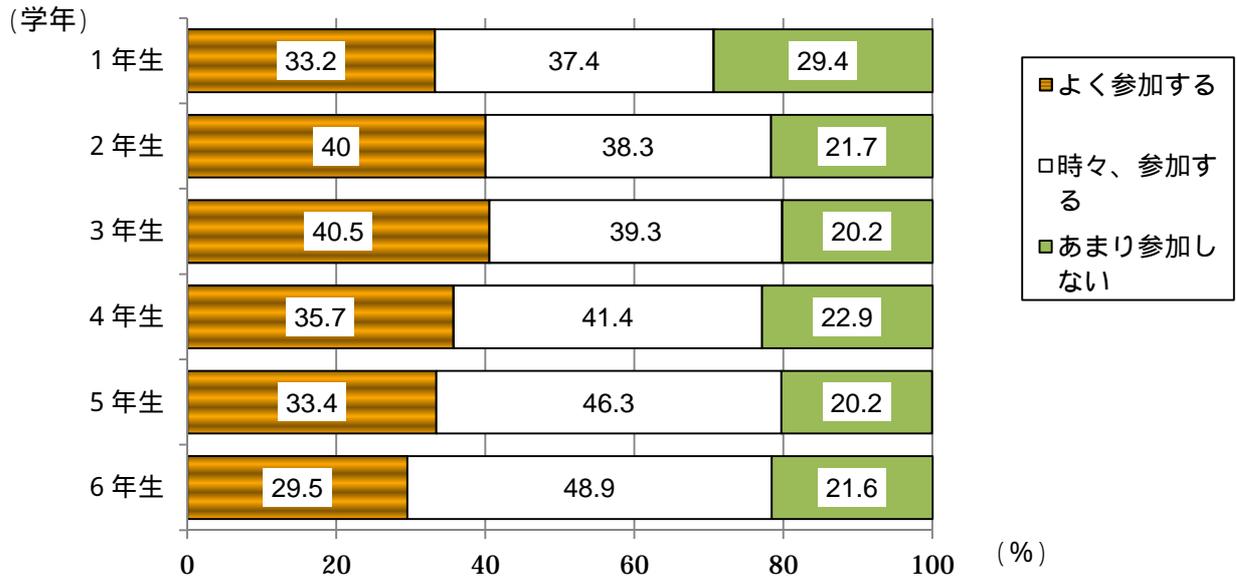
出典：平成26年度青少年関係団体の会員数等の調査（青少年センター）

(2) 地域活動への参加

小学生が、地域のお祭り等の地域行事や、清掃等のボランティア活動へ参加する頻度について、学年別に詳細に集計した結果では、「よく参加する」と「時々参加する」を合わせると1年生を除いておよそ8割に上っています。

「よく参加する」については、3年生が最も高く40.5%であり、最も低かったのは6年生の29.5%でした。対して、「あまり参加しない」と回答した割合は1年生で最も高く、29.4%となっていました。その他の学年では2割程度にとどまっています。

< 図5-5-1 地域活動への参加の頻度（神奈川県） >

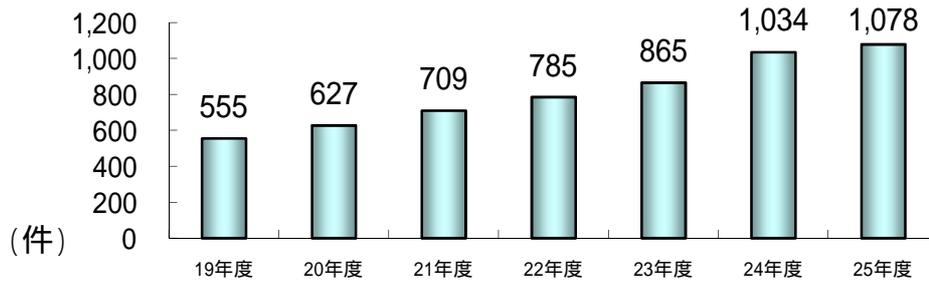


出典：神奈川県における放課後の子どもの居場所づくりに向けた実態調査研究調査報告書
 (平成25年2月調査・第11期神奈川県生涯学習審議会調べ)

(3) 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数

非行防止活動やいじめ相談、児童虐待防止、児童相談、放課後活動の実施、学童保育事業など、子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人の数は、年々増加しています。

< 図5-5-2 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人の数の推移（神奈川県） >



(備考)平成23年度以前：神奈川県内にのみ事務所を持つ法人、平成24年度以降：神奈川県内に主たる事務所を持つ法人
 出典：NPO協働推進課資料

第2章 青少年施策の展開

第1 子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の展開

平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と併せて、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を大きな柱とし、都道府県及び市町村に対し、子ども・若者計画等の作成、子ども・若者総合相談センター並びに子ども・若者支援地域協議会の設置の3つの努力義務について定めています。また、同年7月に作成された同法に基づく大綱「子ども・若者ビジョン」においては、すべての子ども・若者の健やかな成長の支援、困難を有する子ども・若者やその家族の支援、そして社会全体で支えるための環境整備という3つの施策を基本方向に掲げるなど青少年施策に対する国の新たな基本方針が示されたところです。

県では、平成22年12月に「かながわ青少年育成・支援指針」を改定して、子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者計画に位置づけると共に、平成24年3月に「かながわグランドデザイン」を策定して、青少年施策を展開しています。

平成24年4月に、同法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター」を設置し、一次相談窓口機能を強化しました。

また、同法には「子ども・若者支援地域協議会」の設置が定められていることから、平成25年5月に「神奈川県子ども・若者支援連携会議」を設置し、相談支援を必要とする子ども・若者や家族に対して、効果的な相談支援が行えるよう、国・県・市町村の相談・支援機関や民間団体との連携を更に促進し、切れ目のない総合的な支援を目指しています。

第2 青少年施策の基本方向

「かながわ青少年育成・支援指針」において定めた次の3つの基本目標の達成に向け、青少年を取り巻く社会環境の変化や青少年の状況等を踏まえながら、総合的に施策を展開しています。

< 施策の基本目標と方向 >

基本目標1 青少年の成長の基盤づくりと社会参画の推進

青少年が成長するための基盤となる基本的な生活習慣や、基礎的な体力・学力及び社会の変化の中で健全に成長する力を身に付け、豊かな人間性と社会性をはぐくみ、かつ、社会の一員として、自立心を高めながら、創造性とエネルギーを地域社会で生かすことができるように支援する。

(施策の方向)

健康な心と体、確かな学力の育成
豊かな人間性と社会性をはぐくむ体験学習や社会参画の推進
社会の変化に対応し健全に成長する力の育成

基本目標2 青少年の自立を支援する環境づくり

ひきこもり、いじめ、不登校、非行、暴力行為等の課題に対応する多様な機関の連携による総合的相談・支援体制を整備するとともに、豊かな資質と可能性を秘めた青少年の社会的・経済的自立を支援する環境を整える。

(施策の方向)

多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の整備
ひきこもり等困難を抱える青少年の支援
非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進
不登校・いじめ・暴力行為など学校が抱える課題への対応の充実
社会的・経済的な自立の促進

基本目標3 青少年の健やかな成長を支える地域社会づくり

青少年の成長と自立を支援するという自覚と責任を持って行動するよう、大人自身の意識改革を進めるとともに、急激に進展する情報化社会への対応や、青少年の福祉を害する犯罪被害等の防止対策を進め、民間事業者を含む社会全体で、青少年が心豊かに成長できる環境とコミュニティづくりに取り組む。

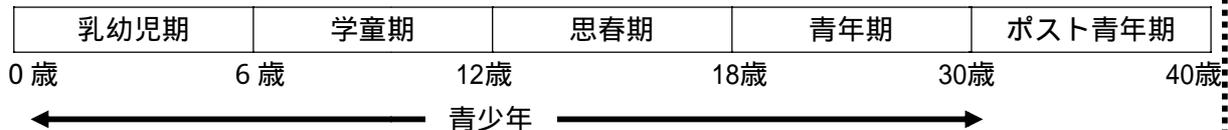
(施策の方向)

- 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進
- 急激に進展する情報化社会への対応
- 被害防止・保護活動の推進
- 青少年の成長を支える豊かなコミュニティづくり



「かながわ青少年育成・支援指針」の対象について

指針の対象は、全体としては乳幼児期から青年期まで（0歳から30歳未満）を青少年として広くとらえていますが、個々の施策においては、それぞれ対象となる範囲は異なります。また、ひきこもり等青少年への支援など施策によっては、40歳未満のポスト青年期も対象としています。



指針における用語の使い方について

青少年のとらえ方は、各種法令や条例、学術的見解によって様々であり、年齢によって明確に区分はできませんが、指針全体としては「青少年」の用語を使い、それぞれの施策では、その対象とする年齢に応じて次の区分により用いています。

「青少年」：0歳から概ね30歳

(ただし、「施策の方向9」・「施策の方向10」のうち、青少年保護育成条例に基づく施策の展開においては18歳未満の者を指し、「施策の方向9」のうち、青少年喫煙飲酒防止条例に基づく施策の展開においては20歳未満の者を指します。)

「子ども」：乳幼児期、学童期及び思春期の者

「若者」：思春期、青年期の者。施策によっては、ポスト青年期の者も含む

「少年」：20歳未満

「児童・生徒」：児童は小学生、生徒は中・高校生

「学童期」：小学生

「思春期」：中学生から概ね18歳

「青年期」：概ね18歳から30歳

「ポスト青年期」：青年期を過ぎ40歳未満の者

第3 平成25年度における青少年施策の主な取組み

(二重枠囲い) : 基本目標

1 青少年の成長の基盤づくりと社会参画の推進

(枠囲い) : 施策の方向

(1) 健康な心と体、確かな学力の育成

ア 学校における食育の推進（教育局）

児童・生徒に対し食に関する知識の取得や正しい食事のあり方、望ましい生活習慣の形成を図り、生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うことを目標に、家庭・地域と連携し、学校の教育活動全体で食育の推進に取り組んでいます。

食育関連情報

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480281/>

学校における食育の推進

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480431/>

イ かながわ学びづくり推進事業（教育局）

児童・生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、学びの質を向上させるために校内研究の推進とその支援に取り組んでいます。

ウ いのちの大切さを学ぶ教室の開催（警察本部）

次世代を担う中学生・高校生に犯罪に遭われた方とご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識の向上、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図っています。

平成25年度の開催状況は、中学校・高等学校合わせて計96回実施し、計29,338人の生徒が教室に参加しました。（中学校は76回22,894人、高等学校は20回6,444人が参加）

エ 体力づくり推進事業（教育局）

児童生徒の健康や体力の向上を図るため、体力・運動能力や生活実態を把握するための基礎調査を実施し、その結果に基づき、より効果的な健康・体力づくりの推進に取り組んでいます。

神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5181/>



(2) 豊かな人間性と社会性をはぐくむ体験学習や社会参画の推進

ア 子どもの社会参画の推進（県民局）

県、NPO、企業が協働して、まちづくりに積極的に関わろうとする県内各地の小学校高学年から高校生までの子どもを特命子ども地域アクターとして養成し、まちの活性化などの取組みが行われている現場へ派遣しています。地域のにぎわいづくりなどの企画・運営に、子どもが意見を発言し、大人と一緒に取り組む機会を増やし、子どもの社会性を育むことを目的としています。

平成25年度は、小学5年生から高校3年生の子どもたち18人が10のまちづくりの場に派遣されました。

特命子ども地域アクタープロジェクト

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360604/>



イ シチズンシップ教育（教育局）

平成23年度からすべての県立高等学校及び中等教育学校において、キャリア教育の一環として、これからの社会を担う自立した社会人を育成することを目的に、積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育であるシチズンシップ教育を推進しています。

ウ 子どもの遊び・スポーツ活動推進事業（教育局）

子どもたちに様々な外遊びやレクリエーション型スポーツ、県内の遊び場を紹介することにより、外で遊ぶことの楽しさや大切さを伝え、子ども達の体力、運動能力の向上に資することを目的として実施しています。



みんな元気に外で遊ぼう 子どもの外遊びの推進

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6074/>



エ かながわスポーツクリニック事業（教育局）

ゴールデンエイジ（概ね9歳～12歳）の年齢層を含むジュニアを対象に、スポーツに対する興味や関心を高め、心身の健全な発達や成長を促すことなどを目的として、元日本代表選手や元プロスポーツ選手などのトップアスリートと連携し、スポーツ教室や強化練習会等を行っています。



オ 青少年科学活動推進事業（県民局）

青少年の科学体験活動を促進するため、子どもサイエンスフェスティバルや科学体験教室等の開催、地域における科学指導者や教員及び教員志望学生を対象とした科学技術系の人材育成、インターネット科学館による科学情報の発信を行っています。



インターネット科学館

<http://kanagawa-yc.jp/>

（平成25年度・活動状況）

科学活動情報発信事業

- インターネット科学館 ホームページアクセス数：139,938件

科学活動普及・啓発事業

- 科学活動啓発・環境整備
 - 子どもサイエンスフェスティバル 参加者数：3,238人
 - 子ども科学探検隊 参加者数：276人
 - 青少年のための科学の祭典 参加者数：1,016人
 - 科学のひろば 参加者数：435人
 - 子ども科学講座 参加者数：125人
 - 星空教室 参加者数：801人
 - スターウォッチング（中止）
 - 科学講演会 参加者数：134人
 - 神奈川県高校総合文化祭理科部研究発表大会 参加者数：119人
 - 神奈川県工業高校生徒研究発表会 参加者数：374人
 - 青少年科学作文コンクール 応募数：184点、入賞数：26点
 - 日本学生科学賞神奈川県作品展 出展数：136点、見学者延人数：377人
 - 横浜市中学校生徒科学作品展 出展数：271点

- ・ 地域における科学体験活動
 - 移動科学教室 参加者数：620人
 - 依頼団体科学教室 参加者数2,357人
 - 自然観察会 参加者数：161人
- ・ ものづくりこどもサイエンス事業
 - プチロボで競走しよう 参加者数：195人
 - 初級ロボットプログラム 参加者数：132人
 - 中級ロボットプログラム 参加者数：70人
 - 上級ロボットプログラム 参加者数：101人
 - 青少年のためのロボフェスタ2013 参加者数：6,000人
 - ものづくり体験教室 参加者数：123人
- 科学技術系人材育成事業
 - ・ 科学体験指導者育成
 - 天文研究クラブ 参加者数：34人
 - おもしろ実験・科学工作指導者セミナー 参加者数：97人
 - おもしろ実験・科学工作指導者フォローアップ研修会 参加者数：23人
 - ・ 課題探求型科学体験教室
 - 小学生科学研究クラブ 参加者数：76人
 - 高校生天文講座 参加者数：164人
 - 中高生サイエンスキャリアプログラム 参加者数：198人
 - 高校生ロボティクス講座 参加者数：216人
 - 高校生科学ボランティア 参加者数：31人
 - ・ 教員対象研修講座
 - 教員研修事業（総合教育センター） 参加者数：36人
 - 依頼型教員研修事業 参加者数：9人
 - 大学連携支援事業 参加者数：28人

カ 青少年舞台芸術活動の推進（県民局）

青少年の舞台芸術活動と県民の芸術文化の振興を図るため、県立文化施設等で優れた舞台芸術の鑑賞や体験型事業を実施。また、県立青少年センターで演劇・ダンスの講習会・発表会、人形劇の発表会等を実施するとともに、文化芸術の持つマグネット力で街のにぎわいづくりに取り組む「マグカル事業」の一環として、青少年の文化芸術に関する発表や公演を応援する取り組み「マグカル劇場」を行っています。

（平成25年度・活動状況）

児童文化活動推進事業

児童の文化活動の促進を図り、豊かな情操と想像力を育むため、人形劇を中心とした事業を行いました。

- ・ 児童文化活動推進事業 かながわ児童劇グループ交流会 4回487人

青少年舞台芸術等鑑賞事業

舞台芸術の振興を図るため古典芸能・演劇・ダンスについて、優れた劇団、演目等を選定し青少年及び一般県民に提供しました。

- ・ 青少年芸術劇場 2回828人 青少年ダンス鑑賞会 1回370人

演劇舞踊等創造活動事業

青少年が日ごろ行っている芸術活動の成果発表の場を提供するとともに、こうした創造活動を支援するため講習会等を開催しました。

- ・ 小学校演劇発表会 (大雪のため開催中止)
- ・ 中学校演劇発表会 14校出演1,589人
- ・ 中学校創作劇発表会 8校出演746人
- ・ 高等学校演劇発表会 13校出演1,220人
- ・ 中学校演劇講習会 参加：1,415人
- ・ 高等学校演劇講習会 参加：721人
- ・ 演劇指導者のための実践的ワークショップ 参加：26人
- ・ 青少年ダンス発表会 42団体出演1,973人
- ・ ダンス講習会 参加：732人

学校演劇エンパワーメントプロジェクト

青少年センターを学校演劇の殿堂とすることを目指して、中学・高校を主とした学校演劇の振興を通じて、児童・生徒が本来持っている力を引き出し、さらに発揮できるよう支援しました。

- ・ 演劇部実践指導塾「演劇部お助け講座」
中学生対象 2回実施：6校80人参加 高校生対象 2回実施：9校45人参加
- ・ 学校演劇交流フェスティバル 2校出演580人

キ 伝統芸能等普及振興事業（県民局）

貴重な伝統芸能・民俗芸能に対する理解を深めるため、歌舞伎、人形浄瑠璃文楽、地芝居（農村歌舞伎）等を紹介する公演や「能・狂言教室」の開催、県立学校における相模人形芝居学校交流ワークショップ、小中学生を対象とした日本舞踊のワークショップを実施しています。



ク 高校生ボランティアセンターの運営支援（教育局）

高校生の自主的なボランティア活動を支援するために設置した高校生ボランティアセンター“friends”の運営を支援しています。



鶴見川での清掃活動をサポート



小学生と高齢者の交流の場をサポート

神奈川県高校生ボランティアセンター

http://www.planet.pref.kanagawa.jp/k_vol/k_vol_top.htm

ケ 青少年指導者養成推進事業（県民局）

青少年の多様な体験学習や主体的な参画を促進し、社会的自立を支援することによって、地域における中心的役割を担う青少年支援・指導者を育成するため、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定し、市町村・青少年関係団体と連携して取組みを進めています。

また市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施するほか、その活動を支援しています。



カヌー体験



パイプライン



森の落とし物



によるによるジャンケン

(平成25年度・活動状況)

地域において中心的な存在となる青少年支援・指導者の研修

- ・ 青少年指導員セミナー 1事業131人
- ・ 「体験学習プログラム」セミナー 1事業80人
- ・ 「子ども・若者のコミュニケーション」スキルアップ講座 1事業71人
- ・ 青少年体験活動サポーター養成講座 1事業19人
- ・ 野外活動サポーター養成講座 2事業38人
- ・ 環境学習サポーター養成講座 1事業22人

青少年行政関係職員等の研修

- ・ リードアップセミナー 1事業101人
- ・ フォローアップセミナー 1事業57人
- ・ 子ども施設の指導員セミナー 1事業313人

グループ活動や青少年に関わる活動をしている若者のスキルアップを図る研修

- ・ 子どものイベント体験型セミナー (大学生編) 1事業33人
- ・ 子どものイベント体験型セミナー ・子どものサポーター養成講座 (ジュニアリーダー編) 2事業65人
- ・ 子どもに関わる若者ボランティアセミナー (夏) 1事業51人
- ・ 子どもに関わる若者ボランティアセミナー (冬) 1事業66人

青少年育成のための実践的調査研究

- ・ 地域活性化事業(市町村・団体協働事業) 1事業281人
- ・ 指導法の研究冊子の作成「遊びのタネ・ネタ帳～遊ぶ・つなぐ・工夫する・遊びサポーターの巻～」
発行部数：1,500部

青少年育成のための啓発青少年問題フォーラム 1回65人

青少年指導者養成連携、調整青少年指導者養成協議会

- ・ 総会：1回 常任委員会：3回 専門部会：5回
- ・ 青少年支援・指導者育成事業担当者会議：5回



遊びサポーター養成講座

子どもたちが異年齢の集団で遊ぶ姿を見る機会がありません。集団で遊ぶことは、子どもたちが育っていく上で大切な体験です。異年齢集団で遊ぶことによって、人との関わり方を体験的に学び、鬼ごっこ等ではイレギュラーな体の動きにも対応できるようになり、体力も自然につきます。何よりもその日その日で年齢もメンバーも異なる中で自分たちでルールを作っていくことは、小さな民主主義の体験にもなるでしょう。

現在子どもたちの間では集団で遊ぶという文化が失われています。そこで青少年センター指導者育成課では、「遊びサポーター養成講座」を開講し、子どもたちに遊びを伝える大人・若者を育成しています。また指導者向けマニュアルとして「遊びのタネ・ネタ帳」を発行しています。下記までお問い合わせください。

対象：青少年育成に関わっている人たち
問い合わせ先：青少年センター指導者育成課
電話番号：045-263-4466



宝島鬼ごっこ



遊びのタネ・ネタ帳

コ 国際・英語教育活動（教育局）

英語による実践的なコミュニケーション能力の向上を図るため、県内公立高校の生徒を対象にスピーチコンテストを実施しています。

サ 小学生等の放課後などにおける育ちの場の提供（県民局、教育局）

保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童等に放課後の居場所を提供する放課後児童健全育成事業や、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学習や体験活動等の機会を提供する放課後子ども教室推進事業を推進する市町村に対して補助を行っています。

シ 三県省道スポーツ交流事業（県民局、教育局）

青少年に国際交流の機会を提供し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の人材育成を図ることを目的に、友好関係にある3地域（本県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道）の持ち回りで、青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を開催しています。

平成25年度は、8月26日から30日まで韓国・京畿道で開催され、3地域合わせて約105名の男子サッカー及び女子バスケットボールの選手、役員等が参加しました。



ス 少年の社会参加活動（警察本部）

関係機関や地域ボランティア等と連携し、少年が参加する環境美化活動や生産体験活動等の社会参加活動を推進して、地域社会の一員としての自覚と規範意識の醸成を図る。

少年の社会参加活動状況（平成25年）

活 動 内 容	活 動 回 数		184回
	参 加 人 数	17,584人	
		指 数	142
	う ち 少 年		12,393人
	環 境 美 化 活 動		40回
	参 加 人 員	4,549人	
		う ち 少 年	3,276人
	生 産 体 験		21回
	参 加 人 員	1,797人	
		う ち 少 年	1,430人
	施 設 訪 問		2回
	参 加 人 員	109人	
		う ち 少 年	53人
	ス ポ ー ツ 活 動		4回
	参 加 人 員	439人	
		う ち 少 年	268人
	街 頭 キ ャ ン ペ ー ン		47回
	参 加 人 員	3,979人	
う ち 少 年		2,609人	
そ の 他 の 活 動		70回	
参 加 人 員	6,711人		
	う ち 少 年	4,757人	

(3) 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成

ア 青少年喫煙飲酒防止条例推進事業（県民局）

青少年がたばこ・酒類を容易に入手できない社会環境づくりを進めるため、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用を図っています。条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っており、平成25年度は、203店に立入調査を実施しました。

また、関係業界と協働し、様々な啓発活動を行っています。



神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p12516.html>



酒・たばこ購入時の年齢確認にご協力を
未成年者が、酒、たばこを容易に手に入れない社会環境づくりのため、青少年喫煙飲酒防止条例では、酒・たばこ販売店に、証明書による年齢確認を義務付けています。（青少年課）



イ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進事業（教育局）

児童生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環として、家庭・地域等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を一体的に推進しています。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3933/>



ウ 薬物乱用防止対策の推進（保健福祉局・県民局）

青少年の薬物乱用防止を図るため、神奈川県薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策部会を設置し、学校における薬物乱用防止教室への講師派遣や街頭キャンペーンの開催など各種啓発活動を行うとともに、ツイッターなどにより情報発信をしています。

また、神奈川県青少年保護育成条例に基づき、薬物関係の図書を有害図書類等に指定しています。

ツイッターアカウント @Kana_yaku

危険ドラッグの恐怖(危険ドラッグ乱用防止啓発映像)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5618/>

薬物乱用防止ビデオ「壊れる生命 - 薬物体験者たちの証言 -

http://www.youtube.com/watch?v=kJG04QZZI_M

薬物乱用防止について <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3520/>

有害図書類の指定 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p588502.html>





危険ドラッグには絶対に手をださないで！

薬物乱用は、使用する個人の問題ではありません。

危険ドラッグによる死亡事故や第三者を巻き込む交通事故が相次いで発生しており、大きな社会問題となっています。

危険ドラッグは、植物片、液状や粉状のものがあり、「合法ハーブ」や「お香」、「バスソルト」などと称して、インターネットサイトや繁華街の店舗で販売されています。

危険ドラッグは、「人体には摂取しないこと」などと注意書きをして、本来の使用方法を隠して売られています。それまで合法ハーブ等と呼ばれておりましたが、場合によっては命に関わることもある非常に危険な薬物であることから、平成26年7月には、危険ドラッグと呼方を変えることになりました。

「合法」や「脱法」というイメージから、「安全」であるという誤解を招きやすいのですが、実際は覚醒剤や大麻と危険性が変わらないものも多く、乱用による健康被害が生じたり、最悪の場合は死亡してしまうこともあります。

薬物乱用の魔の手は誰のところに伸びてきます。

薬物乱用の誘いに対して「はっきりと断る勇氣」、インターネットのサイトを見ても「やらない勇氣」を持つことが大切です。

危険な場所に近づかないこと、逃げることも「勇氣」です。



危険! 危険ドラッグ（薬務課からの提供写真）

エ 携帯電話教室（教育局）

児童・生徒が携帯電話の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。



オ メディアリテラシー教育の推進（教育局）

児童・生徒が、情報社会における正しい判断や望ましい態度、危険回避の方法などを身に付けられるよう、新しい学習指導要領に示された情報モラルや情報活用能力育成の指導方法改善のための教員向けの研修を充実させています。



カ エイズ予防啓発事業[青少年エイズ性感染症予防講演会]（保健福祉局）

県域の中学校や高等学校等からの派遣依頼に基づき、保健福祉事務所の医師や保健師等を派遣し、エイズを含む性感染症の基礎知識や予防方法、HIV検査を受けることの大切さなどの普及啓発を行っています。

エイズ・感染症予防事業

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6943/p22641.html>

キ 学校における消費者教育の推進（県民局）

学校における消費者教育を推進するため、中学生向け、高校生向けの教育資料、教員用解説書及び各種啓発教材等の作成・配布や消費者教育教員研修を実施しています。

また、消費生活課ホームページに、主に小学生を対象としたキッズページ「学ぼう！知ろう！身近なキケン」及び中高生向けページ「こんなにある！身近な消費生活トラブル」を開設し、消費者被害の未然防止のための情報発信を実施しています。

学ぼう！知ろう！身近なキケン

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/kids/>

中高生向けページ こんなにある！身近な消費生活トラブル

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/soudanjirei/for_teenagers.html

2 青少年の自立を支援する環境づくり

(1) 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の整備

ア 神奈川県子ども・若者支援連携会議の設置（県民局）

神奈川県では、さまざまな不安や悩みを抱える子ども・若者への相談支援を効果的かつ円滑に行うため、子ども・若者育成支援推進法の基本理念に基き「神奈川県子ども・若者支援連携会議」を平成25年5月に設置し、国・県・市町村及び民間団体等の関係各課、各機関が連携して支援する体制を整えました。

神奈川県子ども若者支援連携会議

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f500257/>

（平成25年度・活動状況）

会議開催状況

・ 全体会議

構成員は、国、県、市町村の代表者（関係本課の長）で構成し、子ども・若者支援に関する施策の検討、提案、調整や、子ども・若者に関する広い知識と諸機関と連携できる資質を持った人材（相談員等）を養成する研修の設定を行いました。

実施日：平成25年5月23日（木）

構成機関：18機関（国：3 / 県：10 / 市町村：5）

・ 地域ブロック会議

県内を5ブロックの地域にわけ、国、県、市町村の相談担当者（所属長が指定する者）及び関係NPO等民間団体の担当で構成し、子ども・若者支援に関する地域課題の検討、会議の方向性や方針の検討及び子ども・若者総合相談に係る情報交換、情報共有を行いました。

（横浜川崎地域）

実施日：平成25年11月12日（火）

構成機関：34機関（国：7 / 県：11 / 市町村：9 / 民間：7）

会議内容：神奈川県子ども・若者支援連携会議[地域ブロック会議]の取組みについて

社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援事業に係わる情報交換、情報共有について など

（横須賀三浦地域）

実施日：平成25年8月29日（木）

構成機関：24機関（国：3 / 県：7 / 市町村：12 / 民間：2）

会議内容：子ども・若者育成支援推進法に関する県内先進事例紹介

神奈川県子ども・若者支援連携会議[地域ブロック会議]の取組みについて

社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援事業に係わる情報交換、情報共有について など

(湘南地域ブロック)

実施日 : 平成25年9月26日(木)

構成機関 : 44機関(国:2/県:11/市町村:29/民間:2)

会議内容 : 子ども・若者育成支援推進法に関する県内先進事例紹介

神奈川県子ども・若者支援連携会議[地域ブロック会議]の取組みについて
社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援事業に係わる情
報交換、情報共有について など

(相模原・県央地域ブロック)

実施日 : 平成25年7月31日(水)

構成機関 : 34機関(国:4/県:8/市町村:20/民間:2)

会議内容 : 子ども・若者育成支援推進法に関する県内先進事例紹介

神奈川県子ども・若者支援連携会議[地域ブロック会議]の取組みについて
社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援事業に係わる情
報交換、情報共有について など

(県西地域ブロック)

実施日 : 平成25年8月8日(木)

構成機関 : 25機関(国:3/県:7/市町村:14/民間:1)

会議内容 : 子ども・若者育成支援推進法に関する県内先進事例紹介

神奈川県子ども・若者支援連携会議[地域ブロック会議]の取組みについて
社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の支援事業に係わる情
報交換、情報共有について など

研修(平成25年度・3回)

地域において、子ども・若者への相談支援を行う公的機関職及び民間団体スタッフを対象に、相談技術の向上と子ども・若者にかかる問題の理解に焦点をあてた研修を実施しました。

(臨床心理士・警察・精神科医師・元法務教官・NPO)

期日/場所	主な内容/講師	参加人員
5月24日(金) 県立青少年センター	テーマ「相談入門～相談の進め方」 臨床心理士	97人
7月26日(金) 県立青少年センター	テーマ「相談に役立つ知識～ひきこもり・非行・精神疾患について」 白梅学園大学 教授 神奈川県警察少年相談・保護センター 主幹 県精神保健福祉センター 精神科医	74人
9月20日(金) 県立青少年センター	テーマ「相談実践ガイド～問題解決のヒントを実践例から学ぶ」 大阪府教育委員会スクールソーシャルワーカー 寄宿生活塾はじめ塾 塾長	59人

イ かながわ子ども・若者総合相談センターの運営（県民局）

県立青少年センターでは、ひきこもり・不登校・非行・就労など、子どもや若者に関する様々な悩みについての一次相談窓口である「かながわ子ども・若者総合相談センター」を運営し、電話や面接での相談に対応しています。専門職やNPO相談・支援アドバイザーが、相談内容に応じて助言や情報提供を行います。また、必要な場合はより適切な県や市町村の専門機関、民間団体などを紹介します。

- ・ 対象：おおむね39歳まで
- ・ 相談専用電話：045 - 242 - 8201
- ・ 受付日時：9時～12時、13時～16時（月曜日と年末年始を除く）
- ・ 面接相談：上記電話へ要予約

かながわ子ども・若者総合相談センター

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100332/>

また、県西部地域における相談の利便性を高め、関係機関との連携を推進することを目指し、ひきこもりや不登校等の状態にある青少年への支援活動が豊富なNPOと協働して、「神奈川県西部青少年サポート相談室」を設置しています。

- ・ 対象：おおむね39歳まで（県西部以外にお住まいの方も利用できます）
- ・ 相談専用電話：0465 - 35 - 9527
- ・ 受付日時：月曜日～金曜日 10時30分～12時、13時～16時
（土・日・祝日と年末年始および年10日程度の休室日を除く）
- ・ 面接相談：上記電話へ要予約
- ・ 所在地：小田原市城山1-6-32 Sビル2階

神奈川県西部青少年サポート相談室

<http://kensei-soudan.sblo.jp/>



（平成25年度・活動状況）

相談窓口開設

- ・ 子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）
電話相談延べ件数：2,425件
面接相談延べ件数：487件（実件数206件）
（4月1日から3月31日まで実質305日間）
- ・ 県西部青少年サポート相談室
電話相談延べ件数：349件
面接相談延べ件数：93件（実件数62件）
（4月1日から3月31日まで実質235日間）

相談ケースの検討打ち合わせ

- ・ 子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）
相談ケースの検討：毎週1回
専門家によるスーパービジョン：年9回

- ・ 県西部青少年サポート相談室
相談ケースの検討：必要に応じて随時
専門家によるスーパービジョン：年3回
相談機関の周知
- ・ 相談窓口案内リーフレット作成配布
リーフレットを20,000部作成し、小中高校、民生委員児童委員協議会等に配布しました。
- ・ 子ども・若者相談機関案内冊子作成配布
青少年に関する各種相談窓口の情報をまとめ、行政関係者等、相談機関に携わる職員等の相談業務の効率化を図っています。
冊子配布：平成26年3月500部発行

ウ 地域若者サポートステーションの設置運営（県民局、産業労働局）

平成24年4月に神奈川県西部地域若者サポートステーションを小田原市、平成26年4月に神奈川県中央地域若者サポートステーションを厚木市に設置しました。

キャリアカウンセラーや臨床心理士などを配置し、専門家の診断や助言をトータルに受けられる体制を備えた面接相談により、一人ひとりにあった就労に向けたプログラムを作成して、ニート等の若者の職業的自立を支援しています。

要予約

対象：15歳～39歳の本人とその家族

料金：無料

利用時間：午前10時～午後5時

（日曜・祝日、年末年始を除く 土曜は月1回開所）

神奈川県地域若者サポートステーション

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p471988.html>

（県が設置しているサポートステーション）

神奈川県西部地域若者サポートステーション

- ・ 所在地：小田原市城山1-6-32 Sビル2階（JR・小田急「小田原駅」から徒歩約3分）
- ・ 電話番号：0465-32-4115
- ・ 事業者：特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
[厚生労働省認定、神奈川県委託]

県西部のサポステは、農業体験もあります

神奈川県中央地域若者サポートステーション

- ・ 所在地：厚木市中町2-12-15アミューあつぎ7階「あつぎ市民交流プラザ」内
（小田急「本厚木駅」から徒歩約5分）
- ・ 電話番号：046-297-3067
- ・ 事業者：特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
[厚生労働省認定、神奈川県委託]

（平成25年度・神奈川県西部地域若者サポートステーションの事業実績）

相談受理状況

- ・ 総合相談事業
相談件数：1,937件 新規登録者数：515人 進路決定者数：159名
（内訳：就職140人、職業訓練13名、復学・進学6名）

- ・ 紹介元別状況（計515件）
 - ハローワーク等就労支援機関197件、地方自治体からの紹介21件
 - 市町村広報80件、一般メディア10件、インターネット、ホームページ35件
 - 他からの紹介100件、自分で探して72件

平成24年度よりも新規登録者が増加しました。昨年比152%になっています。
特に、ハローワークからの紹介者、広報を見た来所者が増加しています。

若者キャリアプログラム

 - ・ サポステ内での講座 回数:201回、受講人数:812人（延べ人数）
 - ・ 施設外での仕事、ボランティア体験

障害者施設ボランティア	3ヶ所	8人
介護施設ボランティア	1ヶ所	1人
協力企業、店舗での仕事体験	3ヶ所	3人

各種セミナー、講演会等による職業意識の啓発
サポステ外の会場を利用し、小田原、平塚、厚木、大和、茅ヶ崎の5ヶ所で、近隣市町村の共催として開催しました。

 - ・ 就職に役立つパソコン講座84回（3日×28回）、参加人員643名（延べ人数）

保護者を対象とした講習会等
支援対象者の保護者や家族等に対し、職業的自立へ向けた支援の在り方や、支援対象者への接し方、接する上での悩みへの対応などに関する支援として、保護者向けセミナーと相談会を実施しました。

平塚市5/30,12/3、南足柄市5/17、座間市10/6、厚木市10/8、伊勢原市6/25
（計6回）

臨床心理士による心理カウンセリング
総合相談窓口臨床心理士2名を配置し、支援対象者の必要に応じてカウンセリングを行いました。

訪問支援（アウトリーチ）
支援対象者が居住する住宅や施設等を訪問して支援を行いました。（計12回）

関係機関等との連絡調整
会議への参加や連携活動を行いました。

エ 少年相談活動（警察本部）

少年相談・保護センターは、県内8方面に事務所を置き、専門の少年相談員が、非行問題や犯罪・いじめ等の被害で困っている少年、保護者、学校関係者等からの相談を受けています。

また、被害少年サポーターや大学生少年サポーター等、少年警察ボランティアの協力を得ながら、非行や被害からの立ち直り支援活動も行っています。

電話による相談窓口として、「ユーステレホンコーナー」を開設しています。

TEL 0120 - 45 - 7867（フリーダイヤル）

TEL 045 - 641 - 0045

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

（土・日・祝日・年末年始を除く）

「少年相談・保護センター」のご案内

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd1004.htm>

オ 総合教育センター[教育相談センター]による相談事業（教育局）

県立総合教育センターにおいて、指導主事や多様な専門職（臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、医師等）により、学校、家庭、発達に関する様々な相談、転編入学に関する相談に対応しています。また、「いじめ110番」を設置して24時間365日の相談に対応しています。

来所による相談 0466 - 81 - 8521（代表）
 電話による相談 総合教育相談 0466 - 81 - 0185
 発達教育相談 0466 - 84 - 2210
 不登校ほっとライン 0466 - 81 - 0185
 転編入学情報センター 045 - 210 - 8234～5
 いじめ110番 0466 - 81 - 8111（24時間・365日対応）

Eメールによる相談

<https://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ssl/soudan/>

教育相談センターのご案内

<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/Snavi/soudanSnavi/>

平成25年度・教育相談内容別実績

相談内容	相談件数	(構成比)	相談方法別					具体例
			電話	来所 (事例数)	訪問	Eメール	FAX その他	
生活	3,159	18.1%	978	1,919 (236)	258	4	0	子育て不安、日常生活のしつけ、養育などの生活習慣等
学習	807	4.6%	323	365 (51)	110	9	0	学習課題、学習意欲、学習方法等
言語	50	0.3%	21	29 (3)	0	0	0	ことばの遅れ、コミュニケーション、構音等
運動機能	11	0.1%	3	0 (0)	8	0	0	粗大運動、微細運動、移動等
行動	1,869	10.7%	447	1,082 (125)	331	9	0	多動、集団不適応、過食・拒食、リストカット、暴力行為、非行等
いじめ	914	5.2%	885	15 (3)	0	14	0	仲間はずれ、無視、言葉での脅し、からかい、暴力等
不登校・ひきこもり	2,485	14.3%	1,102	1,251 (140)	121	11	0	交友・学業の問題、遊び・非行、無気力、不安、意図的拒否等
対人関係	687	3.9%	545	98 (14)	30	14	0	子ども同士の関係、家族間の人間関係、保護者との関係等
進路	1,207	6.9%	717	413 (87)	48	29	0	進学、就職、大学入学資格検定、就学相談、進路選択等
転入学 編入学	4,881	28.0%	4,512	211 (111)	0	158	0	転居や特別の事情による転入学、海外からの帰国、再入学等
海外教育 留学	18	0.1%	6	0 (0)	0	12	0	日本語指導、外国語の保持、外国籍児童・生徒の編入学等
教育行政	33	0.2%	31	0 (0)	0	2	0	入試制度、奨学金制度、私学補助、教職員採用試験等
学校・教師	685	3.9%	627	40 (5)	0	18	0	学校・教職員への不信、校内組織、教育課程等
校内支援 システム	0	0.0%	0	0 (0)	0	0	0	教育相談体制づくり、人的資源の活用方法、研修会等
その他	627	3.6%	506	25 (17)	58	38	0	情報提供、他機関との連携、主訴不明等
合計件数	17,433		10,703	5,448 (792)	964	318	0	
(構成比)		100.0%	61.4%	31.3%	5.5%	1.8%	0.0%	

相談件数とは、電話や来所、学校等への訪問、Eメール、その他の方法で相談員が相談者に実際に対応した回数の合計である。

事例数とは、1人の相談対象者について本人、保護者等に数回継続して相談を実施した場合、これを1事例として集計した数である。

訪問とは、学校等からの要請に基づき、学校等を訪問して行う要請訪問相談である。

構成比は小数点以下第2位で四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合がある。

(2) ひきこもり等困難を抱える青少年の支援

ア ひきこもり地域支援センター（県民局）

県立青少年センターでは、「ひきこもり地域支援センター」（厚生労働省 ひきこもり対策推進事業）を、「かながわ子ども・若者総合相談センター」（63頁参照）と一体で運営しています。「ひきこもり地域支援センター」では、ひきこもりや不登校等の状態にある青少年やその家族等からの相談に対して、きめ細かく対応するとともに、各地域と連携し、青少年地域支援フォーラムやひきこもりを考える家族セミナー等の啓発活動を行っています。

ひきこもり地域支援センターの概要

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html

（平成25年度・活動状況）

ひきこもりを考える家族講座

ひきこもりに関する知識や情報を得ることで、家族の孤立感を軽減させ、当事者と余裕をもって関わることで解決の糸口を見出せるように支援しています。

精神保健福祉センター、茅ヶ崎保健福祉事務所、鎌倉保健福祉事務所、藤沢市保健所と共催

場 所：藤沢市保健所、実施日：6月20日、参加人数：74人

ひきこもりを考える家族へのワークショップ

ひきこもりを考える家族講座で得た知識を踏まえ、コミュニケーションの向上と家族機能の回復を促しています。

藤沢保健所と共催

場 所：藤沢市保健所、実施日：7月3、17、31日、8月7、21日

参加人数：60人

ひきこもりを考える家族セミナー

当事者との関り方も含め、幅広くひきこもりに関する知識や情報を家族に提供し、家族の心理的負担を軽減しつつ対応の変化を促しています。

秦野市、伊勢原市、秦野保健福祉事務所、伊勢原市立支援協議会専門部会と共催

場 所：秦野市保健センター、実施日：10月3、9、31日、参加延人数：75人

地域青少年支援フォーラム・個別相談会

市町村、保健福祉事務所、相談関係機関、NPO団体等の協力を得て、ひきこもりに悩む家族や当事者に対し、フォーラム相談会を実施し、地域におけるひきこもり青少年の支援・強化を図っています。

逗子文化プラザでの開催状況

実施日：4月20日、参加人数：43人、相談延件数：9件（実件数7件）

座間市青少年センターでの開催状況

実施日：11月24日、参加人数：12人、相談延件数：11件（実件数7件）

地域相談会

市町村と共催して出前相談会を実施し、ひきこもりに悩む家族や当事者の相談窓口への誘導と市町村職員の問題への理解を深めています。

共催市町村の相談件数

8月24日：湯河原町 延8件（実件数5件）

9月25日：大磯町 延8件（実件数6件）

10月21日：南足柄市 延7件（実件数5件）

NPOの活動に必要な場や機材の提供（オープンスペース、情報コーナー、ワーキングコーナー、NPO支援活動室を提供）

延べ1,219団体、9,990人が施設利用した。（4月1日から3月31日までの間）

NPOスタッフ研修会の実施（2回実施、講師3名）

不登校、ひきこもり、非行やNPO運営に関する講話や技術講習を実施しました。

第1回 運営に関する講話と意見交換

場 所：青少年センター研修室1

実施日：11月30日、参加人数：35人（定員30人）

第2回 パソコンを用いての効果的なチラシ作り講座

場 所：青少年センター研修室1

実施日：1月11日、参加人数：10人（定員10人）

ボランティア研修会の実施

NPOでボランティア活動を志す若者に対して、基礎知識、体験学習を実施しました。

（1回4日間、定員20人4回）

場 所：青少年センター本館研修室及び別館NPO活動室1

実施日：11月23、24日、2月8日、3月1日

11月25日～2月28日にNPO等で5回以上のボランティア体験活動を実施

参加延人数：35人

地域理解促進事業

ひきこもり、不登校に悩む若者を地域で支える団体による講座開催等の支援を実施しました。

ひきこもり青少年の親の会等地域団体活動推奨事業

実施団体：5団体、実施期間：6月1日から1月31日

参加延人数：164人

ひきこもり地域支援団体活動推進

実施団体：7団体、実施期間：6月1日から1月31日

参加延人数：190人



ひきこもり経験者による相談補助活動

かながわ子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）では、対応等に苦慮する家族に対し、希望により面接相談において、ひきこもりや不登校の経験のあるひきこもり相談補助員が、自身の体験や思いなどを話す「ひきこもり相談補助活動」を行っています。

また、「青少年地域支援フォーラム」や「ひきこもりを考える家族セミナー」において、ひきこもり相談補助員が体験談を話すなどの活動も行っています。

（問い合わせ先 県立青少年センター青少年サポート課）

ひきこもり相談補助員について

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100332/p842884.html>

イ ひきこもり等青少年自立支援事業（県民局）

ひきこもりの青少年をはじめとして、コミュニケーションや対人関係に悩みを持つ青少年を対象に、ひきこもり予防を含めた広い意味での自立支援を目的とした「コミュニケーション・人間関係講座」を、ひきこもり等青少年支援に取り組む民間支援団体と協働して実施しています。

平成25年度は、5講座を実施しました。

ウ 障害者地域生活支援事業[県事業]の一部（保健福祉局）

自閉症等の発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行うため、県立中井やまゆり園に「発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各地域の相談窓口と連携して、発達障害に関する相談支援や、研修事業、普及啓発等を実施しています。

エ フリースペース等事業費補助（県民局）

ひきこもり等の青少年が安心できる多様な居場所づくりを促進するために、フリースペース等を運営するNPO等が実施する相談事業を対象に助成しています。

平成25年度は、10団体に対して支援をしました。

オ ひきこもり支援サイト「ひきスタ」（県民局）

県では、ひきこもり若者支援サイトを開設運営し、ひきこもりの状態にあり社会と接する機会がない若者が、県やNPOが実施する相談事業や体験活動等の情報を入手し、社会に関心を持つきっかけとなるような場を提供しています。

平成25年度は、アクセス数58,049件、投稿数374件、投稿記事数は動画6件、インタビュー記事8件、その他は20件でした。

<こんなコーナーがあります>

撮ってみた。…インタビューなどの動画コーナー

言ってみた。…テーマ別投稿コーナー

訊いてみた。…チャット形式インタビュー記事

読んでみた。…ひきこもり関連書籍の紹介

描いてみた。…キャラクター漫画など

☞若者を支援する旬な情報 県・団体によるイベント情報
県内の支援団体マップ など

<Twitterキャラクター>

ひきスタのナビゲーター。サイトやツイッターで、新着情報のお知らせなどのご案内をします。



姉 星すずはり 弟 星こゆるぎ

<http://hkst.gr.jp/>

(3) 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進

ア 非行防止教室の開催（警察本部）

子どもたちの年齢や発達段階に応じた警察本部作成の非行防止用の紙芝居、クイズ、かるた、パワーポイント等を活用し、規範意識の醸成と定着を図っています。また、研修を受けた少年補導員やスクールサポーターを講師としたインターネット安全教室も行っています。



非行防止用クイズ（暴力編）

イ 高校生による非行防止教室の開催（教育局・警察本部）

警察本部作製の非行防止用の啓発教材を活用し、高校生が講師になり、幼児や小・中学生と一緒に社会のルールやきまりを学び、その大切さに気付かせていく取組みを推進しています。寸劇を交えたり、クイズを取り入れるなど、参加型の教室を実施して、コミュニケーション能力の向上と、幼児や小・中学生、講師となる高校生の規範意識の向上を図ることを目的としています。

非行防止教室等の開催状況（平成25年）

非 行 防 止 教 室 開 催 回 数		1,887回
回 数	小 学 校	954回
	中 学 校	539回
	高 等 学 校	65回
	そ の 他 の 学 校	83回
	そ の 他	246回
非 行 防 止 教 室 参 加 人 員		330,636人
参 加 人 員	小 学 校	135,725人
	中 学 校	98,448人
	高 校 生	20,310人
	そ の 他 の 学 校 学 生	14,358人
	保 護 者 等	61,795人
薬 物 乱 用 防 止 教 室 開 催 回 数		319回
回 数	小 学 校	94回
	中 学 校	133回
	高 校 生	50回
	そ の 他 の 学 校	3回
	そ の 他	39回
薬 物 乱 用 防 止 教 室 参 加 人 員		76,610人
参 加 人 員	小 学 校	8,691人
	中 学 校	29,485人
	高 校 生	14,251人
	そ の 他 の 学 校 学 生	1,060人
	保 護 者 等	23,123人
薬 物 乱 用 広 報 車 派 遣 回 数		34回
啓 発 人 員		4,116人

ウ 少年の規範意識を醸成する活動（警察本部）

児童・生徒が自ら非行や被害防止について考え、問題解決に向けた討議や活動を行い、その成果を発表する「非行・被害防止サミット」や、少年が参加する街頭キャンペーン、環境美化活動などの社会参加活動を推進して、少年の規範意識の醸成と定着を図っています。



高校生による非行防止教室

エ いのちの大切さを学ぶ教室の開催（警察本部）【再掲】

次世代を担う中学生・高校生に犯罪に遭われた方とご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「いのちの大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命も大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識の向上、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり支える気運の醸成を図っています。

オ スクールサポーターによる活動（警察本部）

警察、学校及び地域の連絡調整を図り、児童等の安全確保に関する学校及び地域に対する支援、地域安全情報の収集及び提供、非行防止・犯罪被害防止などを実施することにより、少年の健全育成を図っています。



スクールサポーターによる
見守り活動

カ 少年補導活動等の充実による非行と犯罪被害の未然防止（警察本部）

警察と少年補導員等の少年警察ボランティア、学校関係者等が連携し、街頭補導活動や見守り活動を充実させ、非行や被害に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

「少年補導員の活動紹介」

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd1b000.htm>



少年補導員による街頭補導活動

少年補導員の活動状況（平成25年）

活 動 回 数	
活 動 回 数	3,609回
街 頭 補 導 活 動	2,377回
社 会 参 加 活 動	576回
環 境 浄 化 活 動	366回
少 年 相 談 活 動	7回
会 議 等 に 参 加	283回

キ 少年サポートチーム活動の推進（警察本部）

学校、PTA、地域の大人やボランティア、教育委員会、児童相談所、少年警察ボランティア、警察などが力を合わせて、相談活動、補導活動、居場所づくりなどを推進し、非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている学校や個々の少年の立ち直りを支援しています。朝のあいさつ活動や環境美化活動など様々な活動を通して、学校と地域がつながり、これまでに、いくつもの学校が明るく元気を取り戻しています。

ク サイバー補導活動の推進（警察本部）

少年が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、警察官が書き込みを行った少年と実際に会って注意、指導等を行い、インターネット利用に起因する福祉犯罪の被害から少年を守り、その健全育成を図っている。

ケ 問題を抱える少年に対する継続補導の推進（警察本部）

専門の少年相談員が、非行や不良行為等の問題を抱えた少年に対し、継続的な指導や助言を行い、立ち直りと非行防止を図っています。



継続補導の推進状況（平成25年）

継 続 補 導 実 施 人 員		621人
内 容 別	非 行 問 題	524人
	学 校 問 題	22人
	家 庭 問 題	22人
	交 友 問 題	2人
	健 康 問 題	0人
	家 出	51人
	そ の 他	0人

コ 少年柔道・剣道の推進（警察本部）

小・中学生等を対象に、警察官等が柔道・剣道を指導して、連帯感やルールを学ばせるとともに、克己心や規範意識を醸成して、非行防止と健全育成を図っています。

(4) 不登校・いじめ・暴力行為など学校が抱える課題への対応の充実

ア いじめ防止対策推進法施行に伴ういじめ防止対策の推進（教育局）

いじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「神奈川県いじめ防止基本方針」を策定し、また、いじめの防止や早期発見等についての調査研究を行う組織や、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るための組織等を設置することにより、本県のいじめ防止対策に係る諸施策を推進しています。

イ 問題行動等未然防止推進事業（教育局）

児童・生徒の問題行動の未然防止や効果的な生徒指導のあり方などについて、県立高校を対象とした研究を実施し、その成果の普及を図っています。

ウ かながわ子どもスマイルウェーブ事業（教育局）

子どもたちのいじめや暴力行為などを未然に防ぎ、「かながわ教育ビジョンが提唱する「心ふれあう しなやかな 人づくり」を目指して、地域の大人たちが、子どもの“育ち”に積極的に関わりを深める「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ」を推進しています。

SMILEには、“笑顔”とともにSupport（子どもの育ちを支援）、Magnet（地域や人のつながり）、Interest（子どもの育ちへの関心）、Life（いのちを守り、育む）、Enjoy（楽しんで取り組む）の意味を込めています。



エ スクールカウンセラー配置活用事業（教育局）

不登校等の未然防止や早期対応を図るため、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等を「スクールカウンセラー」として政令市を除く全中学校、中等教育学校、県立高等学校拠点校57学校に配置するとともに、スクールカウンセラーへの助言・指導を行う「スーパーバイザー」を教育局に配置しています。

オ スクールソーシャルワーカー活用事業・巡回相談等強化事業（教育局）

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所に配置しています。また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行うほか、県立学校からの相談に応じています。

(5) 社会的・経済的な自立の促進

ア 若年者就業支援事業（産業労働局）

「かながわ若者就職支援センター」を中心にキャリアカウンセリングをはじめ、就職活動支援セミナーや就職情報・職業訓練情報の提供などを行い、若者の就職を促進しています。

「かながわ若者就職支援センター」ホームページ

<http://www.kanagawa-wakamono.jp/>

イ キャリア教育推進事業（教育局）

児童・生徒一人ひとりが、自らの生き方を主体的に考え、生きる力を身に付け将来の夢や希望を持てるよう、発達の段階に応じた勤労観、職業観を育てます。また、そのための教員対象の研修を実施しています。



ウ 生活保護受給世帯の子どもと親の支援（保健福祉局）

（平成27年度は生活困窮世帯と名称が変わります）

ケースワーカーの家庭訪問等による日常生活支援や養育支援等を強化するため、生活保護を所管する全ての保健福祉事務所に生活保護・子ども支援員を配置し、子どもや親に直接的・継続的に関わるとともに、生活保護受給世帯の子どもの家庭学習をサポートするための学習支援等を行っています。また、組織的に支援が行えるよう策定した「子どもの健全育成プログラム」について、最新の制度を反映させた改定版を発行し、県内各福祉事務所において、子ども支援が推進されるよう、研修等で普及啓発をしています。

エ あすなるサポートステーション事業（県民局）

児童福祉施設の入所児童、退所児童等に対する相談支援、交流の場の設定、社会常識や生活技能等習得の講演会などを実施するとともに、一步を踏み出すことができない退所児童等への訪問相談や専門相談機関への同行などの支援を行っています。

所在地：藤沢市辻堂 2-5-10 ジェームスタウン熊ノ森301

電話番号：0466-54-8917 FAX：0466-54-8942

メールアドレス：shonan.asunaro@gmail.com

開所時間：火曜・木曜 10時～17時、土曜 14時～20時

来所受付：火曜 15時～17時、土曜 17時～20時

3 青少年の健やかな成長を支える地域社会づくり

(1) 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進

ア 青少年保護育成条例推進事業（県民局）

青少年を取り巻く有害な社会環境の健全化を促進するため、「神奈川県青少年保護育成条例」の適切な運用を図っています。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員（権限を移譲した市町においては、その首長等が指定した職員）が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っており、平成25年度は、書店等612店に立入調査を実施しました。

また、関係業界を含めた各種団体等の協力体制のもと、様々な啓発活動を行っています。

神奈川県青少年保護育成条例について

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p26719.html>



深夜外出は保護者同伴でも原則禁止です！

深夜（夜11時～朝4時）の外出は、青少年の生活習慣の乱れや健康への影響が心配されます。青少年だけで外出させないことはもちろん、保護者同伴でも外出しないようにしてください。（青少年課）

イ 青少年喫煙飲酒防止条例推進事業（県民局）【再掲】

青少年がたばこ・酒類を容易に入手できない社会環境づくりを進めるため、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用を図っています。

条例に基づく規制が順守されているかどうかを確認するため、知事の指定した職員が、店舗に対して立入調査を行い、必要な改善指導を行っており、平成25年度は、203店に立入調査を実施しました。

また、関係業界と協働し、様々な啓発活動を行っています。

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p12516.html>

ウ 風俗営業店等に対する立ち入り・協力要請の実施（警察本部）

パチンコ店やゲームセンター等に、警察職員及び少年指導委員が立入調査を実施して、風俗営業又は性風俗関連特殊営業等を営む者、その他関係者に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言や協力要請を行っています。



少年指導委員による立ち入り

(2) 急激に進展する情報化社会への対応

ア 青少年保護育成条例推進事業（県民局）

「神奈川県青少年保護育成条例」に基づき、青少年が利用する携帯電話へのフィルタリング設定の徹底、インターネット接続制限・監督機能の活用促進、適正利用の普及啓発等を図っています。

平成25年度は、小学1年生と中学1年生の保護者を対象に、インターネットの正しい利用やフィルタリングの設定を呼びかけたチラシを作成し、学校の三者面談等を活用して配布しました。

小学校1年生の保護者向けチラシ 作成部数：115,000枚

中学校1年生の保護者向けチラシ 作成部数：100,000枚

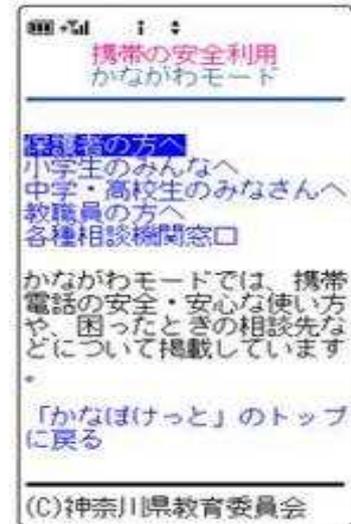
イ 携帯電話サイト「かながわモード」の運営（教育局）

携帯電話の安全・安心な使用のために、携帯電話の危険性を認識するページや代表的なトラブルへの対処法を案内するページなどから構成する携帯電話サイトを運営しています。

かながわモード(携帯電話から閲覧できる情報)

<http://www.pref.kanagawa.jp/mbi/f100021/>

QRコード



ウ 携帯電話販売店に対する協力要請（警察本部）

携帯電話販売店を訪問し、青少年が利用するスマートフォン、携帯電話等の契約販売の場において、少年の年齢に応じたフィルタリングの必要性や各機器に対応したフィルタリング等について、保護者に丁寧な説明を行うよう要請している。



(3) 被害防止・保護活動の推進

ア 児童虐待防止対策緊急強化事業（県民局）

児童虐待防止対策の緊急的な強化を図るため、児童相談所等における児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策強化のための広報啓発や人材養成、児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善などの取組みを実施しています。



児童虐待防止の様々な取組み

・ 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、県内の全市町村に設置され、関係機関が連携して児童虐待等への対応を行っています。

関係機関は、児童福祉関係、保健医療関係、教育機関、警察・司法関係、人権擁護関係、NPO・ボランティア等です。

（子ども家庭課）

・ 児童虐待早期発見に関するチェックリスト

子ども、親、家庭の様子について、それぞれ「緊急的な支援を要するもの」、「虐待を疑わせるもの」、「虐待の視点を持つ必要があるもの」とし、チェック項目を示しています。「緊急な支援を要するもの」については、児童相談所へ通告してください。

（子ども家庭課）



児童虐待早期発見に関するチェックリストの紹介

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70170/p82585.html>

・ 乳幼児揺さぶられ症候群の防止啓発

乳幼児を持つ保護者への、乳幼児揺さぶられ症候群の予防教育に活用できるミニリーフレット「赤ちゃんが泣いて困ったら・・・～乳幼児揺さぶられ症候群を起こさないために～」を作成し、医療機関や行政機関等に配布しました。

（次世代育成課）

「赤ちゃんが泣いて困ったら・・・～乳幼児揺さぶられ症候群を起こさないために～」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480209/>



妊娠中及び子育て中の保護者等向けに、乳幼児揺さぶられ症候群の危険性や予防のための対処法等を提示したドラマ仕立ての啓発映像（15分）を製作しました。

（子ども家庭課）

「赤ちゃんは泣くことが仕事です。」我が子を乳幼児揺さぶられ症候群から守るために

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480070/>

イ 児童ポルノ排除に向けた社会気運の醸成（警察本部）

「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護等、児童ポルノ排除のための対策や広報啓発活動を推進しています。



ウ 青少年の福祉を害する犯罪対策の推進（警察本部）

児童買春など、青少年の心身に有害な影響を与え、青少年の福祉を害する犯罪の取締りと被害少年の発見・保護を推進しています。

エ 犯罪被害者等への支援（安全防災局）

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」における法律相談やカウンセリングなど、犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の立場に立った支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える人材の育成及び県民や事業者の理解促進を図るための取組みを推進しています。

また、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方が、いつでも安心して相談できるよう、平成26年4月1日に「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」を開設し、24時間365日対応で、被害にあわれた方などからの相談に電話で対応しています。

「かながわ性犯罪・性暴力ホットライン」045-210-7379（ナヤマナク）

[かながわ犯罪被害者サポートステーションについて](http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4181/p12669.html/)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4181/p12669.html/>

[性犯罪・性暴力の被害にあったら](http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f520370/)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f520370/>

(4) 青少年の成長を支える豊かなコミュニティづくり

ア 青少年関係団体育成事業（県民局）

青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興と団体の育成を図るとともに青少年活動の活性化を図っています。

少年団体一覧

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f211/p34095.html>

青年団体一覧

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f211/p34094.html>

イ 家庭教育力充実事業（教育局）

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成・配付しています。



学習資料(家庭教育ハンドブック・すこやか)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370066>

ウ 安全・安心まちづくり活性化事業（安全防災局）

子どもを対象とした防犯教室や、県民総ぐるみの取組みに向けた気運を醸成するための各種イベント等の開催、安全・安心まちづくりに関する情報発信のほか、自主防犯活動への支援などを行っています。



エ セーフティかながわユースカレッジの開催（安全防災局）

高校生や大学生など若い世代の防犯活動に対する関心を高め、自主防犯活動への参加を促進するとともに、防犯に関する知識・技能の向上を図るため、専門家による講義や意見交換を行う研修会を開催しています。

また、高校や大学の希望に応じて、防犯活動の指導を行う出前型講座も実施しています。

オ 大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア活動への参加促進（警察本部）

県警察では、ボランティア活動に興味のある学生等に対して、防犯活動の紹介や活動の場を提供するなど、防犯ボランティア活動を始めるきっかけ作りに取り組んでいます。

現在、高校・大学において、多くの防犯ボランティア団体が結成され、多くの方々が防犯ボランティアとして活躍していますが、中でも、県内の大学生が中心となって構成された防犯ボランティア団体「神奈川防犯シーガル隊」では、県警察と合同防犯キャンペーンを行うなど、学校・地域の枠組みを超えた積極的な活動を展開しています。

平成25年度は、12大学85名の大学生が参加しています。

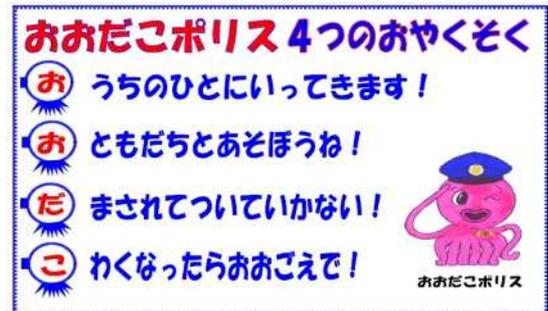


カ 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくりの推進（警察本部）

県警察では、青少年が犯罪の被害に遭わないために防犯ボランティア団体、地域住民、事業者等と連携したパトロール活動や子どもの見守り活動を推進しています。

また、子どもの緊急避難場所として「子ども110番の家」の活動に対する支援やピーガルクン子ども安全メール等を活用した情報発信を行っているほか、子どもの危険回避能力を向上させるため、小学生等を対象とした防犯教室（「おおだこポリス子ども安全スクール」）を開催するなど各種取組を推進しています。

平成25年度は、567件の情報を配信しました。



ピーガルクン子ども安全メール

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd5010.htm>

ピーガルクン子ども安全メールQRコード



キ NPO等との連携による不登校児童・生徒支援事業（教育局）

不登校児童・生徒のために居場所づくりを進めるフリースクールやフリースペース等と学校関係者による連携協議会を設置し、連携協力して不登校相談会、進路情報説明会を行い、一人ひとりの自立や学校生活の再開に向けて支援を行います。



ク 青少年育成地域活動推進事業（県民局）

青少年育成に係る地域活動を推進するため、青少年指導員や子ども会の活動への支援を行っています。

（平成25年度・活動状況）

子ども会大会

- ・ 青少年子どもフェスティバル: 1事業

一般参加者: 535人

子ども会及び出展ブース関係者等を含めた出席者総数: 1776人





お知らせ

インターネット上の有害情報の氾濫について

～携帯電話へのフィルタリング設定の必要性～

現在、多くの青少年が携帯電話・PHS端末を所持しており、携帯電話等により、インターネットを利用することは当たり前の世の中になっていますが、インターネットは便利な反面、青少年の有害な情報へのアクセス、有害な情報を介した犯罪被害の発生等の弊害も生じています。

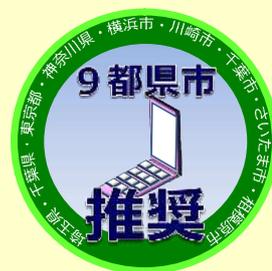
青少年の携帯電話にフィルタリングを義務化



こうした状況の下、青少年有害情報を遮断するフィルタリングの利用を徹底するため、青少年保護育成条例では、携帯電話事業者にはフィルタリングの必要性やインターネット利用の制限・監督機能について書面により説明すること等を、保護者にはフィルタリングを利用しない場合には、その理由等を書面で事業者に提出すること等を義務付けています。

青少年向け携帯電話等推奨制度について

さらに、平成23年11月から、首都圏の9つの都・県・市が連携して「青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末等」を推奨する制度を実施しています。この制度は青少年が携帯電話を持つことを勧めるものではありませんが、持たせる必要がある場合の目安・参考としていただくために設けたもので、「おおむね小学生程度」には、インターネット接続ができないもの、「おおむね中学生以上」には、携帯電話事業者や保護者が安全と認めたサイトのみ接続できるもの等の基準を定めています。また、本推奨制度を周知するため、マークを作成しています。



スマートフォン、ゲーム機にもフィルタリングの設定を



最近では、スマートフォンの普及が急速に進んでおり、また、携帯型ゲーム機によるインターネット接続もできるようになっています。スマートフォンは携帯電話回線の他に無線LAN回線によりインターネット接続ができ、携帯型ゲーム機もその多くは無線LAN回線によりインターネットに接続できる状況にあります。これらの機器についても、青少年を有害情報から守るためには、フィルタリングの設定が必要です。

(注) フィルタリングが設定できない機種や、フィルタリングが有料の場合があります。

携帯電話やインターネットのルールなどについて家庭で話し合しましょう

有害情報に接しないようにするとともに、青少年自身にインターネットを適切に活用する能力を身に付けさせることが大切です。保護者の皆さんもインターネットに関する理解を深め、日頃から家庭でインターネットのルールや青少年のネットトラブルの防止について、家族で話し合う機会を設けましょう。

(問い合わせ先 青少年課)

問い合わせ先

青少年総合対策本部事務局

神奈川県県民局次世代育成部青少年課企画グループ (電話 045-210-3840 直通)

手紙で 〒231-8588 神奈川県県民局次世代育成部青少年課 (所在地は省略できます。)

県の施設、市町村の窓口などにある「わたしの提案(神奈川県への提言)」の専用封筒もご利用いただけます。

この封筒をご利用の際には、封筒のあて先欄に「県民局次世代育成部青少年課」と明記してください。

ファクシミリで 045-210-8841

インターネットで 青少年課のホームページのお問い合わせフォームをご利用いただけます。